

2021年7月16日

パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社

### 第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、施工管理技士資格等における実務経験の不備について、2020年11月27日に公表しましたとおり、客観的な調査に基づく原因究明等を委嘱しておりましたが、昨日、第三者委員会より「調査報告書」を受領し、本日、国土交通省へ「調査報告書」の内容及び当社自身による再発防止策について報告しましたので、お知らせいたします。

なお、パナソニックグループ全体における再発防止策については、現在もパナソニック株式会社において設置された第三者委員会によるパナソニックグループ全体を対象とした調査が続いておりますので、当該調査に関する報告書を受領した後、パナソニック株式会社よりお知らせいたします。

建設工事の適切な施工の確認を図るうえで非常に重要な施工管理技士資格の取得に関し、実務経験が不備であるにもかかわらず取得していた事例が数多く確認されたことについて、国土交通省等の行政機関、当社に対して建設工事をご依頼いただいたお客様やお取引先の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、過去に実務経験の不備者が主任技術者として配置された物件につきましては、第三者委員会のもと、第三者機関による施工品質の検証を進めてまいります。

### 記

#### 1. 調査の概要

##### (1) 当社からの主な委嘱事項

- ① 施工管理技術検定試験において、受験資格である所定の実務経験を充足していない状況にあった者が、同試験を受験・資格取得していることに係る一連の経緯（当社の役員の認識及び当社の関与の有無・程度を含む。）
- ② 当社における上記①に類似する事象の有無等（件外調査実施）

##### (2) 第三者委員会による調査期間

2020年11月27日から2021年7月14日まで

(3) 当社に関する調査報告書の内容

添付資料のとおりです。

2. 当社における実務経験（指導監督の実務経験を含む。以下同じ。）の不備等

(1) 施工管理技士の技術検定試験

ア. 現職者

現職者の資格判定対象者は合計 305 名 516 資格<sup>1</sup>ですが、そのうち「×」と判定された資格があった者は 51 名（資格総数：57 個）でした。なお、初回受験年度に「×」と判定された資格があった者のうち、その後の合格年度においては実務経験に不備があるとは認められない者を除外した場合には、「×」と判定された資格があった者は 47 名（資格総数：53 個）でした。

イ. 退職者

退職者の資格判定対象者は合計 42 名 67 資格ですが、そのうち「×」と判定された資格があった者は 11 名（資格総数：14 個）でした。

<まとめ>

	判定対象資格数	「○」判定	「△」判定 <sup>(2)</sup>	「×」判定
現職者	516 資格	452 資格	7 資格	57 資格
退職者	67 資格	51 資格	2 資格	14 資格

(2) 監理技術者資格

ア. 現職者

現職者の資格判定対象者は合計 3 名 3 資格ですが、そのうち「×」と判定された資格があった者は 0 名（資格総数：0 個）でした。

イ. 退職者

退職者の資格判定対象者は合計 1 名 1 資格ですが、そのうち「×」と判定された資格があった者は 0 名（資格総数：0 個）でした。

<まとめ>

	判定対象資格数	「○」判定	「△」判定	「×」判定
現職者	3 資格	3 資格	0 資格	0 資格
退職者	1 資格	1 資格	0 資格	0 資格

(3) 当社営業所の専任技術者

上記 (1) 及び (2) において「×」と判定された資格に基づいて当社の専任技術者として配置された者の概要は以下のとおりでした。

<sup>1</sup> 当調査においては、現職者のうち、第三者委員会設置時点で施工管理技士資格を保有していた者に加え、2020 年度の技術検定試験に合格した者を資格判定対象者として取り扱っています。

<sup>2</sup> 「△」は「○」、「×」のいずれとも判定できないものであり、例えば、「○」判定とするに至らないが不備があったとは考えられない類型（例えば、昔の工事であるため個別の工事を記載できていないが実務経験が存在することが他の事情（所属部署等）から推認し得るものなど）が含まれています。

<まとめ>

	「×」判定
「×」と判定された者のうち専任技術者として配置された者の人数	7名
「×」と判定された者が専任技術者として配置された建設工数の種類数	8個

3. 実務経験の不備者が配置された物件

実務経験の不備者が主任技術者として配置された物件を、資格不備者配置物件として施工品質の調査対象としてまいります。当社の資格不備者配置物件は合計 1222 件であり、そのうち不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性がある物件 4 件及び不特定多数が利用する物件 38 件（これらの内訳は別紙のとおりです。）、これらいずれにも該当しない家庭向け物件を含むその他の物件は 1180 件となります。なお、当社が現在施工中の物件において、実務経験の不備者が主任技術者として配置されている物件はありません。

今後、第三者機関により施工品質の検証が実施される予定ですが、第三者機関は、第三者委員会により検証の中立性及び検証能力に問題がないものと評価されています。第三者機関による資格不備者配置物件の検証が終了した時点で、当社より検証結果をお知らせいたします。

なお、当社の資格不備者配置物件については、これまでに工事の発注者等に対して必要な報告を行うとともに、このうち不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性がある物件 4 件については、発注者等より安全性自体に問題は認められない旨の回答を得ており、第三者委員会からの「調査報告書」でも特段問題がないとの回答を得ている旨が記載されております。

また、上記その他の物件の一部に関しては、本日付で設置する相談窓口を当社ホームページでお知らせし、対応を図ってまいります。

4. 資格返納

第三者委員会による調査の結果、実務経験の不備が認められた者については、国土交通省のご指導のもと、施工管理技士資格を返納する手続を進めてまいります。

5. 実務経験の不備者を発生させたことに関する第三者委員会による原因分析

当社は、前述のとおり実務経験の不備者を多く発生させることになりましたが、そのような事態を招いた原因の詳細については、添付資料である第三者委員会の「調査報告書」79 頁以下をご確認ください。以下では、その内容を当社の責任において簡潔に要約させていただきます。

(1) 原因分析を考える視点となる構造的な利益相反

施工管理技士資格等の取得に必要な実務経験証明書は、申請者自らによる誓約（押

印)に加え、所属する企業による証明(会社の代表者等の押印)によってその内容の信頼性を担保する制度となっているため、会社が技術者不足の課題を抱え、自らの事業遂行のために施工管理技士資格等の保有者の増加を企図する場合は、従業員に対して資格取得を推奨する立場でありながら、従業員の申請する実務経験証明書についてその適正性をチェックするという立場を兼ねることとなり、ここに一種の利益相反構造が生じることになります。それにもかかわらず、当社では、以下のとおり、この利益相反構造を踏まえた厳格なチェックが十分に行われていませんでした。

## (2) 実務経験不備問題についての原因分析

### ① 適切な資格取得推奨がなされなかったこと

当社では、工事を担当する部門において、リフォーム・オール電化等の施工業務の拡大に伴い、特に2008年から2009年の間にかけて、慢性的な技術者不足に直面し、資格取得者を確保することが急務となった背景から、実務経験要件を軽視した不適切な資格取得の推奨が行われるようになり、その結果、実務経験要件を満たさないにもかかわらず資格を取得する事例が生じることになりました。資格取得の推奨にあたっては、適切な資格取得推奨を行うように殊に留意しなければならないにもかかわらず、適切な資格取得推奨が行われず、技術者不足を背景とする不適切な資格取得推奨を行った結果、従業員に対して、不正・不適切な資格取得の動機を生じさせることとなりました。

### ② 実務経験証明書の適正性チェックが厳格になされていなかったこと

当社では、利益相反の問題から十分な実務経験証明書のチェックが行われておらず、また、工事内容や施工管理に対する一定の知見を有する者が承認を行うという制度になっておらず、利益相反を意識した上で実務経験不備の見逃しを防ぐための体制も十分ではありませんでした。加えて、そのような不十分な承認フローも、定められたとおりに運用されていませんでした。

また、近時においても、主として実務経験要件に対する理解不足を理由とする実務経験不備が、件数は多くないものの引き続き発生しており、実務経験証明書のチェックが実効的に行われていませんでした。

このように、実務経験証明書の適正性チェックにおいては、利益相反構造があるため、チェックが甘くならないように、厳格なチェック体制をとる必要がありましたが、今日まで、十分な体制が構築されるまでには至りませんでした。

### ③ 不正・不適切な資格取得を正当化する意識があったこと

当社では、実務経験要件に不備が認められた一部の従業員において、資格取得に関する規範意識の低さがうかがわれ、当社としても実務経験要件に関する全社的な教育・啓蒙活動等は特段行われていませんでした。この事情が、当社にお

いて不正・不適切な資格取得の発生を止められなかった要因となりました。

#### 6. 第三者委員会の提言を踏まえた当社自身による再発防止策

当社としましては、第三者委員会による原因分析を真摯に受け止めるとともに、第三者委員会の「調査報告書」103頁以下の「再発防止策を策定・実行するにあたっての基本的な視座」を踏まえ、同報告書107頁以下の「再発防止策」について、以下のとおり各種対策を講じてまいります。

なお、当社はパナソニックグループの1社であり、パナソニックグループ全体における再発防止策については、現在もパナソニック株式会社において設置された第三者委員会によるパナソニックグループ全体を対象とした調査が続いておりますので、当該調査に関する報告書の内容を踏まえて、パナソニック株式会社と連携しながら追加の対策を講じてまいります。

#### (1) 資格取得への適切な牽制（中長期的な技術者養成計画の検討及び適切な資格取得推進体制の整備）

##### ① 中長期的な技術者養成・人材育成

第三者委員会より、中長期的な技術者養成計画を適切に立案することが必要であるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、事業計画に基づき、事業部門にて必要な技術者数を精査したうえで、不足となる資格数や育成が必要な資格数を把握し、社員の取得意思を踏まえた技術者の養成計画を策定いたします。また、事業変化に応じて毎年必要数を見直し、実態に即した適切な技術者養成を進めてまいります。さらに、外部及び内部講習の積極的活用による技術者養成に加え、キャリア採用などの社外の人材確保を含めた総合的対策により、適切かつ無理のない技術者配置を計画的に推進いたします。

##### ② 適切な資格取得推進体制の整備

第三者委員会より、会社の資格取得推奨の方針が不適切な資格取得推奨とならないよう、資格取得推進体制の整備をする必要があるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、受験要件を満たしていない者に対して資格取得推奨が行われないよう、当社における資格取得推奨のルールのあるあり方を検討・整備するとともに、当該ルールに基づいて資格取得推奨を社内にアナウンスする際には、執行部門・工事施工部門から独立した組織である建設業・安全管理を担当する部門にて事前にその内容をチェックする仕組みとしてまいります。

#### (2) 実務経験要件に関するチェック体制の強化・整備

##### ① 執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門の承認フローへの関与

第三者委員会より、実務経験証明書の承認フローにおいて、執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門が、工事内容及び施工管理の実態を把握した上で、最終的な検証を行うことが肝要であり、適正な牽制機能を果たす必要があるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、執行部門・工事施工部門から独立した組織として設置されている建設業・安全管理を担当する部門が受験資格や資格要件の有無を確認したうえで、その確認がなければ実務経験証明書を発行しない承認フローといたします。これにより、適正な牽制機能を発揮できる体制といたします。

なお、資格取得に際しては、必要に応じて、外部の弁護士による最終確認も実施してまいります。

### ② チェックリストの利用及びチェック時における社内ルールの策定

第三者委員会より、チェック体制を継続維持し、強化するための組織的な取り組みが必要であり、具体的には、実務経験証明書の審査をする際のチェックリストを作成したり、チェック時の社内ルールを策定したりして、活用することが考えられるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、実務経験要件の知識不足や担当者の自助努力による属人的な判断から脱却し、過誤なく適切かつ十分な判断が実施できるように、建設業・安全管理を担当する部門において、各種手引を踏まえたマニュアルやチェックリストを作成し、実務経験要件に関するルール変更等に応じて定期的なアップデートを行う等、これらを活用してまいります。また、これらの活用が適切に行われるよう教育の機会を設けて、知識の共有化を図ります。

### ③ 実務経験の証明に必要な情報の適切な管理体制の構築及び運用体制の整備

第三者委員会より、当社には受注した工事の内容及び技術者情報等が登録・保存されている Active-SeedS があるところ、こうしたシステムを活用することで実務経験チェックの確実性は向上することから、各従業員の工事経歴を見える化し、実務経験の証明に足る情報を必要十分かつ適切に保存可能なシステムを構築することが必要である、ただし、データ化に当たり虚偽情報が記録されることのないよう留意する必要があるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、実務経験を証明するに足る情報を必要十分かつ適切に保存するという観点から、指導監督的立場に該当する役割や、実務経験に含まれる業務を明確化したうえで、工事単位で、誰がどのような立場で配置されていたのか、どのような工種の工事だったのか等、記録が適切に残る仕組みとしてまいります。さらに、記録時のミスや不正を防ぐため、記録する際には「情報が正確であり、虚偽の内容を含まないこと」を誓約させる仕組みといたします。さらに、記録された情報について、前述した建設業・安全管理を担当する部門による定期的

な確認も行います。

(3) 実務経験要件の申請者及び上司に対する周知並びに教育の徹底

① 実務経験要件及び受験の手引の理解促進

第三者委員会より、資格を取得する従業員に向けて、各種要件への理解を深めるための研修・教育を行ったり、個別の質問等を受け付ける窓口を設置したりするべきであるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、各種手引の内容を正しく理解するために、資格を今後取得する従業員を対象として、各資格について理解を促進する解説書等を作成します。資格を取得しようとする当該従業員に対しては、受験前に必ず研修を受講させ、解説書の内容について理解を深めさせます。また、建設業・安全管理を担当する部門にて当該従業員からの個別の質問等を受け付けてまいります。

② 申請者による実務経験要件のチェックリストの活用

第三者委員会より、資格を取得する従業員本人による実務経験要件の自己診断ができるよう、各種手引のルールを踏まえたチェックリストを作成し、活用するべきであるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、前記(3)①の解説書とともにセルフチェックリストを作成し、これを活用して資格を取得する従業員やその上司が受験前に必ず当該チェックリストに基づくチェックを完了した上で、初めて実務経験証明書の発行を申請できる仕組みといたします。

(4) コンプライアンス意識の向上と教育の徹底

第三者委員会より、定期的にコンプライアンス意識を向上させるための研修・教育を行うべきであり、過去に発生した 2006 年問題及び今般の問題における問題点を十分に踏まえ、再発防止策について社内で周知、徹底を行うべきであるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、コンプライアンス意識の向上を図るべく、当社の役職員を対象としたコンプライアンス研修を継続的に行ってまいります。かかる研修においては、業務にかかわる法律知識、コンプライアンスの観点から求められる対応及び心構え、並びにコンプライアンス違反が会社に対して与える影響についてもしっかりと触れてまいります。

併せて、職場単位での少人数での対話会を実施し、その中で過去に発生した 2006 年問題及び今般の問題を含めて当社及び職場のコンプライアンス上の課題について議論し理解を深め、全役職員でコンプライアンスの重要性を再確認してまいります。

(5) 適切な内部監査体制の検討

第三者委員会より、今後は、再発防止の観点から、実務経験要件に関するチェック体制の整備状況及びその後の運用状況を定期的にモニタリングできるよう、内部監査体制を含む必要な牽制機能の整備・強化を検討・実行する必要があるとの提言を受けました。

上記提言を踏まえ、建設業・安全管理を担当する部門によるチェック体制を強化した上で、そのチェック体制が適切に機能しているかどうかについて、パナソニックグループによる監査を受けることに加えて、当社監査役による監査の対象とすることにより、内部監査体制を強化してまいります。

以上

**【報道関係者様お問い合わせ先】**

コンシューマーマーケティング部門 広報担当 (電話 03-5781-4183)

【別紙】施工品質検証対象物件一覧

不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のある物件・・・4件

	工事名称	業種区分	完成時期	請負金額（税抜）
1	情報基盤工事	機械器具	2015年3月	約947万円
2	換気設備工事	機械器具	2010年11月	約273万円
3	換気設備工事	機械器具	2009年10月	約1,229万円
4	換気設備工事	機械器具	2009年10月	約450万円

不特定多数が利用する物件・・・38件

	工事名称	業種区分	完成時期	請負金額 (税抜)
1	電気設備工事	電気	2013年8月	約44万円
2	太陽光発電設備工事	電気	2013年8月	約127万円
3	照明設備工事	電気	2013年10月	約1万円
4	太陽光発電設備工事	電気	2014年1月	約143万円
5	太陽光発電設備工事	電気	2014年2月	約445万円
6	太陽光発電設備工事	電気	2014年3月	約271万円
7	太陽光発電設備工事	電気	2014年3月	約294万円
8	太陽光発電設備工事	電気	2014年3月	約150万円
9	太陽光発電設備工事	電気	2015年8月	約1,000万円
10	太陽光発電設備工事	電気	2016年2月	約238万円
11	太陽光発電設備工事	電気	2016年2月	約131万円
12	太陽光発電設備工事	電気	2016年3月	約347万円
13	太陽光発電設備工事	電気	2016年3月	約115万円
14	太陽光発電設備工事	電気	2016年3月	約191万円
15	空調設備工事	管	2016年8月	約300万円
16	太陽光発電設備工事	電気	2016年8月	約130万円
17	空調設備工事	管	2016年9月	約708万円
18	受配電設備工事	電気	2017年3月	約1億900万円
19	空調設備工事	電気	2017年7月	約3万円
20	空調設備工事	管	2017年8月	約166万円
21	電気設備工事	電気	2017年8月	約1,435万円
22	リフォーム工事	管	2018年3月	約177万円
23	空調設備工事	管	2018年5月	約52万円
24	空調設備工事	管	2018年6月	約710万円
25	空調設備工事	管	2018年6月	約160万円
26	空調設備工事	管	2018年6月	約1,110万円
27	照明設備工事	電気	2018年9月	約3万円
28	リフォーム工事	管	2019年2月	約17万円
29	リフォーム工事	管	2019年3月	約38万円
30	リフォーム工事	管	2019年3月	約14万円
31	空調設備工事	管	2019年5月	約1,310万円
32	空調設備工事	管	2019年6月	約730万円

	工事名称	業種区分	完成時期	請負金額 (税抜)
33	空調設備工事	管	2019年6月	約104万円
34	空調設備工事	管	2019年7月	約12万円
35	空調設備工事	管	2020年2月	約730万円
36	リフォーム工事	管	2020年12月	約12万円
37	リフォーム工事	管	2021年2月	約36万円
38	空調設備工事	管	2021年3月	約29万円

2021年7月15日

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社 御中

# 調査報告書

【公表版】

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社第三者委員会

委員長	川 俣 尚 高
委員	本 村 健
委員	角 野 秀
委員	若 林 功
委員	森 駿 介

## 目次

第1	本調査の概要	7
1.	第三者委員会設置の経緯	7
2.	当委員会への委嘱事項	7
3.	当委員会の構成	7
(1)	当委員会の構成	7
(2)	当委員会の開催状況	8
4.	当委員会の独立性	8
5.	本調査の概要	9
(1)	調査対象	9
(2)	調査期間	9
(3)	調査方法	9
6.	本調査の限界	12
第2	前提事実（PCMC社の概要）	12
1.	沿革	12
2.	PCMC社の主な事業概要	13
(1)	地域電器専門店及びエンジニアリング部門（LE社）	13
(2)	家電量販店部門（CE社）	13
(3)	生活業態部門（VE社）	13
(4)	eコマースビジネスユニット（eCBU）	13
(5)	修理及びサービス部門（CS社）	13
(6)	システムソリューションズビジネスユニット（SSBU）	14
3.	PCMC社の工事	14
4.	PCMC社のコーポレートガバナンスの状況等	15
(1)	コーポレートガバナンスの関係図	15
(2)	主要な会議体	16
(3)	内部統制システムの整備状況	16
(4)	会計監査人	19
第3	実務経験要件の不備に係る判定方法について	19
1.	技術検定試験の受験資格及び監理技術者資格者証の資格要件について	19
(1)	技術検定試験の受験資格	19
(2)	監理技術者資格者証の資格要件	20
2.	実務経験及び指導監督の実務経験に関する判定の考え方	22
(1)	技術検定試験に係る実務経験及び指導監督の実務経験	22
(2)	監理技術者資格に係る実務経験及び指導監督の実務経験	27

3.	本調査における技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備の調査方法	30
(1)	当委員会による判定の基本方針	30
(2)	本調査における判定の対象	32
(3)	本調査における調査体制	33
第4	本調査により確認された事実	39
1.	施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の保有者の概要	39
(1)	PCMC社における資格保有者の概要	39
(2)	施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の新規保有者の推移	40
2.	技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備の実態	41
(1)	技術検定試験に係る実務経験の不備	41
(2)	監理技術者資格に係る実務経験の不備	42
(3)	資格不備者が専任技術者として配置された営業所	43
3.	2006年社内調査	43
(1)	2006年社内調査に至る経緯（松下電器産業（PSS社）及び近畿MTS社における2006年問題）	44
(2)	PCMC社らにおける2006年社内調査の内容	45
(3)	2006年社内調査の調査結果の報告内容	45
(4)	2006年社内調査の問題点	47
(5)	2006年社内調査の不備（実務経験不備の見逃し）	50
(6)	2006年社内調査の総括	52
4.	実務経験証明書の承認フローに関する社内体制	53
(1)	実務経験証明書の承認フローに関する体制及びその変遷	53
(2)	PCMC社LE社による建設業・安全管理監査における承認フロー等への指摘	60
5.	資格取得の推奨	64
(1)	資格取得の推奨の取組み	64
(2)	資格取得に対する経済的な補助	71
6.	PCMC社らによる資格不備者に対する受験指示・推奨	71
(1)	2008年から2009年頃のPCMC社における施工管理技士資格取得者増加の背景等	71
(2)	LE中四国社	72
(3)	LE北海道・東北社	74
(4)	LE中部社	75
(5)	PTSE社	76
7.	PMS社による不適切な受験指導	76
8.	内部監査（グループ監査）・監査役監査	77

(1)	調査対象 .....	77
(2)	実務経験証明書の承認フローの運用の適正性に対する内部監査・牽制.....	77
(3)	PCMC 社の監査役による監査 .....	78
第 5	原因分析 .....	79
1.	原因分析の前提となる実務経験不備者の分析.....	79
(1)	実務経験不備者の年度別の分析.....	79
(2)	実務経験不備の種類による分析.....	80
(3)	2007 年度から 2009 年度（初回受験年度）の PCMC 社 LE 社における実務経験不備者	82
(4)	2015 年度以降（初回受験年度）の実務経験不備者 .....	82
2.	不正資格取得・不適切資格取得の動機が存在等.....	83
(1)	概要 .....	83
(2)	技術者増加の背景.....	83
(3)	技術者不足に対応する中長期的な技術者養成計画の不存在.....	83
(4)	技術者不足を背景とした不適切な資格取得の推奨.....	84
3.	不正資格取得・不適切資格取得の機会の存在（牽制機能についての問題点）..	87
(1)	資格取得の推奨方針に応じたチェック体制の不備.....	87
(2)	承認フローにおける実務経験証明書のチェック体制の不備.....	88
(3)	承認フローの不実施・不徹底.....	90
(4)	内部監査部門及び監査役による承認フローに対する監査の未実施.....	94
(5)	パナソニックグループのグループ監査による承認フローに対する監査の不十分性	96
4.	不正資格取得・不適切資格取得を正当化した事情.....	96
(1)	不正資格取得・不適切資格取得を正当化する意識.....	96
(2)	実務経験に関する教育・啓蒙活動の不備.....	99
5.	2006 年社内調査の経験を活かせなかったこと .....	99
(1)	2006 年社内調査を適切に実施することができず、実務経験不備問題を解決する好機を逃したこと（近畿 MTS 社以外） .....	99
(2)	2006 年社内調査を適切に実施することができなかった根本原因 .....	100
6.	PCMC 社による建設業・安全管理監査を活かせなかったこと .....	100
7.	原因分析の総括.....	102
(1)	原因分析を考える視点となる構造的な利益相反.....	102
(2)	実務経験不備問題についての原因分析のまとめ.....	102
第 6	再発防止策 .....	103
1.	再発防止策を策定・実行するに当たっての基本的な視座.....	103
(1)	利益相反構造を意識した資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック	

体制の機能強化が必要となること.....	104
(2) PCMC 社にとって施工管理技士資格及び監理技術者資格者証はその事業のために重要な資格であり、資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック体制の機能強化のためには相応のコストをかけるべきであること.....	104
(3) 実務経験証明書の証明においては、企業としての高いコンプライアンス意識が必要であること .....	105
(4) 実務経験の不備は企業及び建設業界全体に対する信頼を失墜させるものであること	105
(5) 実務経験の不備は、従業員個人のキャリアに大きな影響を与えるものであること	106
(6) グループガバナンスとしての視点.....	106
2. 再発防止策 .....	107
(1) 資格取得への適切な牽制（中長期的な技術者養成計画の検討及び適切な資格取得推進体制の整備） .....	107
(2) 実務経験要件に関するチェック体制の強化・整備.....	109
(3) 実務経験要件の申請者・上司に対する周知・教育の徹底.....	111
(4) コンプライアンス意識の向上と教育の徹底.....	111
(5) 適切な内部監査体制の検討.....	112
(6) グループガバナンス.....	113
第7 資格不備者が配置された物件の施工品質調査.....	113
1. 施行品質の調査対象物件.....	113
(1) 資格不備者配置物件.....	113
(2) 資格不備者配置物件の調査体制等.....	114
(3) 第三者調査機関による施工品質調査対象物件の調査方法に関する方針.....	115
2. 当委員会による施工品質の調査方法に関する評価.....	117
(1) 施工品質の調査方法に対する評価.....	117
(2) 安全上の問題の有無、今後の調査の予定等.....	118
第8 結語 .....	118

**【別紙一覧】**

- 別紙 1-1 (省略)
- 別紙 1-2 (省略)
- 別紙 1-3 (実務経験不備者書面調査/調査票の回答状況)
- 別紙 1-4 (省略)
- 別紙 2 (PCMC 社の工事)
- 別紙 3 (実務経験調査書サンプル)
- 別紙 4-1 (省略)
- 別紙 4-2-1 (省略)
- 別紙 4-2-2 (省略)
- 別紙 4-3 (一部省略)
- 別紙 5 (省略)
- 別紙 7-1 (省略)
- 別紙 7-2 (省略)
- 別紙 7-3 (省略)

## 第1 本調査の概要

### 1. 第三者委員会設置の経緯

パナソニック株式会社（以下「パナソニック」という。）のグループ会社であるパナソニック環境エンジニアリング株式会社（以下「パナソニック環境エンジ」という。）において、同社が2020年7月30日に公表した「当社施工管理技士資格の不備について」及び同年9月10日に公表した「第三者委員会設置について」のとおり、同社で確認された施工管理技士資格等の不適切な取得の疑義について、第三者委員会による調査が行われた。

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社（以下「PCMC社」という。）は、自らもパナソニックのグループ会社であるところ、パナソニック環境エンジの事案を受け、同年8月以降、外部専門家の指導の下、施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の保有者が資格取得に必要な実務経験を充足しているか等について社内調査を実施した。その結果、受験資格として必要な実務経験年数を満たしていないことを受験当時認識していたにもかかわらず、会社の指示・推奨を受けて建設業法第27条に定める技術検定試験（以下「技術検定試験」という。）を受験した可能性のある者が複数名確認された。

そこで、同年11月2日開催の取締役会において、第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決定し、更なる調査を行うこととした。

### 2. 当委員会への委嘱事項

当委員会がPCMC社から委嘱を受けた事項（以下「委嘱事項」という。）は、以下のとおりである。

- ① 技術検定試験において、受験資格である所定の実務経験を充足していない状況にあった者が、同試験を受験・資格取得していることに係る一連の経緯（PCMC社の役員の認識及びPCMC社の関与の有無・程度を含む。）
- ② PCMC社における上記①に類似する事象の有無等（件外調査実施）
- ③ PCMC社の監査役が取締役会を通じて、当委員会をして調査せしめることを委嘱等することがある場合は、かかる事項等
- ④ その他当委員会が調査を必要と認めた一切の行為

### 3. 当委員会の構成

#### (1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	川俣 尚高	丸の内総合法律事務所 弁護士
委員	本村 健	岩田合同法律事務所 弁護士

委員	角野 秀	岩田合同法律事務所 弁護士
委員	若林 功	丸の内総合法律事務所 弁護士
委員	森 駿介	岩田合同法律事務所 弁護士

当委員会は、委嘱事項に関する調査（以下「本調査」という。）の実施に当たり、下記の弁護士 12 名を調査補助者として任命し、本調査に当たさせた。また、デジタル・フォレンジック調査等の支援のために株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）に所属する専門家数名の補助を受けた。これらの者は、いずれも本調査以前に PCMC 社から法律事務の委任を受けたことはなく、同社との間に利害関係はない。

丸の内総合法律事務所	弁護士	長島 亘
	弁護士	岩元 昭博
	弁護士	木村 一輝
	弁護士	堀口 佐耶香
	弁護士	加藤 将平
	弁護士	佐々木 賢治
岩田合同法律事務所	弁護士	青木 晋治
	弁護士	石川 哲平
	弁護士	藤沼 香桜里
	弁護士	伊東 夏帆
	弁護士	野口 大資
	弁護士	安西 一途

## (2) 当委員会の開催状況

別紙 1-1 のとおりである。

## 4. 当委員会の独立性

当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置された。また、当委員会が独立性を確保し実効的に本調査を行うため、当委員会は、PCMC 社との間で、概略、以下の事項について合意した。

① PCMC 社は、以下のとおり、本調査に対して全面的に協力する。

- ・ PCMC 社が所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスの保証
- ・ 関係先をして同様のアクセスを保証させること
- ・ PCMC 社は、役職員その他の関係先に対して、本調査の遂行に対する優先的な協力をすることを業務として命令すること

・ PCMC 社は、当委員会の求めがある場合には、当委員会の業務の遂行を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること

② 本調査に係る調査報告書（以下「本調査報告書」という。）に関する起案権は当委員会に専属する。

③ 当委員会は、必要があると判断する場合には、捜査機関、監督官庁、自主規制機関等公的機関及び PCMC 社の会計監査人等の外部機関と適切なコミュニケーションを行うことができる。

なお、当委員会は、PCMC 社の役職員の技術検定試験に係る受験資格及び監理技術者に係る資格要件の有無に関する判定結果（別紙 4-1、別紙 4-2-1 及び別紙 4-2-2 参照）を PCMC 社に対して暫定的なものとして 2021 年 5 月 21 日に開示した。これは、受験資格又は資格要件の不備者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件の施工品質の調査の前提として対象物件を特定する必要があるところ（別紙 7-1 参照）、その特定のためには、当委員会の判定結果による受験資格及び資格要件の不備者を PCMC 社に伝える必要があるとの当委員会の判断の下で必要な措置として行ったものである。

## 5. 本調査の概要

### (1) 調査対象

本調査の対象は、以下のとおりである。

- ① 技術検定試験に係る実務経験及び指導監督の実務経験不備
- ② 監理技術者資格者証の申請に係る実務経験及び指導監督の実務経験不備
- ③ 不適切な行為によって取得された資格に基づいて PCMC 社の専任技術者として配置された者の有無及び範囲
- ④ 不適切な行為によって取得された資格に基づいて現場の主任技術者・監理技術者として配置された物件における施工品質

### (2) 調査期間

本調査報告書に係る調査期間は、当委員会が設置された 2020 年 11 月 27 日から 2021 年 7 月 14 日までの期間（以下「本調査期間」という。）であり、本調査期間中、合計 25 回に亘り、当委員会を開催した。

### (3) 調査方法

当委員会は、以下に述べる各調査方法により本調査を実施した。

#### ア. デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、合計 10 名について、デジタル・フォレンジック調査を行った。

デジタル・フォレンジック調査は、後記第3・3(3)イでも述べるとおり、資格判定対象者に実務経験調査書を作成させ、PCMC 社がその取りまとめを行う過程において不適切な行為がなされていなかったかを確認することその他本事案の原因に関連する事項の調査を目的として実施した。

(ア) 調査対象デバイス及び電子データの保全

当委員会は、foxcale に依頼し、別紙 1-2 記載の対象者が業務上使用するパソコンに含まれる電子メールデータ、業務用モバイル端末に含まれるチャットデータ、サーバ上に存在するチャットデータ及びドキュメントファイルを保全させた。

保全を行った電子データの概要は別紙 1-2 のとおりである。

(イ) メールデータの調査対象期間

別紙 1-2 記載の対象者が業務上使用するパソコンに含まれる電子メールデータのうち、2020 年 7 月 1 日から同年 12 月 12 日までに送受信されたデータを調査対象とした。

(ウ) パソコン及びサーバ等のデータのレビュー

foxcale において、パソコン及びサーバ等から抽出して保全した電子データに対して、査読及びレビューを行った。

査読及びレビューの方法としては、電子メール（添付ファイル、Skype データを含む。）及びファイルサーバ上のドキュメントファイルについては、当委員会が設定したキーワード検索を行い、これにより絞り込まれたデータを対象として、調査用プラットフォームである「foxcope」へアップロードした上で、当委員会が設定した手順に従って foxcale による一次レビューを実施し、当該一次レビューにおいて関連性ありと判断された電子データを対象として当委員会が二次レビューを実施した。さらに、これらの電子データのうち、必要と認められるものについては、当委員会が更に詳細な事実確認及び調査を行った。

電子メール及びファイルサーバ上のドキュメントファイル以外の電子データについても、抽出された全てのチャットデータを対象として、foxcale による一次レビューを実施し、当該一次レビューにおいて関連性ありと判断された電子データについて foxcale より個別に提供を受け、当委員会において二次レビューを実施した。

上記の他、一次レビューにおいて関連性ありと判断されなかった電子データについても、調査の進捗に応じて確認が必要と判断された事項については、当委

員会においてキーワード検索をして抽出されたデータを確認する等の調査を実施した。

#### イ. 書面調査の実施

当委員会は、社内調査において、技術検定試験の受験に係る実務経験に不備があったと判定された役職員及び退職者に対し、技術検定試験の受験の動機、受験申込書類への虚偽記載の有無、動機並びに上記実務経験の不備に関する認識の有無及び内容等について書面調査（以下「実務経験不備者書面調査」という。）を実施した<sup>1</sup>。実務経験不備者書面調査の回答状況及びその回答結果は、別紙 1-3 のとおりである。

#### ウ. 臨時内部通報窓口の設置

当委員会は、PCMC 社に在籍する役職員向けに、下記の内容の臨時通報窓口を設置した。

##### 記

窓口の設置場所：丸の内総合法律事務所及び岩田合同法律事務所内

設置期間：2020 年 11 月 30 日から 2021 年 3 月 31 日

#### エ. 資料の精査

当委員会は、PCMC 社から開示された社内規程、議事録その他各種書類、法定開示書類及び過去の類似事象に関する各種資料を分析及び検証した。

#### オ. 役職員及び退職者等に対するヒアリング

当委員会がヒアリングを実施した役職員及び退職者等の氏名及び実施日等は、別紙 1-4 のとおりであり、延べ 110 名に達した。不正行為や不適切行為の有無等に係る原因分析等の観点からだけでなく、技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験及び指導監督の実務経験の有無に関する社内判定の適切性判断の一環としてもヒアリングを実施した。

なお、ヒアリングは、PCMC 社、丸の内総合法律事務所及び岩田合同法律事務所の会議室での開催、Web 会議ツールを用いる方法による開催、又は電話会議による開催といった形で実施した。

---

<sup>1</sup> 実務経験により監理技術者資格者証を取得した者で実務経験に不備がある者は確認されなかったため、書面調査は、技術検定試験の受験に係る実務経験に不備があったと判定された役職員及び退職者に対してのみ実施した。

## 6. 本調査の限界

当委員会は、本調査の目的を達成するため、最大限の調査を実施する努力を行った。しかしながら、本調査は、強制的な調査権限ないし捜査権限に基づく調査ではなく、あくまで関係者の任意の協力が前提であり、かつ、時間的制約がある中での調査であったこと、PCMC 社が施工した過去の工事に関する資料が網羅的に保管されていなかったこと、技術検定試験の受験申込みに際して PCMC 社が証明した実務経験証明書の写しなどが保管されていなかったこと、PCMC 社の役職員及び退職者の一部は技術検定試験を受験してから長期間が経過しており、その記憶が曖昧であったこと、過去のメールアドレス等の客観的資料が保存又は保管されていないことがあったこと（デジタル・フォレンジック調査でも対応できなかった限界）、及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴い政府から緊急事態宣言が発出されたことの影響により現地調査や対面でのヒアリングの実施に制約があったこと、退職者の中にヒアリングを拒否する者がいたこと等もあり、これらに起因する調査の限界が存在したことを付言する。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で行った本調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した資料以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合などには、本調査における認定が変更される可能性を否定しない。

## 第2 前提事実（PCMC 社の概要）

### 1. 沿革

年	内容
2006年	松下ライフエレクトロニクス株式会社（以下「松下 LEC 社」という。）が、松下コンシューマーエレクトロニクス等を吸収合併し、パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社に商号変更。 松下 LEC 社が行っていた事業につき、社内分社としての LE 社発足。
2007年	首都圏松下テクニカルサービス株式会社（以下「首都圏 MTS 社」という。）を存続会社として、北海道松下テクニカルサービス株式会社（以下「北海道 MTS 社」という。）、東北松下テクニカルサービス株式会社（以下「東北 MTS 社」という。）、中部松下テクニカルサービス株式会社（以下「中部 MTS 社」という。）、近畿松下テクニカルサービス株式会社（以下「近畿 MTS 社」という。）、中国松下テクニカルサービス株式会社（以下「中国 MTS 社」という。）、四国松下テクニカルサービス株式会社（以下「四国 MTS 社」という。）及び九州松下テクニカルサービス株式会社（以下「九州 MTS 社」という。）の計 7 社を吸収合併し、松下テクニカルサービス株式会社（以下「松下 MTS 社」という。）に商号変更。
2008年	松下 MTS 社がパナソニックテクニカルサービス株式会社（以下「PTSE 社」という。）に商号変更。
2009年	PCMC 社本社に、LE 社の地域別の支社に相当する各ブロック社の設備・リフォーム担当部門を統合したリフォームセンターを設立。

2011年	パナソニックと三洋電機株式会社の合併に伴い、三洋電機コンシューマーエレクトロニクス株式会社の販売会社機能がPCMC社に移管。 PCMC社において、リフォームセンターをホームエナジーソリューションセンターに改組。
2012年	パナソニックホームエンジニアリング株式会社（以下「HBG社」という。）の事業の一部がPTSE社に移管。
2013年	PCMC社がPTSE社を吸収合併。 PTSE社及びPCMC社ホームエナジーソリューションセンターが行っていた建設業関連事業につき、社内分社としてのSE社発足。
2020年	LE社にエンジニアリングセンターを設立し、SE社の機能を同センターとシステムソリューションビジネスユニット（以下「SSBU」という。）に移管。

## 2. PCMC社の主な事業概要

### (1) 地域電器専門店及びエンジニアリング部門（LE社）

PCMC社のLE社は、全国約15,000店の地域電器専門店に対し、家電、リフォーム、太陽光発電、蓄電システム等の商品及び役務を提案するとともに、財務分析や販売戦略等のコンサルティングにより事業承継支援を行っている。

### (2) 家電量販店部門（CE社）

PCMC社のCE社は、家電量販店に対し、パナソニック及びその関連会社の取り扱う商品及び役務を導入してもらうための商談を行っている。

### (3) 生活業態部門（VE社）

PCMC社のVE社は、地域電器専門店、家電量販店及び通販を除くチャネルを通じて、パナソニック及びその関連会社の取り扱う商品の提供を行っている。

### (4) eコマースビジネスユニット（eCBU）

PCMC社のeCBUは、直販サイト「Panasonic Store」を運営し、パナソニック及びその関連会社の取り扱う商品及び役務を販売する事業を行っている。

### (5) 修理及びサービス部門（CS社）

PCMC社のCS社は、パナソニック及びその関連会社の取り扱う商品についての出張修理サービス及び持込修理サービスを提供するとともに、地域電器専門店や家電量販店等に対して修理やメンテナンスに必要な部品の供給を行っている。

(6) システムソリューションズビジネスユニット (SSBU)

PCMC 社の SSBU は、マンションや店舗、学校等に対して、産業用太陽光発電システムや蓄電池システム、LED の道路灯等の導入から保守メンテナンスに至るサービスを提供している。

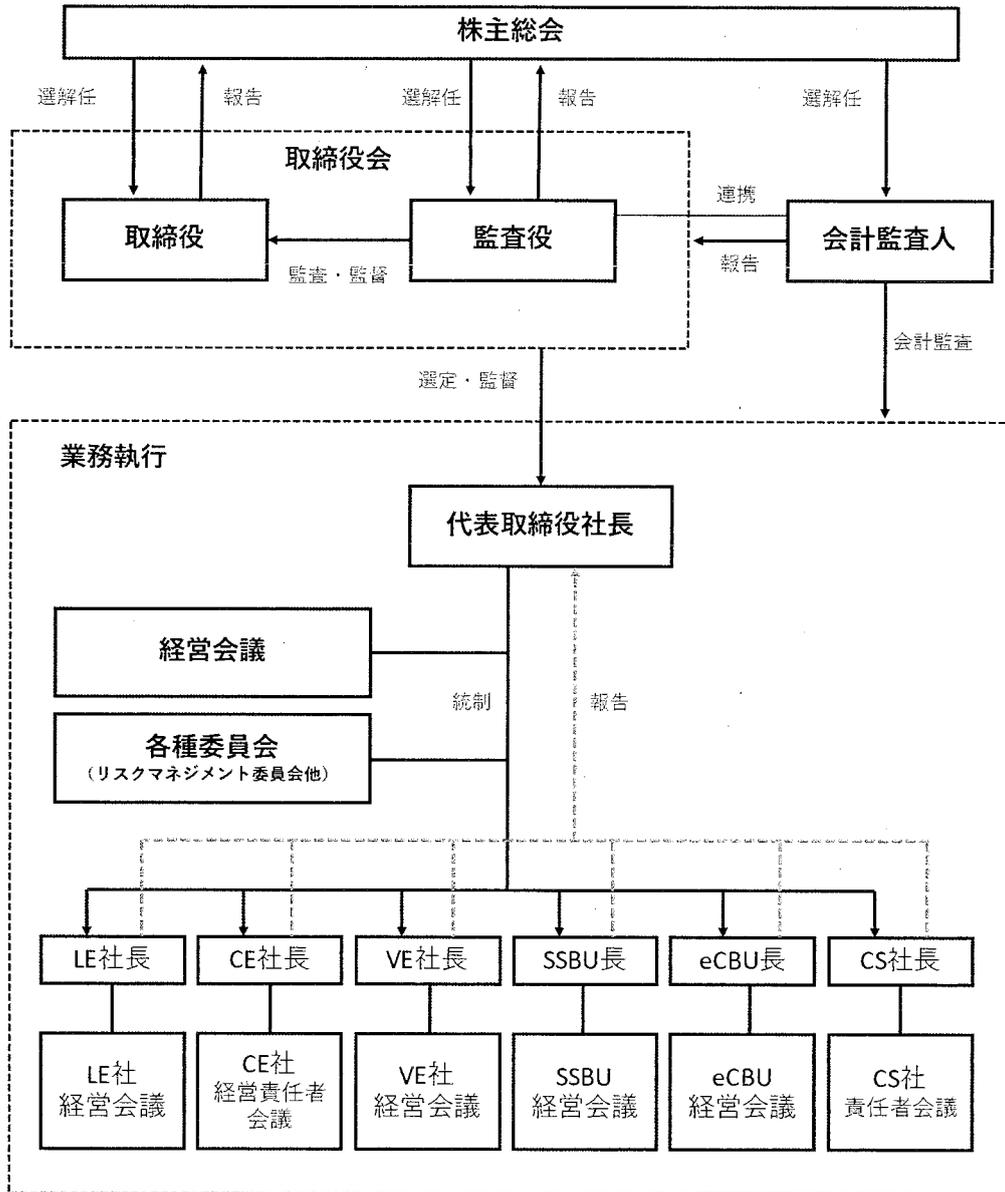
3. PCMC 社の工事

PCMC 社は、主にパナソニック及びその関連会社を取り扱う商品及び役務を販売し、導入から保守メンテナンス等を行う会社である。PCMC 社が取り扱う主な工事内容については、別紙2のとおりである。

4. PCMC 社のコーポレートガバナンスの状況等

(1) コーポレートガバナンスの関係図

PCMC 社におけるコーポレートガバナンスの関係図は、以下のとおりである。



## (2) 主要な会議体

PCMC 社の会議体のうち、建設業に関連する主要なものは、以下のとおりである。

### ア. 取締役会

現在の PCMC 社の取締役会は、取締役 10 名と監査役 3 名で構成され、1 か月に 1 回開催される。法定事項を審議決定するとともに、経営に関する概況の報告を行うとされている。

### イ. PCMC 社経営会議

PCMC 社経営会議は、取締役、監査役、執行役員等で構成され、1 か月に 1 回開催される。販売及び決算の概況報告や経営に関する重要事項の決定等を行うこととされている。

### ウ. LE 社経営会議

LE 社経営会議は、LE 社長、LE 各ブロック社長、LE エンジニアリングセンター長、LE 本社各部長で構成され、1 か月に 1 回開催される。経営に関する重要事項の決定や営業に関する各種政策の検討等を行うこととされている。

### エ. SSBU 経営会議

SSBU 経営会議は、SSBU 担当取締役、SSBU 長、SSBU 各部長等で構成され、1 か月に 1 回開催される。経営状況の共有や各種施策の決定等を行うこととされている。

## (3) 内部統制システムの整備状況

### ア. 内部統制システムの決議

PCMC 社は、2006 年 5 月 1 日施行の会社法及び会社法施行規則に基づき、同月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、その後、原則として毎年度 1 回、取締役会において、当該基本方針を継続して承認している。

#### ① 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

#### ② 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存と管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
親会社であるパナソニック株式会社が制定するリスク管理に関する規程に準拠するものとし、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。各重要リスクについて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制  
意思決定の迅速化を図るとともに、事業戦略に基づいて経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- ⑤ 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制  
コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、自主責任経営を尊重しつつも、パナソニックグループとしての業務の適正を確保するために、親会社であるパナソニック株式会社が当社に対して徹底する経営方針・経営理念および業務の適正を確保するための諸施策に従う。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、必要な場合は、関連部門が監査役職務を補助する。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
監査役職務を補助する関連部門の使用人は、当該職務の遂行において監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令に服さないものとする。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制  
取締役および使用人等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

- ⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
 使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。
- ⑪ 監査役職務執行について生じる費用または債務の処理に関する方針  
 監査の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- ⑫ その他監査役職務執行が実効的に行われることを確保するための体制  
 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、会計監査人、内部監査部門<sup>2</sup>との相互連携を含む実効性ある監査を実施できる体制を整える。

#### イ. 内部通報窓口等

パナソニックグループにおいては、2018年8月より、それまで120以上あったグループ各社の内部通報受付窓口が統合し、パナソニックグループ全従業員からの内部通報をパナソニックグローバルコンプライアンスホットライン（Ethical Action Real Solutions。以下「EARS」という。）にて一元的に受け付ける体制としている。

また、2019年7月1日からは、コンプライアンスイシュー<sup>3</sup>に関する通報・相談について、できる限り早い段階から（主管の関連部門がある場合には、当該関連部門から）事業場担当の法務・コンプライアンス部門にて相談を受け、連携した上で、適時・適切に慎重な対応を行うことを可能とするべく、法務部門の関与強化等について定めた「社内通報および調査に関する規程」（以下「社内通報規程」という。）及び「通報者等への報復行為禁止に関する規程」が制定され、PCMC社にも適用されている。

具体的には、EARS 又は文書（電子データを含む。）で受け付けたコンプライアンスイシューに関する通報・相談に関し調査が必要な場合、パナソニックの法務・コンプライアンス本部コンプライアンス部又は関係部門は、事実関係等を調査する責任者及びチーム（以下、総称して「調査チーム」という。）を定め、調査チームは、可及的速やかに調査を行う（社内通報規程第5条第4項、第6条第

<sup>2</sup> PCMC 社には、事業部門及び管理部門から独立して業務監査を行う内部監査部門は存在しない。

<sup>3</sup> パナソニックグループのコンプライアンスに関する事項をいい、パナソニックグループが刑事罰又は行政処分の対象となる可能性のある事項、パナソニックグループのレピュテーションを棄損する可能性のある事項、又はコンプライアンスに関する社内規程の違反等を含むが、これらに限られない（社内通報規程第2条第4項）。

1 項)。また、調査チームが報告した調査結果において、コンプライアンスイシューが認定された場合、該当する行為等が行われた会社は、速やかに是正措置及び再発防止策を講じる必要がある（社内通報規程第 8 条第 1 項）。

#### (4) 会計監査人

PCMC 社は、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任している。

### 第3 実務経験要件の不備に係る判定方法について

本調査においては、技術検定試験の合格者及び実務経験による監理技術者資格の保有者を対象として実務経験の不備の調査のため判定を行うこととした。

そこで、後記 1 において、技術検定試験の受験資格及び監理技術者資格者証の資格要件、後記 2 において、実務経験及び指導監督的実務経験に関する判定の考え方、後記 3 において、本調査における技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備の調査方法について述べることとする。

#### 1. 技術検定試験の受験資格及び監理技術者資格者証の資格要件について

##### (1) 技術検定試験の受験資格

###### ア. 概要

技術検定試験は、施工技術の向上を図ることを目的とし、国土交通大臣が、指定試験機関をして行わせる国家試験である（建設業法第 27 条、第 27 条の 2）。

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、一定の資格や経験を持つ主任技術者<sup>4</sup>又は監理技術者<sup>5</sup>の設置を求めているところ、1 級の資格を得た者は、主任技術者及び監理技術者として認められ、2 級の資格を得た者は、主任技術者として認められることとなる。

技術検定試験の内容及び受験手続については、指定試験機関が技術検定試験の種類ごとに受験の手引き（以下「受験の手引き」という。）を毎年定め、これを公表している。

###### イ. 受験資格

技術検定試験の受験資格は、建設業法施行令第 36 条において定められている。

原則として、受験種目の工事に関する実務経験が必要とされ<sup>6</sup>、必要とされる期間

<sup>4</sup> 建設業者は、その請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず主任技術者を置かなければならない（建設業法第 26 条第 1 項）。

<sup>5</sup> 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる場合には、監理技術者を置かなければならない（建設業法第 26 条第 2 項）。

<sup>6</sup> ただし、電気工事施工管理技術検定試験については、第 1 種電気工事士免状の交付を受けている場合には受験資格として実務経験及び指導監督的実務経験が必要とされないなど、例外的に実務経験及び指導監督

は、1級と2級とで異なるほか、受験者の学歴、受験者が保有する資格、卒業又は修了の学科によっても異なる。例えば、1級の資格については、学校教育法による大学又は専門学校の高度専門士の指定学科<sup>7</sup>を卒業又は修了したときは、卒業後3年以上の実務経験年数を有し、かつ、この年数のうち1年以上の指導監督的実務経験が含まれていることが必要である。また、2級の資格については、学校教育法による大学及び専門学校の高度専門士の指定学科を修了又は卒業したときは、卒業後1年以上の実務経験を有することが必要である（1級の資格とは異なり、指導監督的実務経験は不要である。）。

受験資格として必要とされる実務経験及び指導監督的実務経験の年数を有することを証明するため、受験者は、指定試験機関に対し、実務経験証明書を提出する必要がある。実務経験証明書には、実務経験については、所属（部課名）、受験種目に関する実務経験の内容等を、指導監督的実務経験については、工事名、発注者名、工事工期、指導監督的実務経験の内容等を記載しなければならない（施工技術検定規則第4条第1項第3号・様式第2号）。

また、実務経験証明書の作成は、受験申込書類の作成時点で所属している会社が行い、代表者等の署名及び押印が必要とされる。受験者が受験申込書類の作成時点で所属している会社ではなく、過去に勤めていた会社での実務経験及び指導監督的実務経験を同証明書に記載する場合にも、過去に勤めていた会社の押印は不要であり、受験時点で所属している会社が押印すれば足りるとされている。

なお、再受験の場合に当該技術検定試験の「受検票」又は「不合格通知」のいずれかの原本を提出したときは、実務経験証明書の提出を省略することができる<sup>8</sup>。

## (2) 監理技術者資格者証の資格要件

### ア. 概要

監理技術者とは、建設業法第26条第2項に基づき、元請の特定建設業者が、元請として受注した建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が4000万円以上（建築一式工事は6000万円以上）になる場合に、当該建設工事現場に配置することが必要とされる施工の技術上の管理を司る技術者のことをいい、一定の重要な建設工事<sup>9</sup>に配置する監理技術者は、工事ごとに専任の者でなければならないとされている（建設業法第26条第3項）。かかる専任の監理技

督的実務経験が必要とされない場合もある。

<sup>7</sup> 国土交通省令で定められている学科をいう。

<sup>8</sup> 学科試験の合格者は、種目及び級を同じくする次の技術検定試験においては、実務経験証明書の提出を要しないこととされている（施工技術検定規則第4条第3項）。

<sup>9</sup> 建設業法施行令第27条第1項は、当該重要な建設工事に該当する工事として個別に、工事の対象となる工作物や施設等を列挙しているが、概ね個人宅を除く工事で請負代金の額が3500万円（建築一式工事については、7000万円）以上の建設工事がこれに該当するとされている。

術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習<sup>10</sup>を受講した者のうちから選任しなければならず（建設業法第 26 条第 4 項）、監理技術者資格を有する者は、指定資格者証交付機関に申請することにより、監理技術者資格者証の交付を受けることができる（建設業法第 27 条の 18、第 27 条の 19）。

この点、指定建設業<sup>11</sup>における監理技術者資格は、1 級国家資格等の一定の資格を保有している場合に限り認められるが、指定建設業以外の 22 業種（大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃建設工事業及び解体工事業）については、1 級国家資格等の一定の資格を有している場合、一定の資格を有していることに加えて一定の実務経験及び指導監督の実務経験を有する場合及び資格を有していなくとも一定の実務経験及び指導監督の実務経験を有する場合に監理技術者資格が認められている（以下、一定の実務経験及び指導監督の実務経験を有することを要件として認められる監理技術者資格を「実務経験による監理技術者資格」という。）。

監理技術者資格者証の申請資格、手続等については、指定資格者証交付機関が「資格者証交付申請書『作成の手引き』」（以下「申請の手引き」という。）を毎年定め、これを公表している。

#### イ. 資格要件

実務経験による監理技術者資格は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項において定められている<sup>12</sup>。

実務経験による監理技術者資格において必要とされる実務経験の年数は、申請者が保有する資格の種類、学歴及び卒業学科によって異なる。例えば、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（5 年制）又は専修学校の専門課程を卒業し、かつ、指定学科を履修した者（ただし、専修学校の専門課程卒業者は、高度専門士又は専門士の称号を持つ場合）は、卒業後 3 年以上の実務経験が必要とされ、学校教育法による高等学校又は専修学校の専門課程を卒業し、かつ、指定学科を履修した者は 5 年以上の実務経験が必要とされている。他方で、実務経験

<sup>10</sup> 建設業法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。

<sup>11</sup> 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業の 7 種類が指定されている。

<sup>12</sup> 「第 7 条第 2 号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定があり、かつ、第 15 条第 2 号ロに規定する実務の経験を有していること」とされている。

による監理技術者資格において必要とされる指導監督的実務経験はいずれの場合も2年以上とされている。

実務経験による監理技術者資格において必要とされる実務経験及び指導監督的実務経験を証明するため、申請者は、監理技術者資格者証の交付申請をするに当たり、指定資格者証交付機関に対し、実務経験証明書を提出する必要がある<sup>13</sup>。同書には、申請者が経験した工事について、工事名、工期、経験した工事の主要な内容、指導監督的立場として行った実務経験の内容等を記載する必要がある。これらの内容については、当該工事を経験したときに所属していた会社が証明することを要し、複数の会社で実務を経験している場合には、会社ごとに別々の実務経験証明書が必要となる（すなわち、前記(1)イで述べた技術検定試験で提出する実務経験証明書と異なり、現在の所属先の会社が申請者本人の全ての工事経験を証明することはしない。）。

## 2. 実務経験及び指導監督的実務経験に関する判定の考え方

### (1) 技術検定試験に係る実務経験及び指導監督的実務経験

#### ア. 技術検定試験に係る実務経験

##### (7) 定義

建設業法施行令第36条においては、受験しようとする種目に関する実務経験と定められている。受験の手引きにおいて、技術検定試験に係る実務経験の定義は、①「検定種目に該当する工事」の②「施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験」と具体化されている<sup>14</sup>、<sup>15</sup>。なお、上記実務経験は、日本国内での経験に限ると解されている<sup>16</sup>。

これらの要件該当性を判断するに当たっては、受験の手引きの記載を参照したほか、指定試験機関から受験の手引きの記載の趣旨をヒアリングし、確認が必要と史料した事項について指定試験機関に質問するなどした。

<sup>13</sup> 建設業法施行規則第17条の32第2項第1号において、資格者証交付申請書に「監理技術者資格を有することを証する書面」を添付すべきことが定められていることによる。

<sup>14</sup> 建設省の通達（昭和47年3月18日建設省計建発46号）においては、建設業法第7条第2号の「実務の経験」は「建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験」をいう旨が示されているが、これと比較すると、施工への関与が「直接的」である旨の要件が付加されている。

<sup>15</sup> 受験の手引きによれば、建設機械施工管理技術検定試験に係る実務経験は、建設工事の施工に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ効率的に行うために必要な技術上の全ての職務経験をいうとされている。

<sup>16</sup> 2020年4月からは、国外の建設工事の実務経験を有する者も、個別に国土交通大臣の認定を受けることにより、受験資格が認められることとなった（建設業法施行令第36条第1項第4号、第2項第1号ロ(5)、第2号ロ(3)）。

(イ) 当該技術検定試験の検定種目に該当する工事か否か（要件①）について

いかなる工事が当該技術検定試験の検定種目の工事に該当するかについては、受験の手引きに記載されている「実務経験として認められる工事種別・工事内容」の表や「実務経験とは認められない工事等」の表、建設業許可事務ガイドライン<sup>17</sup>の「許可業種区分の考え方について」等を参照して判断を行った。

(ウ) 「施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験」か否か（要件②）について

a. 概要

実務経験は、検定種目に関するものであることを要するところ、建設機械施工管理技術検定試験を除き、検定種目はいずれも特定の種類の工事の施工管理であることから、「施工に直接的に関わる経験」であることが要件とされている。

施工管理とは、工程管理、品質管理、安全管理等を工事現場で行うことが想定されている<sup>18</sup>ところ、指定試験機関における審査実務においては、「施工に直接的に関わる経験」は、仮に、工程管理や品質管理に該当する職務経験を工事現場ではない場所で行ったとしても、工事現場における施工管理を行っていなければ、施工に「直接的に」関わる経験ということとはできず、実務経験とすることができないと解釈されている<sup>19</sup>。そのため、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。ただし、工事現場外での業務であっても、受注工事の工期中に施工の一連の流れの中で行う施工計画の作成や契約工程表作成等については、技術検定試験に係る実務経験に含まれるものと解釈されるため、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。

b. 請負契約を締結せずに工事に関与した場合

LE 社においては、設備の販売を行うものの、その設備の設置やリフォーム等の工事は、施工会社である HEG 社を最終顧客（消費者）に紹介し、同社が最終顧客と請負契約を締結することがあった。このような場合でも、LE 社の担当者は、工程管理や最終顧客との折衝のため工事に関与していた。

そこで、このような工事への関与が「施工に直接的に関わる」経験といえるかが問題となるが、指定試験機関によれば、工事請負契約を締結せず、サービスとして指導を行っていたとしても、そのような経験は「施工に直接的に関わ

<sup>17</sup> 平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号。最終改正：令和 2 年 12 月 25 日国不建第 311 号。

<sup>18</sup> 例えば、国土交通省の通達（平成 30 年 12 月 3 日国土建第 309 号）においても、監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本との考え方が示されている。

<sup>19</sup> 受験の手引きにおいても、かかる取扱いを示す記載は存在するが、検定種目によりその記載ぶりには差異がある。

る」経験とはいえないとのことであった。そのため、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。

c. 設計担当者の業務について

工事の仕様を決めるために行う設計は、施工管理の実務経験には含まれないものの、設計により定まった仕様を、請負者（施工者）の立場で現場の状況や施工の進捗に応じて詳細化し又は修正して、施工図等の図面を作成する業務は実務経験に含まれるものと解釈できる。また、設計担当者の立場で施工図等のおり施工されているか否かを現場で検査する業務も実務経験に含まれると解釈できる。一方で、工事現場に赴くことなく適宜問い合わせ等に対応する業務は、施工管理の実務経験に含まれない。

したがって、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。

イ. 技術検定試験に係る指導監督の実務経験

(ア) 定義

技術検定試験に係る指導監督の実務経験の定義は、「現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験」と具体化されている<sup>20</sup>、<sup>21</sup>。

受験の手引きによれば、指導監督の実務経験は、当該技術検定試験の検定種目に該当する工事であることに加え、以下の2要件を充足する経験とされており、「受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験」も含まれるものとされている。

- ① 現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の指導監督的な立場（以下「指導監督的立場」という。）での経験であること
- ② 部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験であること

(イ) 指導監督的立場（要件①）について

指導監督の実務経験と認められるためには、指導監督を行うべき立場から工事に関与していることが必要である。このような指導監督を行うべき立場の者であれば施工体制台帳、施工体系図等に氏名が記載されるものであり、そのような工

<sup>20</sup> 建設省の通達（昭和47年3月18日建設省計建発46号）においては、建設業法第15条第2号の「指導監督的な実務の経験」は「建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう」旨が示されている。

<sup>21</sup> 受験の手引きによれば、建設機械施工管理技術検定試験については、指導監督の実務経験は、実務経験の中で、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任などの立場で、部下等に対して、建設機械の操作を初め、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいうとされている。

事書類に何らの記載もなされていない者を指導監督的立場にあると認めることは難しいものと考えられる。

しかし、過去の工事については、施工体制台帳、施工体系図等の工事書類が必ずしも残されていない工事もあることから、当委員会は、その他の資料も踏まえて、施工当時において指導監督的立場が明確にされていたと認められるか否かにより判断を行うものとした。

なお、1級電気工事施工管理技術検定試験及び1級建築工事施工管理技術検定試験の受験の手引きには、指導監督的立場の例として、「設計監理者」との記載がなされているが、「設計監理者」とは、設計者の立場での工事監理業務を行う者を意味する。「設計監理者」が指導監督的実務経験に関する立場として挙げられているのは、建築工事及び建築物内の電気工事については、建築基準法及び建築士法の定めにより、発注者に代わって設計者が工事監理を行うことが多いためであり、かかる記載があることをもって、請負者における設計担当者が指導監督的立場にあることが認められているわけではないものと解釈される。そこで、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。

(ウ) 工事の技術面を総合的に指導監督した経験（要件②）について

工事の技術面の指導監督は総合的に行うことが求められているため、施工管理の一側面のみに関して指導監督がなされていたとしても指導監督的実務経験とは認められないものと考えられる。例えば、設計担当者が品質管理に関して、現場の技術者や下請事業者に指導監督を行っていたとしても、直ちに「工事の技術面を総合的に指導監督した。」と評価できるものではない。

ウ. 重複

受験の手引きによれば、同一時期に、技術検定7種目のうち複数種目の工事を並行して行っている期間がある場合、その期間について当該複数種目の工事を重複して実務経験として申請することはできないとされている（以下、同一期間について複数種類の工事の実務経験として申請することができないことを「重複禁止要件」という。）。

なお、重複禁止要件は、1級・2級土木施工管理、2級建築施工管理、2級電気工事施工管理、1級・2級管工事施工管理及び1級・2級造園施工管理の技術検定試験については2009年度の受験の手引きから公表され、1級建築施工管理及び1級電気工事施工管理の技術検定試験については2010年度の受験の手引きから公表されているが、同一期間について当該複数種類の工事を重複して実務経験として申請することはそれ以前から禁止されており、重複禁止要件に係る記載は注意

的なものにすぎないと解釈される。そこで、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。

#### エ. 電気工事に係る下請除外要件

2020年度の電気工事施工管理技術検定試験の受験の手引きによれば、「建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合は、原則として元請会社の技術者は、電気工事施工管理の実務経験の申請は認められません。」

(以下「電気工事下請除外要件」という。)、<sup>22</sup>「但し、元請会社で電気工事業の許可を持ち、設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事施工管理の実務経験として申請できます。」(以下「電気工事下請除外例外要件」という。)とされている。

電気工事下請除外例外要件のうち、「元請会社で電気工事業の許可を持ち」との要件について、指定試験機関によれば、事業者(会社)として、電気工事業の許可を有しておればよく、問題となる電気工事の受注に係る営業所が当該許可の範囲に含まれていることは要しないとのことであった<sup>22</sup>。かかる照会結果を踏まえて、当委員会はそのように取り扱った。

また、電気工事下請除外例外要件のうち、「設備部門の技術者として配置されている」との要件について、電気工事を下請に出した場合、元請会社の立場で電気工事の実務経験が認められるのは、電気工事の技術者として現場に配置された場合に限られ、専ら電話やメール等で遠隔的に現場に対する指示又は指導を行うような場合は「配置されている」とは認められないと解釈される。したがって、当委員会はそのように取り扱った。

なお、2019年度の受験の手引きには、電気工事下請除外例外要件と同趣旨の記載は見受けられず、電気工事下請除外例外要件は、2020年度の受験の手引きから明記されたものと認められる。もっとも、電気工事下請除外要件の趣旨は、電気工事を下請に出して実質的な施工管理を行わない場合を実務経験から除外する点にあると考えられ、電気工事下請除外例外要件に該当する場合にまで実務経験から除外することに合理性はなく、電気工事下請除外要件が明記された2009年度以降の受験においても、電気工事下請除外例外要件を認めない趣旨とは考えにくいことから、当委員会は、2009年度から2019年度においても電気工事下請除外例外要件に該当すれば電気工事の実務経験を認めるものと判断した。また、2008年度の受験の手引きにおいては、電気工事下請除外要件が明記されてい

<sup>22</sup> 建設業の許可は、各事業者が、建設工事の種類ごとに受けるものとされており(建設業法第3条第1項、第3項)、営業所ごとに許可を受けるわけではないため、受験の手引きの文理解釈としても、このような解釈が導かれる。

いことから、当委員会は、同年度以前において電気工事下請除外要件がないものとして実務経験の判断を行った。

オ. PCMC 社における工事の特色

PCMC 社においては、工期が非常に短い小規模な工事を取り扱う者が多く存在する。本来、実務経験及び指導監督的実務経験を認定するに当たっては、個別の工事における工事経歴を個々に認定し、その積み上げにより実務経験年数を認定することとなる。一方で、このような小規模な工事については、個々に工事経歴を認定することは現実的でないことから、他の合理的な方法により、判定対象者が特定の実務経験（又は指導監督的実務経験）を有していると認定できる場合<sup>23</sup>には、個々の工事経歴の内容を詳細に認定することなく、一定期間の実務経験を認定することができることとした。

(2) 監理技術者資格に係る実務経験及び指導監督的実務経験

ア. 監理技術者資格に係る実務経験

(7) 定義

監理技術者資格に係る実務経験については、申請の手引きによれば、「資格者証の交付申請を行う建設業の種類に該当する『工事』の経験であること」が要件とされている。また、監理技術者資格として必要とされる「実務の経験」（建設業法第 27 条の 18 第 1 項、第 15 条第 2 号ロ、第 7 条第 2 号）について、建設業許可事務ガイドラインによれば、「建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験」をいうとされている。なお、上記実務経験は、日本国内での経験に限ると解されている<sup>24</sup>。

以上のことからすれば、監理技術者資格に係る実務経験については、以下の 2 点が要件となる。

- ① 監理技術者資格者証の交付申請を行う建設業の種類に該当する工事の経験であること
- ② 建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験であること

<sup>23</sup> 例えば、判定対象者が 1 年間に同種工事を一定数担当していることが記録上確認でき、かつ、判定対象者の当該種類の工事における職務内容や現場での施工管理を行った期間を概括的に認定できた場合が挙げられる。

<sup>24</sup> 国外の建設工事の実務経験を有する者も、個別に国土交通大臣の認定を受けることにより、監理技術者資格が認められている（建設業法第 7 条第 2 号ハ、第 15 条第 2 号ハ）。

- (イ) 監理技術者資格者証の交付申請を行う建設業の種類に該当する工事か否か(要件①)について

申請の手引きによれば、「建設工事の種類・内容・例示一覧」及び「建設工事の区分の考え方」が記載されているため、これらの記載を参照しつつ、必要に応じて指定資格者証交付機関にヒアリングするなどして、当該要件の判断を行った。

なお、指定資格者証交付機関によれば、実態と異なると疑われる事情がない限り、許可行政庁に提出する工事経歴書に記載した工事の種類、経営事項審査において売上を計上した工事の種類、発注者から監理技術者を求められた工事の種類等により、当該要件の判断を行っているとのことであった。かかるヒアリング結果を踏まえて、当委員会は、同様の方法により当該要件の判断を行うべきものと判断した。

- (ウ) 建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験か否か(要件②)について

建設業許可事務ガイドラインによれば、実務経験には「建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。」とされているほか、申請の手引きには、実務経験として認められない経験が例示されている。

本調査においては、これらの記載を参照しつつ、必要に応じて指定資格者証交付機関にヒアリングするなどして、どの範囲の業務が実務経験に算入できるかの検討を行った。なお、指定資格者証交付機関によれば、請負契約の工期において行われた職務経験であることが実務経験の前提として必要であるとのことであった。かかるヒアリング結果を踏まえて、当委員会は、そのような取扱いとすべきものと判断した。

## イ. 監理技術者資格に係る指導監督的実務経験

- (ア) 定義

建設業法第27条の18第1項、第15条第2号ロによれば、監理技術者資格者証の交付に必要な指導監督的実務経験は、監理技術者資格者証の交付申請をしようとする種類の建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関する経験であることが必要とされている。また、監理技術者資格に係る「指導監督的な実務の経験」(建設業法第27条の18第1項、第15条第2号ロ)について、建設業許可事務ガイドラインによれば、「建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。」とされている。

以上より、監理技術者資格に係る指導監督的実務経験には、監理技術者資格者証の交付申請をしようとする種類の建設工事の経験であることに加え、以下の5要件が必要とされる。

- ① 発注者から直接請け負った工事の経験であること
- ② 請負代金の額が政令で定める金額以上であること
- ③ 建設工事の設計又は施工の全般についての経験であること
- ④ 工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場での経験であること
- ⑤ 工事の技術面を総合的に指導監督した経験であること

(イ) 発注者から直接請け負った工事の経験であること（要件①）について

監理技術者資格に係る指導監督的実務経験は、発注者から直接請け負った工事の経験に限定されており、下請工事の経験は指導監督的実務経験とは認められないと判断した。

(ウ) 請負代金の額が政令で定める金額以上であること（要件②）について

申請の手引きによれば、かかる政令に定める金額は、以下のとおりとされている。(建設業法施行令第5条の3参照。ただし、単価契約の場合は下記金額以上であっても原則として指導監督的実務経験には該当しない。)

1984年9月30日まで	: 1500万円以上
1984年10月1日から1994年12月27日まで	: 3000万円以上
1994年12月28日以降	: 4500万円以上

(エ) 建設工事の設計又は施工の全般についての経験であること（要件③）について

監理技術者資格に係る指導監督的実務経験は、建設業許可事務ガイドラインにおいて、「設計又は施工の全般について…指導監督した経験」をいうとされており、指定資格者証交付機関によれば、施工についての経験だけでなく、設計についての経験も認められると解釈される。そこで、当委員会は、設計についての経験も指導監督的実務経験として認めるものと判断した。

なお、申請の手引きには、「指導監督的実務経験は、監理技術者を除いて、原則として1工事1人」と記載されているものの、上記の点からすれば、工事担当者及び設計担当者の双方に指導監督的実務経験を認めることは否定されないものと思料される。

- (オ) 工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場での経験であること（要件④）について

監理技術者資格に係る指導監督的実務経験においては、原則として、工事現場主任者又は工事現場監督者のような指導監督的立場が必要であるが、設計についての指導監督的実務経験については、実質的に設計に係る実務について指導監督的役割を果たしていたと認められれば足りると解釈される。また、指導監督的立場が認められる場合において、設計担当者が、設計図又は施工図に従って施工が行われているかを監理するため継続的に施工現場を訪れて確認をしているような場合は、現場施工工事の期間全体についても指導監督的実務経験に算入できると解釈される。したがって、当委員会は、継続的に施工現場を訪れるなどして、設計担当者が、設計図又は施工図に従って施工が行われているかを継続的に監理している場合には、指導監督的実務経験として認める取扱いとすべきものと判断した。

- (カ) 工事の技術面を総合的に指導監督した経験であること（要件⑤）について

申請の手引きにおいては、工事の一部に係る技術面の責任者としての経験や建設工事の施工に係る見習の技術的経験は、指導監督的実務経験には該当しない旨が記載されている。

- (キ) 重複

申請の手引きによれば、同一時期に、複数の申請対象となる種類の工事を並行して行っている場合、その期間について当該複数種類の工事を重複して実務経験として申請することはできないとのことであったため、当委員会の判定においても、そのように取り扱った。

### 3. 本調査における技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備の調査方法

#### (1) 当委員会による判定の基本方針

##### ア. 本調査における判定手法の概要

当委員会は、資格判定対象者が技術検定試験の受験又は監理技術者資格者証の交付申請に当たり、受験資格又は申請資格を有していたか否かを回顧的に判定することとした。すなわち、資格判定対象者が作成した実務経験調査書の記載、同人の提出した証拠、ヒアリングにおける同人の供述内容及び PCMC 社から提供を受けた情報（人事情報、受注工事一覧データ等）に基づき、同人の実務経験等の事実を認定した上、受験資格又は申請資格の判定を行った。

当委員会による判定は、以下の3種類のいずれかとした。ただし、本調査においては、「△」判定は、後記第4・2(3)の営業所の専任技術者及び後記第7・1(1)

の資格不備者配置物件の抽出に当たり、「資格不備者」として取り扱わないこと、当委員会は PCMC 社より「△」判定を受けた資格は自主返上の対象としない見込みであるとの説明を受けていることから、「△」判定と「×」判定の峻別には特に意を用いることとした<sup>25</sup>。

判定の種類	判定の意味
「○」判定	受験資格又は申請資格を有していたと認められる。
「△」判定	「○」、「×」のいずれとも判定できない <sup>26</sup> 。
「×」判定	受験資格又は申請資格を有していたと認められない。

なお、技術検定試験の合格の決定を取り消すためには、「不正の手段によって技術検定を受けた」ことが要件とされているが(建設業法施行令第41条第1項)、本調査においては、当該要件の有無は調査の対象としていない<sup>27、28</sup>。

#### イ. 判定のための事実認定についての基本的な考え方

当委員会は、判定のために必要な工事経歴等の事実認定に当たっては、資格判定対象者本人による主張及び立証に基づくことを原則とした。とりわけ、PCMC 社においては、過去の工事についても一定程度は記録が保持されていることも踏まえ、工事経歴の認定に当たっては、客観的な資料により認定することを原則とするなど、その信用性を厳しく吟味することとした。

一方で、資格判定対象者は、自らの工事経歴に関して、証拠の保存義務を負うわけではなく、時間の経過や転職により、自らの工事経歴に関する証拠にアクセスできない状況にある者について、単に証拠が存在しないことを理由として、不利益な判定を行うことは相当でないと思料される。そのため、パナソニックグループ外での工事経歴や記録が残存していないと考えることが合理的な工事経歴

<sup>25</sup> 資格不備者であることが疑われる者が安易に「△」判定とならないよう、判定のための事実認定においては信用性の厳しい吟味を行うこととした。手続面においても、サンプリング調査におけるサンプル抽出は、「○」判定者及び「△」判定者から行うこととし(後記(3)エ(i)b(d)参照)、不服申立を「×」判定者のみ認めるとともに、不服申立に基づき原判定を有利に(「○」判定又は「△」判定に)変更しようとする場合には、当委員会による個別審査を必要とした(後記(3)エ(i)b(e)参照)。

<sup>26</sup> 「△」判定には、例えば、「○」判定とするに至らないが不備があったとは考えられない類型(例えば、昔の工事であるため個別の工事を記載できていないが実務経験が存在することが他の事情(所属部署等)から推認し得るものなど)が含まれる。

<sup>27</sup> 資格判定対象者には受験の際に提出した実務経験証明書を所持していない者も多く、また、指定試験機関から実務経験証明書の開示を受けることが極めて困難と判断したことによる。

<sup>28</sup> したがって、本調査の判定において「×」とされた者でも「不正の手段によって技術検定を受けた」とまではいえない可能性があり、また、本調査の判定において「○」とされた者であっても「不正の手段によって技術検定を受けた」とされる可能性が否定できないこととなる。

については、資格判定対象者のヒアリングにおける供述内容のみに基づいて工事経歴を認定することも排除していない。

## (2) 本調査における判定の対象

### ア. 概要

本調査においては、技術検定試験の合格者及び実務経験による監理技術者資格の保有者を対象として実務経験の不備の調査のため判定を行うこととした。

以下では、本調査における当委員会の判定に関する取扱いについて詳述する。

### イ. 資格判定対象者

#### (ア) 概要

施工管理技士資格の取得者（技術検定試験の合格者）及び実務経験による監理技術者資格の保有者については、PCMC社の現役の役職員のほか、その退職者についても判定の対象とした<sup>29</sup>。なお、退職者については、PCMC社において調査を行える限り遡って資格判定対象者を抽出した。

なお、当委員会設置時点では施工管理技士資格を取得していなかった者であっても、2020年度の技術検定試験に合格した者については、判定の対象に含めている。

#### (イ) 調査不能者の除外

前記(ア)により資格判定対象者に含まれる者であっても、判定のための調査が不可能な場合には、判定対象から除外した。ただし、現役の役職員については、当委員会による本調査への全面的協力がPCMC社より指示されているため、調査に協力しないことにより、当該役職員の実務経験の認定に至らなかった場合には、これを「×」と判定することとした。

このように調査不能者として除外された者は、現役の役職員において3名（10資格）、退職者において36名61資格<sup>30</sup>であった。調査不能となった理由は以下のとおりである。

調査不能となった理由	調査不能者数
長期療養	現役：3名（10資格）
調査拒否	退職者：28名（47資格）
連絡不能・他界	退職者：8名（14資格）

<sup>29</sup> ただし、パナソニック環境エンジにおける第三者委員会の調査で資格判定対象者となった者1名及び過去にPCMC社に所属していたものの現在はパナソニックに所属しており、パナソニックによる自主検証の対象となった者1名については、資格判定対象者から除外している。

<sup>30</sup> 調査拒否又は連絡不能であった退職者については、その保有する資格数が正確なものでない可能性がある。

(ウ) グループ外前職での資格取得者

本調査は、PCMC 社における実務経験の不備を調査するものであることから、PCMC 社又はパナソニックのグループ会社における工事経歴を実務経験として用いておらず、かつ、PCMC 社又はパナソニックのグループ会社がその実務経験証明書の証明を行っていない場合（言いかえれば、パナソニックグループ外の会社における工事経歴のみを用い、かつ、パナソニックグループ外の会社で実務経験証明書の証明を受けた者）については、判定の対象から除外することとした<sup>31</sup>。

ウ. 技術検定試験に係る判定の基準年度

技術検定試験については、同一の者が複数回受験することがあるため、そのような複数回受験者について、いかなる時点を基準として技術検定試験に係る実務経験の不備を判定するかが問題となる。技術検定試験においては、再受験の場合に当該技術検定試験の「受検票」又は「不合格通知」のいずれかの原本を提出したときは、実務経験証明書の提出を省略することができるものとされているため、複数回、技術検定試験を受験している者は、その初回受験の際に実務経験証明書を提出し、その後の受験の際には提出していないことが通常である。そのため、本調査においては、実務経験証明書を提出した初回受験年度における実務経験の有無の判定を複数回受験者の判定とすることとした。

一方で、複数回受験者は、受験の都度、実務経験証明書を提出することも可能であり、合格年度において実務経験が充足されているにもかかわらず、その資格を失うことは複数回受験者にとって酷であると考えられるため、上記の初回受験年度において、「×」の判定がなされた者については、付随的に、合格年度における判定を行うこととした。

(3) 本調査における調査体制

ア. 本調査における調査体制の概要

本調査では、まず、資格判定対象者により、実務経験調査書を作成させた上で、パナソニックの建設業・安全管理部及びリーガル部門（以下「PC 建安部等」という。）並びに判定担当弁護士が調査を担当し、PCMC 社の役職員は原則として関与しないこととした。

<sup>31</sup> 技術検定試験においては、受験申請時に勤務している会社の事業主による証明が必要とされているため、パナソニックのグループ会社における工事経歴を実務経験として全く用いていない場合であっても、パナソニックのグループ会社において実務経験証明書の証明を行っていることがある。当委員会は、このような場合についても、判定の対象に含めている。

その上で、当委員会が、PC 建安部等及び判定担当弁護士の調査に対し、適切な牽制及び監督を行うことにより、調査の適正を担保することを基本的な考え方とした。

上記の調査を担当する判定担当弁護士は、判定調査の経験のある弁護士を中心として編成し、その判定の正確性及び迅速性が担保される体制とした。上記の調査体制には PC 建安部等が含まれるが、PC 建安部等は判定結果との利害関係が薄く、本調査での判定は判定担当弁護士がその中核を担う（PC 建安部等は事実収集のみに関与する）ことが予定されていることから、当委員会はその関与による弊害が生じる可能性は低いものと考えた。

ただし、上記の調査体制を構成する PC 建安部等及び判定担当弁護士は、当委員会のように PCMC 社からの独立性が高度に担保されているものではないため、その恣意性が生じる懸念が完全には払拭できない。そこで、後記エのとおり、当委員会による監督及び牽制を行い、かかる懸念に対応することとした。

#### イ. 実務経験調査書の作成

本調査においては、資格判定を行うために必要となる事実を資格判定対象者により主張させるため、資格判定対象者に実務経験調査書<sup>32</sup>を作成させた。なお、実務経験調査書の作成は、PCMC 社がその取りまとめを行った。そのため、当委員会は、当該取りまとめに当たって、不適切な行為がなされていないかを確認するためにフォレンジック調査等を行ったが、不適切な行為は確認されなかった。

実務経験調査書は、別紙 3 のとおり、資格判定のために必要な以下の情報が網羅されている。

- ① 受験資格として必要な実務経験年数の算出のために必要な学歴情報
- ② 初回受験年度、資格取得年度
- ③ 自身の実務経験及び指導監督の実務経験に該当する工事経歴（発注者名、工事名称、契約工期、従事期間、工事内容、担当業務内容等）
- ④ 上記の工事経歴を裏付ける証拠
- ⑤ その他の基礎データ

資格判定対象者が実務経験調査書を作成するに当たっては、PCMC 社が業務上用いている Active-SeedS 等のデータを活用させることとした。なお、Active-SeedS の概要は以下のとおりである。

<sup>32</sup> 実務経験調査書のフォーマットはパナソニック本社が同社のアドバイザー弁護士とともに作成したものであるが、当委員会においても、その内容を審査し、これを承認した。

Active-SeedS
PCMC 社は、件名管理のため、「Active-SeedS」と称するシステムを構築している。Active-SeedS には、件名についての建設業に係る情報（工事名称、工事内容、施主名、工事種別、請負金額、元請・下請の別、契約工期、実績工期、請負金額、建設業区分及び技術者情報）等が記録されている。

Active-SeedS は、PCMC 社における決裁プロセスと紐付けられており、その記録内容は、典型的に信用性が高いものと考えた。

ウ. 事実収集と資格判定の体制

(ア) 事実収集（実務経験調査書の取りまとめ）

PC 建安部等及び判定担当弁護士により、資格判定対象者にヒアリングを実施するとともに、実務経験調査書及びエビデンスの提出を依頼することにより、判定のために必要な事実収集を行った。

事実収集に当たっては、PCMC 社が保有している工事データ等を資格判定対象者に利用させることが、客観的な判定に資することとなるため、本人の収集したデータに限らず、PCMC 社から提供された工事データを利用させることを認めた。

なお、「○」判定又は「△」判定がなされた者については、記憶と異なる内容を記載したり、記憶が曖昧な箇所があるにもかかわらず明確に記憶しているかのようにな断定的な記載をしたりしていないことを誓約する旨の誓約書を提出させることとした。

(イ) 資格判定

判定担当弁護士は、上記(ア)により収集された事実に基づき資格判定を行うこととした。判定担当弁護士が資格判定を行った結果は、資格判定対象者に通知されることとし、通知された判定が「×」である場合には、資格判定対象者に不服申立の機会を与えた。

不服申立は、「×」判定の通知から原則として1週間の期間内に行うこととし、不服申立がなされた場合には、原判定を行った判定担当弁護士とは異なる判定担当弁護士がこれを担当することとした。

エ. 当委員会による監督及び牽制

(ア) 事実収集に対する牽制

a. PCMC 社内でのメール

事実収集に当たり、PCMC 社内でのメールでのやり取りが発生することがあり得るとのことであったため、そのようなやり取りについては、当委員会も同

報（CC）に含めることが必要として、PCMC 社からの客観的データの提供のような事実収集の支援の過程において、不当な影響が生じないように牽制をすることとした。

b. ヒアリングへのサンプリング出席

資格判定対象者へのヒアリングはPC 建安部等及び判定担当弁護士により行われることとされたため、当委員会は、PC 建安部等及び判定担当弁護士によるヒアリングが適切に行われていることを確認する趣旨で、当委員会が指定した期日に行われるヒアリングに出席することとした。

当委員会のメンバーが出席したヒアリングにおいては、いずれも、不適切な行為は確認されなかった。

(イ) 資格判定に対する監督及び牽制

a. 資格判定の検証可能性の確保

判定担当弁護士が行った資格判定は、全て、当委員会による検証の対象になり得るものとし、その判定理由は記述化し、後に当委員会が検証することが可能な状態とすることとした。

b. 当委員会の資格判定への関与

(a) 資格判定への関与の基本的な考え方

資格判定において、恣意性により判定が歪められるリスクとしては、①恣意的な基準が作成されるリスク、②判定の前提となる事実認定が歪められるリスク、③恣意的な当てはめがなされるリスクの3つが考えられる。

①恣意的な基準が作成されるリスクに対しては、判定基準を判定担当弁護士と共有し、判定会議において判定基準の解釈が協議された場合には、その内容に当委員会としてコミットできる体制とした。

②判定の前提となる事実認定が歪められるリスクに対しては、資格判定に当たり、客観的証拠を重視することとする認定方針を採用させるとともに、ヒアリングによる認定を安易に行わないように当委員会によるサンプリング検証を行う体制とした。

③恣意的な当てはめがなされるリスクに対しては、当てはめが難しいケースが協議される判定会議には、当委員会が参加して、その協議内容を確認するとともに、資格判定に対するサンプリング検証を行う体制とした。

また、上記に加え、不服申立手続において判定を有利に変更するに当たっては、当委員会が全面的に検証を行うこととした。

(b) 判定基準の共有

当委員会は、判定担当弁護士と判定基準を共有し、判定対象弁護士が独自の判定基準を用いないよう全面的に確認を行った。

(c) 判定会議への出席

判定担当弁護士は、週次で判定会議を開催し、資格判定の進捗状況を共有するとともに、判定基準に関する協議、判定基準の具体的な適用（当てはめ）についての協議等を行った。当委員会は、当該判定会議に参加し、その協議内容を確認し、必要に応じて、当委員会の見解を述べた。

判定会議において、判定基準の解釈が問題となった場合には、当委員会を含めて指定試験機関等への確認の要否を検討し、当委員会が指定試験機関等への確認を行った場合には、その確認結果は判定対象弁護士に速やかにフィードバックして、その資格判定に反映させた。

また、判定会議において、判定基準の具体的な適用（当てはめ）に関する相談事例を共有し、適宜当委員会の意見を述べることにより、当委員会の見解が当てはめに反映されるようにして、恣意的な当てはめがなされないようにした。

(d) サンプル調査

i. サンプル調査の考え方

当委員会は、資格判定弁護士が判定を適切に行っているか等を確認するため、サンプル調査を行うこととした。資格判定に当たり、恣意性が生じる可能性が高い類型を重点的にチェックする必要があるとの考え方にに基づき、サンプル調査対象者の選定に当たっては、以下の方針を採用した。

- ① 「○」判定者、「△」判定者から選定する
- ② 資格判定に当たり典型的に過誤・恣意性の生じやすい論点を含む集団<sup>33</sup>については、サンプル調査を行い、その判定の適正を確認する
- ③ 資格判定弁護士が行った判定において、「×」判定が多い集団<sup>34</sup>については、サンプル調査を行い、その判定の適正を確認する

サンプル調査対象とされた者については、当委員会において、その資格判定について検証を行い、資格判定の内容に疑義があれば、これを判

<sup>33</sup> 本調査においては、複数の施工管理技士資格を取得している者を対象とした。

<sup>34</sup> 本調査においては、LE社における実務経験が含まれている者及び2008年度にPTSE社から受験した者を対象とした。

定対象弁護士に確認又は照会し、最終的に疑義が解消しなかった場合については、判定対象弁護士の行った判定を変更するよう求めることとした。

なお、上記によりサンプリングの対象とならなかった者についても、当委員会が資格判定の内容を検討する過程で、別途、判定内容に関する懸念を認識した場合には、判定対象弁護士による資格判定の適正を確認するため、上記のサンプリング対象と同様の取扱いを行うこととした。

ii. 当委員会によるサンプリング数並びに確認又は照会事項

当委員会は、合計7名についてサンプリング調査に基づく判定対象弁護士への確認又は照会を行った。判定対象弁護士への確認又は照会事項としては、例えば、以下のようなものがあった。

- ・ 多数の小工事に関する実務経験を認定するに当たり、実務経験と認められる期間の認定根拠が実務経験調査書上明らかでないものについて、その根拠の提示を求めるもの
- ・ 工事現場への常駐性が、実務経験調査書上明らかでないものについて、その確認を求めるもの

なお、サンプリング調査の過程で、LE社が建設業許可を取得し、本格的に工事請負を受注するようになる以前の工事についても、実務経験として認められている者がいることが判明した。(なお、LE社における工事請負に関する方針の変化については、後記第4・6(1)にて、詳述する。)

しかし、LE社が本格的に工事請負を受注するようになる以前については、LE社が工事請負契約を締結するのではなく、グループ会社であるHEG社を顧客に紹介し、同社が工事請負契約を受注している工事が多く、そのような工事については、LE社の担当者が工事に関与したとしても実務経験として認められない<sup>35</sup>。

そのため、実務経験調査書の記載上、LE社における実務経験が含まれている者については、その全数について、実務経験として記載した工事についてLE社が請負契約を締結していたか否かを調査することとした。具体的には、請負契約の締結の有無を確認するアンケートの実施等によ

<sup>35</sup> 「軽微な建設工事」(請負代金額が500万円未満(建築一式工事については1500万円未満)又は延べ床面積が150㎡未満である建築一式工事)は建設業許可を受けることなく業として請け負うことができるとされている(建設業法第3条第1項ただし書、建設業法施行令第1条の2第1項)。そのため、LE社は、建設業許可を受ける以前より「軽微な建築工事」を受注していた。

り、判定対象者が実務経験として記載した工事経歴が、請負契約を締結した上で経験したものであるか否かを改めて確認した<sup>36</sup>。

iii. サンプル調査の結果

サンプル調査の結果、1名1資格について、判定が「×」に改められた（ただし、当該資格については、資格判定対象者の不服申立に基づき、確認・照会事項と別個の理由により、判定が「○」に変更されている。）。

(e) 「×」判定者による不服申立への関与

「×」判定を受けた者から不服申立がなされた場合、判定担当弁護士（ただし、原判定を行った弁護士とは異なる弁護士が担当する。）により、当該不服申立を踏まえた判定が行われる。判定担当弁護士が、原判定を有利に変更しようとする場合、すなわち、「×」判定を「○」判定又は「△」判定に変更しようとする場合には、その全てについて、当委員会に判定変更の理由を提示し、これを当委員会において個別に審査し、当委員会が判定変更を承認しなかった場合には、判定変更を認めないこととした。

なお、不服申立がなされていない場合であっても、判定担当弁護士が、一旦資格判定対象者に通知された「×」判定を「△」判定又は「○」判定に変更する場合<sup>37</sup>には、上記と同様に、当委員会の審査を経て、承認を受けることを必要とした。

当委員会による審査において、当委員会が判定変更を承認しなかったことにより、「×」判定に留めた者はいなかった。

#### 第4 本調査により確認された事実

##### 1. 施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の保有者の概要

###### (1) PCMC社における資格保有者の概要

PCMC社には、1級又は2級施工管理技士資格の保有者及び実務経験による監理技術者資格者証の保有者は、279名（495資格）在籍していた<sup>38</sup>。

<sup>36</sup> 現職の判定対象者には原則としてアンケートによる調査を実施し、アンケートにおける回答を踏まえて、判定担当弁護士による追加調査を行うとともに、第三者委員会によるサンプル調査を行った。退職者については、退職者へのヒアリングを担当した判定担当弁護士に対し、請負契約の有無を確認したか否かのチェックを行い、ヒアリングにおいて明確に確認がなされていないことが判明した場合には、判定担当弁護士による追加調査を行った。

<sup>37</sup> 不服申立の対象となっていない資格について、判定担当弁護士が判定変更とすべき理由を発見した場合など。

<sup>38</sup> 当該数字は、パナソニックが2020年11月27日付けで公表した「施工管理技士資格等に関する第三者委員会の設置について」と題するプレスリリースに記載された数字であり、前職での資格取得者等、本調査の資格判定対象者以外の者も含んだ数字である。

## (2) 施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の新規保有者の推移

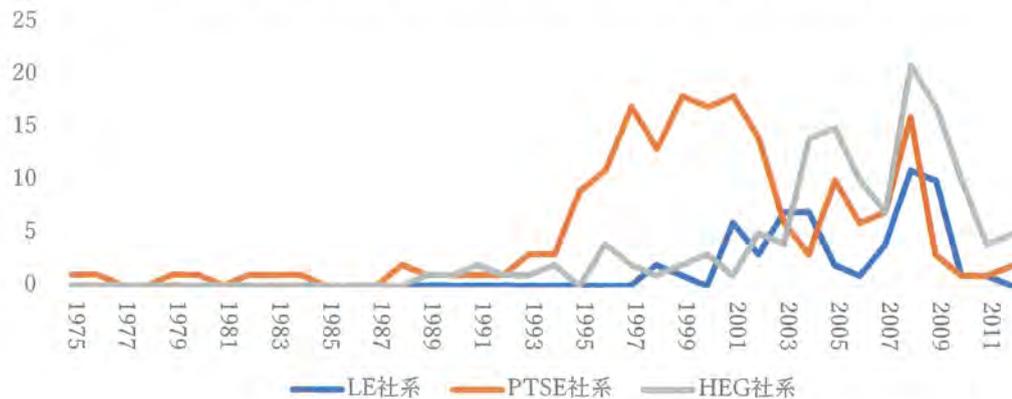
下記グラフは、PCMC 社において記録が残る 1976 年度以降、各年度において、技術検定試験に合格して施工管理技士資格の保有者となった者（新規合格者）について、その資格数の合計をグラフで示したものである。また、PCMC 社の沿革として、建設工事に携わる事業は、LE 社、PTSE 社（2013 年に PCMC 社に吸収合併された）及び HEG 社（2012 年に PTSE 社に事業の一部を移管）の 3 社に主要なルーツがあることから、2012 年までの施工管理技士資格の新規保有者のうち、上記 3 社（これら 3 社の前身であった会社を含む）に所属していた者の取得資格数の推移をあわせて示した。

ただし、下記グラフの数字は、当委員会が本調査で確認することのできた範囲で記載したものである<sup>39</sup>。



<sup>39</sup> PCMC 社において把握している資格者を退職者も含めて集計したものである。とりわけ、退職者のうち調査不能者として判定の対象から除外された者については、その資格の取得年度等の正確性に一定の留保が付くと考えられる。

施工管理技士資格新規取得数の推移（会社別）



## 2. 技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備の実態

本調査を経て明らかになった技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備の実態は、以下のとおりである。

### (1) 技術検定試験に係る実務経験の不備

#### ア. 現職者

現職者の資格判定対象者は合計 305 名 516 資格である<sup>40</sup>ところ、その受験資格の有無に係る判定結果は別紙 4-1 及び別紙 4-2-1 のとおりであり、その概要は以下のとおりである。このうち、「×」と判定された資格が 1 つ以上あった者は 51 名、「×」とされた資格数は 57 個であった。

判定対象資格数	「○」判定	「△」判定	「×」判定
516 資格	452 資格	7 資格	57 資格

また、初回受験年度を基準として、「×」の判定がなされた資格（51 名 57 資格）のうち複数回受験者に係るもの（11 名 11 資格）に対し、付随的に合格年度を基準として判定を行ったところ、以下のとおりであった<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> 本調査では、現職者のうち、当委員会設置時点で施工管理技士資格を保有していた者に加え、2020 年度の技術検定試験に合格した者を資格判定対象者として取り扱っている。

<sup>41</sup> このほか、「△」と判定された者 1 名 1 資格について、付随的に合格年度を基準として判定を行い、「○」と判定されている。

判定対象資格数	「○」判定	「△」判定	「×」判定
11 資格 (57 資格中)	4 資格	0 資格	7 資格

すなわち、現職者の資格判定対象者において、初回受験年度には実務経験に不備があると認められるが、合格年度においては実務経験に不備があるとは認められない者を除外した場合には、「×」と判定された資格が1つ以上あった者は47名、「×」とされた資格数は53個となった。

#### イ. 退職者

退職者の資格判定対象者は合計42名67資格であるところ、その受験資格の有無に係る判定結果は別紙4-1及び別紙4-2-2のとおりであり、その概要は以下のとおりである。このうち、「×」と判定された資格が1つ以上あった者は11名、「×」とされた資格数は14個であった。

判定対象資格数	「○」判定	「△」判定	「×」判定
67 資格	51 資格	2 資格	14 資格

また、初回受験年度を基準として、「×」の判定がなされた資格(14資格)については、合格年度を基準として判定を行うべき者がいなかった。

### (2) 監理技術者資格に係る実務経験の不備

本調査の結果、実務経験による監理技術者資格者証の申請に必要なとされる実務経験を充足しない従業員は発見されなかった。詳細は以下のとおりである。

#### ア. 現職者

現職者の資格判定対象者は合計3名3資格であるところ、その申請資格の有無に係る判定結果は別紙4-1及び別紙4-2-1のとおりであり、その概要は以下のとおりである。このうち、「×」と判定された資格が1つ以上あった者は0名、「×」とされた資格数は0個であった。

判定対象資格数	「○」判定	「△」判定	「×」判定
3 資格	3 資格	0 資格	0 資格

#### イ. 退職者

退職者の資格判定対象者は合計1名1資格であるところ、その申請資格の有無に係る判定結果は別紙3-1及び別紙3-2-2のとおりであり、その概要は以下のと

おりである。このうち、「×」と判定された資格が1つ以上あった者は0名、「×」とされた資格数は0個であった。

判定対象資格数	「○」判定	「△」判定	「×」判定
1 資格	1 資格	0 資格	0 資格

### (3) 資格不備者が専任技術者として配置された営業所

建設業の許可を受けようとする者は、その営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要である（建設業法第7条2号、第15条2号）。施工管理技士資格又は監理技術者資格者証を有する者は、資格ごとに定められた建設工事の種類に対応する専任技術者となることが可能であるところ、「×」と判定された資格に基づいて PCMC 社の専任技術者として配置された者は別紙 4-3 のとおり<sup>42</sup>であり、その概要は以下のとおりである。なお、現在の PCMC 社の営業所の数は、延べ 14 箇所<sup>43</sup>である。

	「×」判定
「×」と判定された者のうち専任技術者として配置された者の人数 <sup>44</sup>	7 名
「×」と判定された者が専任技術者として配置された建設工事の種類数 <sup>45</sup>	8 個

## 3. 2006 年社内調査

PCMC 社や 2013 年に PCMC 社に統合された PTSE 社の前身である首都圏 MTS 社、北海道 MTS 社、東北 MTS 社、中部 MTS 社、近畿 MTS 社、中国 MTS 社、四国 MTS 社、九州 MTS 社（以下、総称して「MTS 各社」といい、PCMC 社と併せて「PCMC 社ら」という。）等においては、本調査以前にも、2006 年 10 月頃に、技術検定試験の合格者及び受験者並びに監理技術者資格者証の保有者が必要な実務経験を充足しているかに関する社内調査（以下「2006 年社内調査」という。）が実施されていた。

本調査は、PCMC 社において、技術検定試験の受験に必要とされる実務経験を充足しない従業員が施工管理技士資格を取得していた問題<sup>46</sup>（以下「実務経験不備問題」とい

<sup>42</sup> PCMC 社が建設業許可を取得した 2004 年（当時の商号は、松下ライフエレクトロニクス株式会社）から現在に至るまでの専任技術者を調査対象とした。これに加え、2013 年に PCMC 社に吸収合併された PTSE 社についても、2007 年に MTS 各社が統合されて PTSE 社となった時から吸収合併に至るまでの専任技術者を調査対象としたが、PTSE 社については、「×」と判定された資格に基づいて専任技術者として配置された者はいなかった。

<sup>43</sup> 本社を含め、管工事業につき 7 箇所、電気工事業につき 7 箇所。

<sup>44</sup> 1 名で複数種類の建設工事に係る専任技術者として配置される場合がある。

<sup>45</sup> 同じ種類の建設工事であっても営業所が異なる場合には、別途カウントしている。

<sup>46</sup> 前記 2(2) のとおり、本調査の結果、実務経験による監理技術者資格者証の申請に必要とされる実務経験を充足しない従業員は発見されなかった。

う。)に関する原因分析を行い、かかる原因分析に基づき再発防止策を提言することを目的としているところ、PCMC 社らにおいて実施された 2006 年社内調査の経緯、内容及び結果等については、かかる目的を達成するために、調査及び確認することが必要不可欠な事実関係であると考えられることから、以下では、2006 年社内調査の経緯等について、本調査により確認された事実を記載する。

(1) 2006 年社内調査に至る経緯（松下電器産業（PSS 社）及び近畿 MTS 社における 2006 年問題）

2006 年 1 月、①松下電器産業株式会社（以下「松下電器産業」という。）の社内分社であるパナソニックシステムソリューションズ（以下「PSS 社」という。）において、技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の申請に必要な実務経験を充足しない従業員が施工管理技士資格又は監理技術者資格者証を取得している疑義が判明したという問題、②PSS 社において、建設業法により専任すべきとされている技術者が専任とされていなかった疑義が判明したという問題、及び③近畿 MTS 社は 2005 年 10 月 5 日付で特定建設業許可（電気通信工事）の許可申請を行っていたが、同社が専任技術者（一定の実務経験が必要）として申請書に記載した者の実務経験について疑義が判明したという問題（以下「2006 年近畿 MTS 社不備問題」といい、①から③を併せて「2006 年問題」という。）が発生した。

そのため、国土交通省は、松下電器産業（PSS 社）に対して、同社に所属する施工管理技士資格又は実務経験による監理技術者資格取得に基づく監理技術者資格者証の保有者が必要な実務経験を充足しているかについて調査を実施するように要請し、同社は、かかる要請に従い、自社に所属する者について調査を開始した。なお、松下電器産業（PSS 社）における当該調査は、その過程において、国土交通省近畿地方整備局の指示の下、調査対象者が順次拡大され、2006 年 10 月には、松下電器産業（PSS 社）により、以下に挙げる対象者を調査対象者とする調査結果が同地方整備局に報告された。

2006 年 10 月 社内調査の対象者の範囲
松下電器産業（PSS 社）に所属する者のうち、以下に該当する者
・ 2003 年度及び 2004 年度の技術検定試験に合格した施工管理技士資格保有者及び 2005 年度技術検定試験受験者
・ 実務経験資格による監理技術者資格者証保有者

この頃、松下電器産業は、PCMC 社を含むグループ会社においても上記と同様の社内調査をするように指示し、かかる指示を受け、PCMC 社らにおいても社内調査が開始されることになった。かかる経緯で PCMC 社らにおいて開始された 2006 年社内調査の内容等については、後記(2)以降のとおりである。

2007年2月には、松下電器産業（PSS社）が2006年10月10日付けで国土交通省近畿地方整備局に提出した報告書に記載された実務経験不備者について、技術検定試験合格者の調査期間（2003年度から2005年度の資格取得者及び2006年度受験者）以外にも技術検定試験の合格実績があったため、国土交通省より、当該調査期間以外の合格実績に係る実務経験についても追加調査するように指示を受け、松下電器産業（PSS社）による社内調査の調査対象資格が拡大していた（すなわち、実務経験不備者について、調査期間外であった2002年以前に取得した施工管理技士資格に係る実務経験についても追加的に調査対象となり、調査範囲が拡大していた。）。

このように、松下電器産業（PSS社）では、調査対象者を順次拡大させつつ継続して調査が行われていたが、当該調査継続中に、グループ内組織再編により、2008年4月1日付けで、松下電器産業（PSS社）の一部事業がパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社（以下「PSSJ社」という。）に移管され、調査対象者の多くもPSSJ社に異動となった。

PSSJ社は、2009年8月21日付けで国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条1項に基づき指示処分を受け<sup>47</sup>、再発防止策の策定及び報告を指示された。これを受け、PSSJ社は、2009年9月14日付けで再発防止措置報告書を同地方整備局長に提出した。

## (2) PCMC社らにおける2006年社内調査の内容

2006年10月頃、PCMC社らはそれぞれ、前記の2006年問題を受けて、自社に所属する施工管理技士資格や監理技術者資格者証の保有者の実務経験不備の有無について社内調査を行った。PCMC社では、当時の取締役で設備・リフォームセンター長であったA氏（以下「A氏」という。）の指揮の下、またMTS各社では、それぞれ調査責任者が設置され、最終的に調査報告書が作成されている。

## (3) 2006年社内調査の調査結果の報告内容

### ア. PCMC社

2006年10月30日に、PCMC社は、PSS社の建設業・安全管理部（当時、2006年調査のグループ全体の取りまとめを行っていた。以下「PSS社建設業・安全管理部」という。）に対して、A氏名義で「国家資格取得実務経験調査対象者（兼）調査報告書」（施工管理技士資格の調査結果についての報告書）と題する調査報告書を提出した。また、調査対象者として2名が追加、1名が削除され<sup>48</sup>、提出先がPSS社建設業・安全管理部からPSS社社長兼パナソニック建設業・安全管理

<sup>47</sup> 監理技術者資格者証の携帯が必要とされる工事において、資格要件を満たさない者を専任の監理技術者として配置していたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとされた。

<sup>48</sup> 当該1名については、2003年2月に資格を取得しており2006年社内調査の対象者の範囲外であったため、後に削除されたものと思われる。

部長である B 氏に変更された報告書（以下、PSS 社建設業・安全管理部宛の調査報告書と併せて「2006 年 PCMC 社調査報告書」という。）も作成されている。

2006 年 PCMC 社調査報告書では、①PCMC 社に所属する調査対象者の名前、②所属部署、③当該対象者の保有する資格、及び④実務経験の不備の有無に関する資格判定結果等が記載されている。これによれば、削除された 1 名（1 資格）を除外すると、技術検定試験合格者として 24 名（28 資格）の名前が記載されており、その資格判定結果はいずれも「○」と記載され、調査対象者について実務経験不備者が存在しなかったことが報告されていた。

なお、当該報告後に、PCMC 社がパナソニック（PSS 社）から、パナソニックグループとしての具体的な再発防止策等の共有及びフィードバックを受けた事実は確認できなかった。

会社	調査責任者	技術検定試験合格者及び受験者	監理技術者資格者保有者	資格判定結果
PCMC 社	A 氏	24 名（28 資格）	—	全て「○」

#### イ. MTS 各社

2006 年 10 月頃に、MTS 各社は、MTS 各社を管轄していた松下電器産業 CS 本部長に対して<sup>49</sup>、「国家資格取得実務経験調査対象者（兼）調査報告書」（施工管理技士資格の調査結果についての報告書）と「実務経験により監理技術者資格者証取得実務経験調査対象者（兼）調査報告書」（監理技術者資格者証の調査結果についての報告書）と題する調査報告書（以下「2006 年 MTS 各社調査報告書」という。）のいずれか又は双方を提出した<sup>50</sup>。

2006 年 MTS 各社調査報告書には、2006 年 PCMC 社調査報告書と同様の内容が記載されており、概要、下記のとおりである。なお、松下電器産業 CS 本部 CS 推進グループが 2006 年 11 月 6 日付けで作成した「監理技術者・施工管理技士（実務経験）調査報告書」においても、四国 MTS 社を除いた MTS 各社について、③当該対象者の保有する資格、及び④実務経験の不備の有無に関する資格判定結果等が記載され、その内容は 2006 年 MTS 各社調査報告書と一致している。

なお、当該報告後に、MTS 各社がパナソニック（PSS 社）から、パナソニックグループとしての具体的な再発防止策等の共有・フィードバックを受けた事実は確認できなかった。

<sup>49</sup> ただし、近畿 MTS 社調査責任者のヒアリングによれば、同社は、PSS 社に対しても提出したとのことである。

<sup>50</sup> 四国 MTS 社に関する調査報告書を発見することはできなかった。なお、四国 MTS 社にも 2006 年社内調査対象者は存在した。

会社	調査責任者	技術検定試験合格者及び受験者	監理技術者資格者保有者	資格判定結果
北海道 MTS 社	C 氏	4 名 (5 資格)	1 名 (1 資格)	全て「○」
東北 MTS 社	D 氏	4 名 (4 資格)	10 名 (10 資格)	全て「○」
首都圏 MTS 社	E 氏	12 名 (12 資格)	—	全て「○」
中部 MTS 社	F 氏 及び G 氏	5 名 (5 資格)	2 名 (4 資格)	全て「○」
近畿 MTS 社	H 氏	5 名 (5 資格)	3 名 (4 資格)	監理技術者資格者証については全て「×」、その余は「○」
中国 MTS 社	I 氏	3 名 (3 資格)	4 名 (4 資格)	全て「○」
四国 MTS 社	—	—	—	—
九州 MTS 社	J 氏	5 名 (5 資格)	11 名 (15 資格)	全て「○」
計		38 名 (39 資格)	31 名 (38 資格)	

この調査結果を踏まえ、2007年7月12日、同年4月にMTS各社が統合されてきた松下MTS社は、建設業技術者センターに対して報告書を提出し、監理技術者資格者証（電気通信ないし機械器具）保有者3名4資格について実務経験不備があったことを報告し、返納を申し入れた。なお、この3名については、当該報告書の中で実務経験不備の理由及び背景について、「指導監督的立場の実務経験を実証する事が出来なかった為」「3名とも松下電器産業からの転職者（松下電器在籍中に取得）」とされている。また、原因については「①今回の場合は、3名とも松下電器産業株式会社からの転職者であり、当社への転籍とのチェック不十分があげられます。②また、社員一人ひとりの実際の実務経験を会社として管理し、資格取得の申請時に検証する仕組みも不十分であったことも確認できました。」とされていた。

#### (4) 2006年社内調査の問題点

##### ア. 2006年社内調査内容の問題点の概要

2006年社内調査の結果は、上記のとおり近畿MTS社の3名（4資格）以外に実務経験不備者は存在しなかったとの内容で報告されたが、かかる報告は事実と反するものであり、以下（i）から（iv）の問題点があった。

まず、(i) 2006 年 PCMC 社調査報告書及び 2006 年 MTS 各社調査報告書（以下、併せて「2006 年社内調査報告書」という。）は、全ての調査対象者を網羅する内容となっておらず、調査対象者の一部に記載漏れがあった（後記イ）。そして、(ii) 本調査の結果、2006 年社内調査報告書に記載のない（調査結果報告書から漏れていた）調査対象者の中に、実務経験不備者が複数名存在することが判明している（後記ウ）。他方で、(iii) 2006 年社内調査報告書に記載されている調査対象者の中にも、「○」（＝実務経験に不備はなかった）との報告がされていたにもかかわらず、本調査の結果、実務経験不備者が複数名存在することが判明している（後記エ）。

さらに、(iv) 2006 年社内調査には不備があり、（意図的か否かは不明であるものの）当然に気づくべき実務経験不備が見逃され、調査が十分かつ適切に尽くされていなかったことも認められた（後記(5)）。

#### イ. 2006 年社内調査報告書の調査対象者の一部に記載漏れ

2006 年社内調査報告書は、全ての調査対象者を網羅する内容となっておらず、2006 年社内調査において本来調査対象者となるはずの者の一部に記載されていないことが認められた。

具体的には、2006 年社内調査の調査対象者（①2006 年度の技術検定試験受験者、②2003 年度から 2005 年度の技術検定試験合格者及び③監理技術者資格者証取得者）のうち、2006 年度技術検定試験受験者の一部（PCMC 社：3 名 3 資格のうち 1 名 1 資格、MTS 各社：8 名 8 資格のうち 4 名 4 資格）、②2003 年度から 2005 年度の技術検定試験合格者の一部（PCMC 社：25 名 30 資格のうち 4 名 4 資格、MTS 各社：40 名 44 資格のうち 8 名 9 資格）及び監理技術者資格者証の取得者の一部（MTS 各社：31 名 39 資格のうち 1 名 1 資格）が、2006 年社内調査報告書に記載されていなかった。

2006 年社内調査の調査対象者と、2006 年社内調査報告書に記載のある者及び記載のない者の資格者数及び資格数は、下記の表のとおりである<sup>51</sup>。

2006 年社内調査の調査対象者			2006 年社内調査報告書に記載のある者	2006 年社内調査報告書に記載のない者	
①	技術検定試験受験者 (2006 年度)	PCMC 社	3 名 (3 資格)	2 名 (2 資格)	1 名 (1 資格)
		MTS 各社	8 名 (8 資格)	4 名 (4 資格)	4 名 (4 資格)
②	技術検定試験合格者	PCMC 社	25 名 (30 資格)	22 名 (26 資格)	4 名 (4 資格)

<sup>51</sup> 対象者の合計数と不一致が生じている理由は、1 名が複数の資格保有者とされている場合に、一部の資格については記載しているが、その他の資格については記載していないということがあるためである。監理技術者資格者証取得者に関する調査対象者の合計数と不一致が生じている理由も同様である。

	(2003年度から2005年度)	MTS 各社	40名 (44資格)	34名 (35資格)	8名 (9資格)
③	監理技術者資格者証保有者	PCMC 社	0名	0名	0名
		MTS 各社	31名 (39資格)	31名 (38資格)	1名 (1資格)

なお、本調査において、2006年社内調査の調査対象者及びその資格の一部が2006年社内調査報告書に記載されなかった理由を特定することはできなかった。

ウ. 2006年社内調査報告書に記載のない調査対象者の中の実務経験不備者の存在

上記のとおり、2006年社内調査報告書は調査対象者の一部が記載されていない問題があったことに加え、本調査において、同報告書の記載から漏れていた調査対象者の中に、実務経験不備者が存在することが判明している。

具体的には、PCMC社において、技術検定試験合格者について、2006年PCMC社調査報告書に記載されていない調査対象者(2003年度から2005年度の技術検定試験合格者)の4名4資格のうち3名3資格が実務経験不備と判定された。また、技術検定試験合格者については、2006年MTS社調査報告書に記載されていない調査対象者のうち、2006年度の技術検定試験受験者の4名4資格のうち1名1資格が実務経験不備と判定され、2003年度から2005年度の技術検定試験合格者の8名9資格のうち1名1資格が実務経験不備と判定された(いずれも九州MTS社)。

エ. 2006年社内調査報告書に記載のある調査対象者の中の実務経験不備者の存在

また、2006年社内調査報告書に記載された調査対象者については、近畿MTS社の監理技術者資格者証保有者の3名4資格以外は全て「○」と記載され、実務経験不備はなかったと報告されているにもかかわらず、本調査において、実務経験不備者が判明している。

具体的には、技術検定試験合格者について、2006年PCMC社調査報告書に記載のある24名28資格のうち、4名4資格が、2006年東北MTS社調査報告書に記載のある4名4資格のうち、1名1資格が実務経験不備と判定された。

以上のウ及びエの技術検定試験合格者についてまとめたものが下記の表である。

技術検定試験合格者 (対象者 74 名 85 資格)		合計		内訳					
				本調査による 資格不備者		本調査により資 格不備とは判定 されなかった者		未判定 <sup>52</sup>	
				人数	資格数	人数	資格数	人数	資格数
2006 年社内調 査報告書に記 載がない者	PCMC 社	5	5	3	3	1	1	1	1
	MTS 各社	11	13	1	2	7	7	3	4
2006 年社内調 査報告書に記 載がある者	PCMC 社	24	28	4	4	7	9	12	15
	MTS 各社	38	39	1	1	15	16	22	22

#### (5) 2006 年社内調査の不備（実務経験不備の見逃し）

2006 年社内調査は、PCMC 社及び MTS 各社による社内調査として実施されたものであった<sup>53</sup>。当該調査の目的は、前記 3(2)のとおり、松下電器産業（PSS 社）において生じた 2006 年問題を受けて、PCMC 社に所属する施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の保有者の実務経験不備の有無を明らかにすることにあつた。

しかしながら、本調査の結果、以下のとおり、2006 年社内調査における調査では、PCMC 社及び MTS 各社いずれも、(i) 調査責任者の認識不足により実務経験不備とされるべき者が見落とされており（後記ア）、加えて (ii) 実務経験に対する裏付け資料の収集等が十分に行われておらず（後記ウ）、調査として不十分かつ不適切なものであったことが明らかとなった。

#### ア. 2006 年社内調査当時に実務経験不備とされるべき者の見落とし

本調査の結果、2006 年社内調査によって実務経験に不備があると判断されるべき者が、当該調査を担当した調査責任者により見落とされていた例が散見されたので、以下では具体例について説明する。

#### イ. 施工管理技士資格の実務経験に関する不正確な理解に基づき、十分な調査が行われなかった例

PCMC 社における 2006 年社内調査においては、設備・リフォームセンター長であつた A 氏の指示により、同センター所属の K 氏（以下「K 氏」という。）が主に調査を担当した。K 氏は、調査対象者の所属する各拠点の責任者から情報入手するなど、一定の調査を行ったことが認められるものの、K 氏は技術検定試験

<sup>52</sup> 退職者の一部から本調査への協力を得られなかった等の理由により未判定となった者らである。

<sup>53</sup> 本調査のように弁護士等の外部の独立した第三者による調査ではなく、あくまで自主的な社内調査であつた。

に関する知識を十分に有しておらず、調査対象者が担当した件名の工期が分かれば良いという認識の下調査を行っていたことが認められた。

また、MTS 各社における 2006 年社内調査においては、近畿 MTS 社を除き、簡易なヒアリングを実施するにとどまっております、そもそも調査としての実態を備えていなかった。ヒアリングの方法として、例えば、首都圏 MTS 社では、自ら又は部下に指示して主に口頭で虚偽の実務経験を記載したことはないかを確認していたことが認められるが、調査責任者やその部下及びヒアリング対象者のいずれもが実務経験に対する正確な理解を欠いており、意図的な虚偽記載を行った場合以外の不備者を当該ヒアリングにより発見することは困難であった。具体的には、調査責任者やヒアリング対象者の中には、工事への実際の実務経験の有無にかかわらず、施工関係部署の在籍期間又は工期全てをもって実務経験と考えている者が一定数いることが認められた。そのような者は、かかる不正確な知識に基づき、不正の意図なく実務経験不備者となっているため、当然のことながら、虚偽の実務経験を記載したかを尋ねる程度の簡易なヒアリングでは、実務経験の不備を発見することはできなかった。

#### ウ. 実務経験に対する裏付け資料の収集等の不十分性

松下電器産業（PSS 社）からグループ会社に対しては、調査対象者において、自身の実務経験の内容や年数等を内容とする「施工管理資格取得実務経験調査報告（書）」及び実務経験期間や資格取得日、社内経歴を記載する「資格取得（兼）社内経歴チェック表（別紙）」を作成するよう指示されており、それらのフォーマットも配布されていたが、PCMC 社や MTS 各社（近畿 MTS 社及び北海道 MTS 社を除く。）において、当該書類が作成された事実は認められなかった。本調査において、近畿 MTS 社以外の調査責任者や調査対象者の大半は、2006 年社内調査に関する記憶が著しく乏しいことが明らかになっているが、これは当時、重点的な調査が行われなかったことを裏面から示唆するものと思われる。

PCMC 社においては、調査責任者の指示により、調査対象者が所属している各拠点の責任者から一定の調査結果の報告を受けていたことは認められるが、当該拠点の責任者が実務経験を裏付ける資料を自ら確認したり、調査対象者に資料を準備させたりするといったことはなかった。加えて、2006 年に PCMC 社が 3 社の合併により誕生した直後であったこともあり、調査担当者において、調査対象者が過去にどのような部署でどのような経験を積んでいるのかという前提知識が不足しており、十分な調査を行えなかったという事情もあった。

さらに 2006 年当時には、PCMC 社及び MTS 各社（近畿 MTS 社を除く。）において、過去の実務経験を証明するような資料の保管や整理は行われておらず、実務経験の事後的な検証を可能にする体制がそもそも構築されていなかった。

エ. 近畿 MTS 社を除く MTS 各社における調査が不十分かつ不適切であったことの背景事情

このように、近畿 MTS 社を除く MTS 各社において不十分かつ不適切な調査しかなされなかったことの背景には、以下のような事情があったものと考えられる。

すなわち、前記(1)のとおり、2006 年問題には、近畿 MTS 社が専任技術者として申請書に記載した者の実務経験に疑義が生じた 2006 年近畿 MTS 社不備問題が含まれていたことから、近畿 MTS 社においては、当該問題をまさに自社自身の問題として対応することを迫られた。そこで、近畿 MTS 社の調査責任者は、対象者への面談や申請がなされた際の件名の控えやメモなどを踏まえ、調査対象者が実際に当該物件についてどの期間工事に携わっていたか調査をした上で、期間が足りていないものや重複があるものについては実務経験が不足しているものと判定した。その結果、上記のとおり、監理技術者資格者証（電気通信又は機械器具）保有者 3 名 4 資格について実務経験の不備があったことを建設業技術者センターに対して報告し、返納を申し入れることとなった。

これに対し、近畿 MTS 社以外の MTS 各社においては、2006 年問題について直接自社に関係する疑義が生じていたわけではなかったことから、PSS 社から求められていた「施工管理資格取得実務経験調査報告（書）」や「資格取得（兼）社内経歴チェック表（別紙）」の作成も行われず、虚偽の実務経験を記載したかを尋ねる程度の簡易なヒアリングを行うのみで調査を終えることとなってしまった可能性がある。

オ. 小活

上記のとおり、2006 年社内調査において実施されたヒアリングはそもそも実質的に調査としての役割を果たし得るものでなく、また、松下電器産業（PSS 社）からの調査方法の指示を遵守せず、実務経験に関する十分な裏付け資料の収集等も行われなかったため、多くの実務経験不備が見落とされていた。

2006 年社内調査では、PCMC 社及び MTS 各社（近畿 MTS 社を除く。）において、十分かつ適切な調査は行われておらず、その結果、複数の実務経験不備者が見落とされていた。

(6) 2006 年社内調査の総括

2006 年社内調査の結果は、近畿 MTS 社所属の 3 名 4 資格以外に実務経験不備者は存在しなかったとの内容で報告されたが、上記のとおり、かかる報告は事実と反するものであった。

2006年社内調査の報告は、一部の調査対象者について調査報告書の記載が漏れていたこと、2006年社内調査報告書に記載のない調査対象者の中には、本調査の結果、実務経験不備者が複数名存在していたこと、2006年社内調査報告書に記載のある調査対象者の中にも、実務経験に不備はなかったとの報告がなされているにもかかわらず、本調査の結果、実務経験不備者が複数名存在していたことがそれぞれ判明した。

その背景及び理由として、松下電器産業（PSS社）からの調査指示や資格不備問題を必ずしも自社の問題として重要なものと認識できていなかったこと、PCMC社やMTS各社における実務経験に関する理解不足、知識不足に起因する調査不備があり、調査が十分かつ適切に尽くされなかったことから、当然に気づくべき実務経験不備が見逃されていたという点に問題があった。

#### 4. 実務経験証明書の承認フローに関する社内体制

##### (1) 実務経験証明書の承認フローに関する体制及びその変遷

技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の申請の際に受験者・申請者である従業員によって自ら作成される実務経験証明書には、会社の代表者等の署名及び押印が必要とされている。

PCMC社における、受験者・申請者が作成した実務経験証明書の確認から押印に至るまでの承認手続（以下、このような実務経験証明書の押印の承認手続を「承認フロー」といい、実務経験証明書の提出者を「実務経験証明書申請者」という。）は、以下のよう変遷を辿っている。

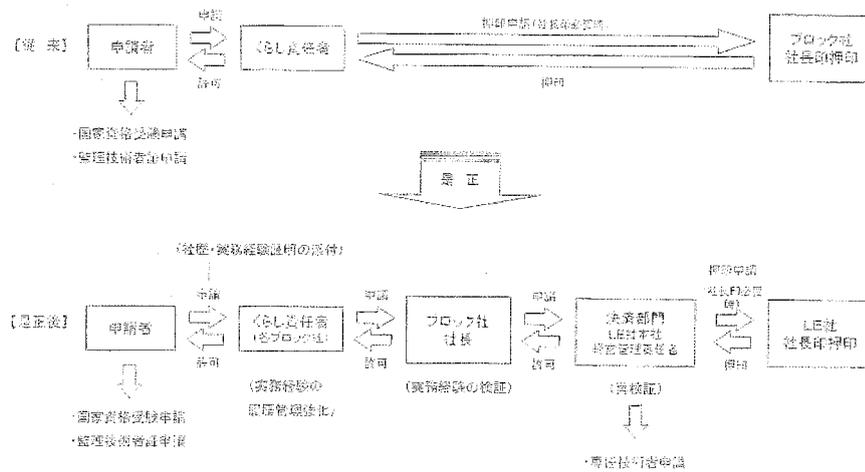
##### ア. 実務経験証明書の承認フロー

##### (ア) 2006年4月改正前の承認フロー

PCMC社LE社において2006年4月1日付けで作成された以下の文書（以下「実務経験を検証するしくみ」という。）においては、実務経験証明書に係る承認フローを改正する旨が図示されている。

実務経験を検証するしくみ

LE社 本社  
設備・リフォーム部



上記の実務経験を検証するしくみの記載によると、2006年4月に改正される前の承認フローでは、実務経験証明書申請者は、①自身が所属するブロック社のくらし責任者<sup>54</sup>に国家資格受験申請又は監理技術者資格者証の申請を行い、次に、②ブロック社長に対して押印申請が行われるという承認フローとされており、ブロック社内部において承認フローは完結していた。

(イ) 2006年4月改正後の承認フロー

2006年4月に改正された承認フローでは、①各ブロック社のくらし責任者に社歴・実務経験証明書を添付して、国家資格受験申請又は監理技術者資格者証申請を行い、②ブロック社長の検証を経た後、③PCMC社LE社本社において、経営管理責任者<sup>55</sup>が実務経験の内容の検証を行った後、④PCMC社LE社長に対して押印の決裁申請が行われることとされた。

<sup>54</sup> 各ブロック社のオール電化やリフォーム事業の推進を担当していた部署の責任者（GM）を指す。該当する部署の名称はブロック社ごとに異なっており、例えば、2006年4月の時点では、LE北海道・東北社では、商品営業グループの「設備・リフォーム営業チーム」、LE中四国社では営業本部の「くらしサポートセンター」がこれに該当するものであった。

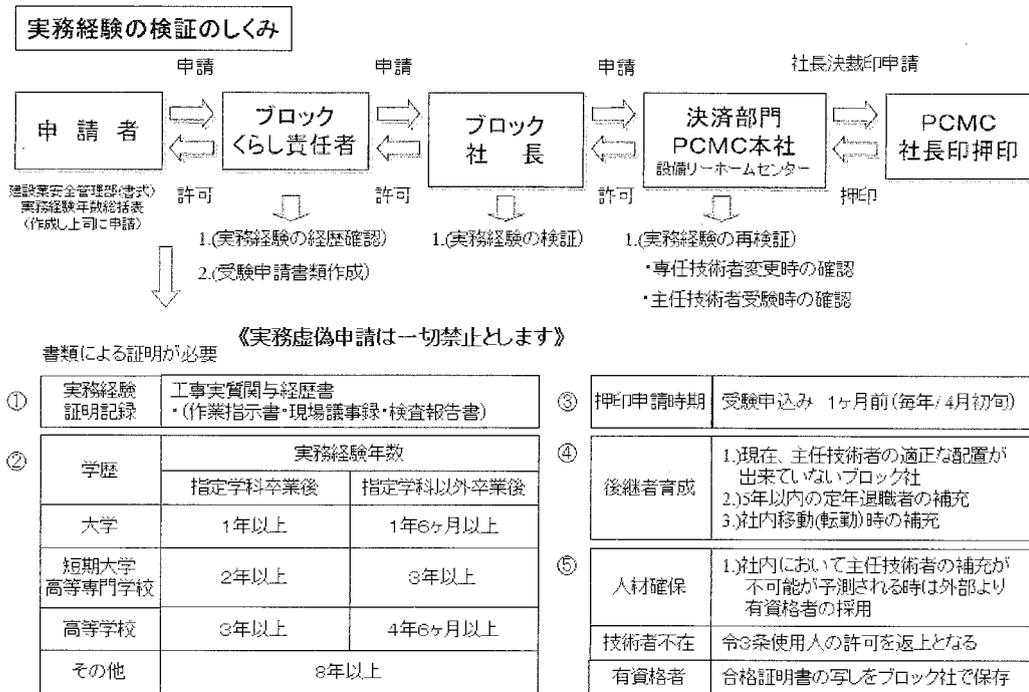
<sup>55</sup> 建設業法施行規則第7条第1号に定めるいわゆる経營業務管理責任者を指す。

(ウ) 2008年10月改正後の承認フロー

その後、2008年10月1日には、以下のように承認フローが変更され、従前のフローにおける③PCMC社LE社本社経営管理責任者に代わり、PCMC社LE社の設備・リフォームセンター<sup>56</sup>が再検証を行うものとされた<sup>57</sup>。

◆2級「管工事・電気工事」施工管理技士・受験資格取得の条件

2008.10.01  
PCMC本社  
設備リフォームセンター



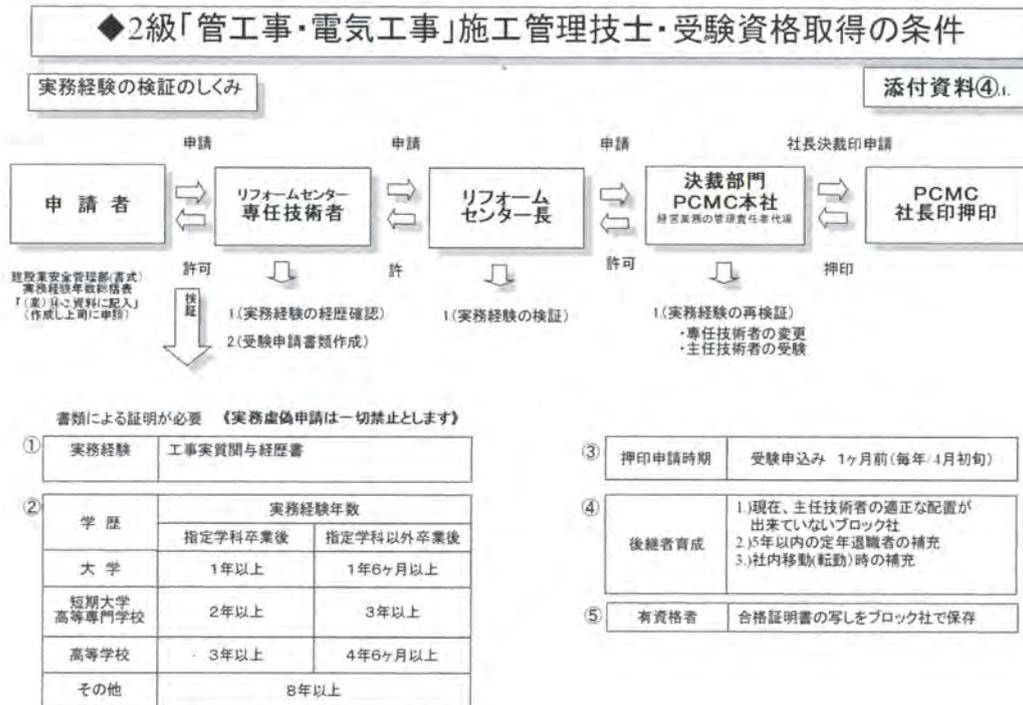
(エ) 2009年7月改正後の承認フロー

2009年7月1日には、再度承認フローが改正されており、①リフォームセンター専任技術者、②ブロック社のリフォームセンター長に加えて、③決裁部門

<sup>56</sup> 上記図表にある「設備・リーホームセンター」は、正確には「設備・リフォームセンター」である。なお、設備・リフォームセンターは、オール電化やリフォーム事業を推進する本社部門の部署であった。設備・リフォームセンターは、その後、地域組織と統合し、リフォームセンター、ホームエナジーソリューションセンターへと変更がなされた。さらに、2013年4月にPTSE社がPCMC社に統合された際には、SE社ホームエンジニアリンググループがその機能を引き継ぎ、その後ホームエンジニアリング推進部へと変更され、現在はLE社エンジニアリングセンターとなっている。

<sup>57</sup> もともと、2006年4月から2007年7までの間は、A氏が経営業務管理責任者と設備・リフォームセンター長を兼任しており、同期間の承認フローにおいて「経営管理責任者」と記載されたのは、実際には、設備・リフォームセンター長でもあり、設備会社(松下設備システム株式会社等)での業務経験を有していたA氏を指す趣旨であった。2007年7月にA氏が退職した後は、経営業務管理責任者と設備・リフォームセンター長は異なる者が担当することとなったことから、経営業務管理責任者ではなく設備・リフォームセンターが実務経験の検証を担当する旨が明確になるよう承認フローの記載の修正がなされたものであり、検証を行う担当部署を実質的に変更することを意図した修正ではなかった。

PCMC 本社経營業務の管理責任者代理<sup>58</sup>が順次その内容の検証を行った後、PCMC 社長に対して押印の決裁申請が行われることとされた。



(オ) 2013年度から2017年度までの承認フロー

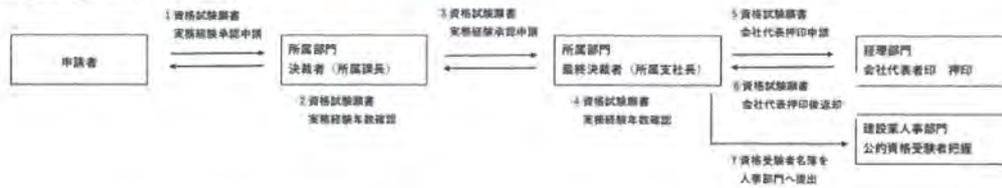
本調査においては、上記2009年7月1日の改正以降2018年までの間に、承認フローの改正がなされたことを示す資料は見当たらなかったが、PCMC社において認識している2013年度以降2017年度までの承認フローは、以下のとおりであり、①所属部門決裁者(所属課長)、②所属部門最終決裁者(所属支社長)が順次、願書に記載の実務経験年数の確認を行うものとされ、その後、③経理部門に対して会社代表印の押印申請がなされ、④資格受験者名簿が建設業人事部門<sup>59</sup>に提出されるものとされていた。

<sup>58</sup> 「決裁部門 PCMC 本社経營業務の管理責任者代理」については、当時の経營業務管理責任者 L 氏は、本社リフォームセンター所属の実務担当者が経營業務管理責任者に代理して当該検証作業を行うことを意味するものであると認識していたとのことであり、経營業務管理責任者であった L 氏自身が実際に検証業務に関わったことはなかった。

<sup>59</sup> 建設業人事部門とは、PCMC 社本社人事部門のうち、PCMC 社において建設業を担当する部署の人事を所管する部門を指し、現在は、PCMC 社本社人事センターの SSBU 担当及び LE 社人事担当がこれに該当する。

1. 前開調査時(2006年)の改訂後の承認の仕組 ■ 部門、および最終決裁者を記載

～2017年度

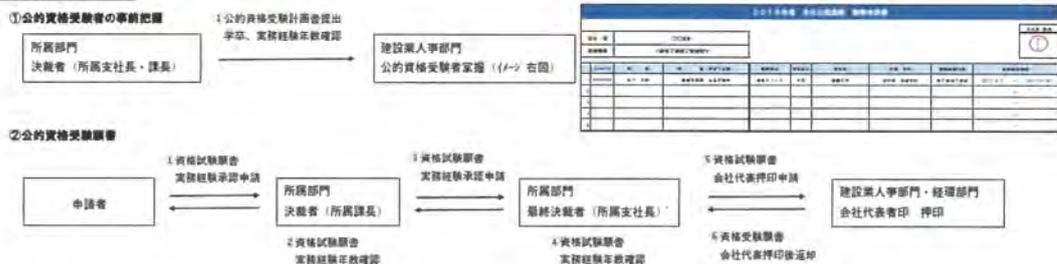


(カ) 2018年度以降の承認フロー

2018年度以降の承認フローは、以下の図のとおりであり、①公的資格受験者の事前把握として、所属部門決裁者(所属支社長・課長)が建設業人事部門に対して公的資格受験計画書を提出し、「学卒」及び「実務経験年数」の確認を行い、さらに、②公的資格受験願書について、(ア)申請者(受験者)が所属部門決裁者(所属課長)に対して、資格試験願書の実務経験承認申請を行い、所属部門決裁者(所属課長)が資格試験願書・実務経験年数確認を行う、(イ)所属部門決裁者(所属課長)から所属部門最終決裁者(所属支社長)に対して、資格試験願書実務経験承認申請を行い、所属部門最終決裁者(所属支社長)が資格試験願書・実務経験年数確認を行う、(ウ)所属部門最終決裁者(所属支社長)から建設業人事部門・経理部門に対して、資格試験願書への会社代表押印申請を行うというものとなっている。

2. 現在の承認の仕組 ■ 部門、および最終決裁者を記載

2018年度～



イ. 実務経験証明書の承認フローの運用実態

(ア) 2006年4月に行われた改正後の承認フローの内容は、当時PCMC社の取締役であり、設備・リフォームセンター長及び建設業法上の経営業務管理責任者でもあったA氏が、松下電工ホームエンジニアリング株式会社(2012年HEG社に商号変更)に所属していた社員からのアドバイスを受けるなどしながら考案した。この承認フローでは、まず各ブロック社のくらし責任者が、申請者から提出された実務経験年数を確認し、次にブロック社長も承認フローに関与させることでブロック社長にも実務経験年数のチェックに関して責任を持たせるとともに、くらし

責任者によるチェックを牽制することが意図されるとともに、最終的には PCMC 本社による実務経験年数の再検証を行うこととされていた。

(イ) ぐらし責任者による検証

ぐらし責任者による第1段階の検証は、申請者が提出した資料を、事前に各ブロック社に配布された、受験に必要となる実務経験年数が記載されたチェックリストに基づいて検証することが想定されていた<sup>60</sup>。

しかし、中四国社のぐらし責任者（ぐらし推進グループ GM）であった M 氏（以下「M 氏」という。）は、中四国社の受験者全員分の実務経験書類が自分のところに上がってきたわけではなく、ぐらし推進グループに所属していた受験者の書類を見た記憶はあるが、それ以外の受験者の実務経験書類を見たかは記憶がないとのことであり、中四国社の全ての受験者分の実務経験証明書の検証まで行われていなかったことがうかがわれる。

また、北海道・東北社のぐらし責任者（オール電化・リフォーム推進チームチームリーダー）であった N 氏は、それぞれの受験者の所属部署を表にしてある程度は確認していたが、最終的には人事で確認していたはずであると述べており、やはり詳細な検証を行っていたかについては疑わしいものと言わざるを得ない。

このように、ぐらし責任者による第1段階のチェックから、既に不十分なチェックしか行われていなかった可能性が高い。

(ウ) ブロック社長による検証

ブロック社長による検証に関しては、前記(ア)のとおり、ブロック社長が自ら実務経験証明書の記載内容をチェックすることは想定されておらず、ブロック社長は、実務担当者からの説明を受けて決裁を行う程度の関与であったため、実際上のチェックは実務担当者任せになっており、ぐらし責任者のチェックを経た申請については、ほぼそのまま承認されるという実態になっていたものと考えられる。

実際にも、当該承認フローが適用されていた時期において北海道・東北社ブロック社長であった O 氏は、実務経験証明書について審査をした記憶はないとのことであり、また、中四国社のブロック社長であった P 氏は、個別の申請について記憶はないものの、上がってきた書類については担当者からの説明を受けて判断しており、おかしいと思わない限りプロセスのチェックはしていなかったとのことと、ぐらし責任者によるチェックがなされている実務経験証明書につ

<sup>60</sup> もっとも、本調査においては、このようなチェックリストが実際に作成されていた事実は確認できなかった。

いては、ブロック社長によるチェック機能はほとんど働いていなかったことがうかがわれる。

さらには、中四国社のくらし責任者であった M 氏は、自分からブロック社長に検証結果を提出した記憶はないとのことであり、そもそも承認フローのとおり申請作業が行われていなかった可能性のあるブロック社も存在した。

(エ) 経營業務管理責任者による検証

2006 年 4 月改正以降 2008 年 10 月改正までの承認フローにおいて、ブロック社長の次に検証を行うこととされていた経營業務管理責任者に関して、A 氏<sup>61</sup>は、建設業法に対する意識が低そうなブロック社については、くらし責任者に電話するなどして確認を行っていたとのことであるが、Q 氏<sup>62</sup>（以下「Q 氏」という。）によると、実際には実務経験証明の申請書類が自分のところに上がってきてはいないとのことであり、Q 氏が経營業務管理責任者となった 2007 年 8 月頃には既に経營業務管理責任者による検証というプロセス自体が形骸化していたものと考えられる。

(オ) LE 社本社に置かれた設備・リフォームセンターによる検証

2008 年 10 月改正以降の承認フローにおいては、PCMC 社 LE 社本社に置かれた設備・リフォームセンター（後に各ブロック社のリフォームセンターを統括する「リフォームセンター」へと組織変更している。）が、くらし責任者及びブロック社長の次に実務経験を再検証することとされた。

もっとも、設備・リフォームセンター（リフォームセンターを含む。）は、各ブロック社のくらし責任者が所属していた部門と同様に、オール電化やリフォーム工事を推進する役割を担っていた部門であり<sup>63</sup>、工事施工部門からの独立性はなかったことから、設備・リフォームセンターが実務経験のチェック機能を適切に果たし得る部門であったとは言い難い。

また、A 氏の後任のリフォームセンター長であった R 氏<sup>64</sup>は、実務経験の承認フローについては記憶がなく、検証に関与した記憶もないとのことであったが、2009 年 7 月にリフォームセンターに配属された S 氏（以下「S 氏」という。）は、自ら実務経験証明書の確認を行い、現地の責任者とやりとりしながら社長印の取得を行っていたとのことであり、R 氏は実務経験検証の業務については S 氏に

<sup>61</sup> 2006 年 4 月から 2007 年 7 月まで経營業務管理責任者。

<sup>62</sup> 2007 年 8 月から 2009 年 6 月まで経營業務管理責任者。

<sup>63</sup> 2008 年 10 月当時、LE 社本社設備・リフォームセンターに所属する M 氏が、LE 中四国社のくらし推進グループ GM を兼任し、LE 中四国社のくらし責任者であったことから、設備・リフォームセンターとくらし責任者の所属部門がオール電化・リフォームの推進に関して同様の役割を共有していた。

<sup>64</sup> 2007 年 8 月から 2011 年 3 月までリフォームセンター長。

一任していたものと解される。S氏は、2012年1月で退職した際に、実務経験の検証業務については、当時ホームエナジーソリューションセンター（リフォームセンターから組織変更した部署）に所属していたR氏に引き継いだと供述しているが、上記のとおり、R氏は実務経験の検証に関与した記憶はないとのことであり、このときの引き継ぎが不十分であったため、その後リフォームセンターでの検証の担当者が曖昧なままになってしまった可能性がある。

(カ) 2013年度から2017年度までのPCMC社本社部門での検証体制

前記ア(オ)に記載の2013年度から2017年度まで使用されていた承認フローでは、申請者の所属部門の課長及び所属支社の支社長がチェックした後に経理部門で押印がなされ、押印の決裁完了後に、資格受験者名簿が建設業人事部門に提出されるものとなっており、工事施工部門から独立した部門によるチェックが行われていなかっただけでなく、2006年4月改正前の承認フローと同様に、PCMC社本社部門での検証もなされず、各ブロック社での検証しか行われない体制となっていた。

(キ) 2018年以降のPCMC社本社部門での検証体制

2018年度以降の承認フローでは、申請者が公的資格受験願書の実務経験承認申請を行う前に、公的資格受験者の事前把握として、所属部門の支社長・課長が建設業人事部門に対して公的資格受験計画書を提出し、「学卒」及び「実務経験年数」の確認を行うこととされており、承認フローの上では、PCMC本社において、かつ、工事部門からは独立した人事部門が検証に関与する仕組みとなっている。

しかしながら、建設業人事部門であるPCMC社本社人事センターのSSBU・LE人事部担当においては、公的資格受験者の事前把握の段階で、各支社の受験者数の把握と受験費用補助の申請者と受験申請者との照合は行うものの、当該事前把握の段階及び実務経験証明書に会社代表者印を押印する段階のいずれにおいても、学歴や実務経験について再検証は行われておらず、また、申請者の所属部門の課長及び所属支社の支社長によるチェックがどのようになされているかについても把握がなされていないという実態となっており、2017年以前と同様、PCMC社本社部門での検証もなされず、各ブロック社での検証しか行われない体制となっていた。

(2) PCMC社LE社による建設業・安全管理監査における承認フロー等への指摘

PCMC社LE社においては、2008年当時、各ブロック社に対して、「建設業・安全管理監査」が実施されており、2008年9月に行われた同監査においては、技術者資格に関

して、PCMC 社本社から各ブロック社に対する以下のような指摘<sup>65</sup>及び当該指摘への各ブロック社からの回答がなされている。

ア. LE 北海道・東北社

PCMC 社 LE 社本社から LE 北海道・東北社宛の「建設業・安全管理 監査通知・是正指示書」(2008 年 9 月 29 日付)における指摘事項及び当該指摘事項に対する LE 北海道・東北社による『建設業・安全管理 監査通知・是正指示書』に対する是正報告書(2008 年 10 月 14 日付)における回答は、以下のとおりである。

PCMC 社本社からの指摘		LE 北海道東北社の回答
総括	<p>《建設業法》</p> <p>⑨LE 北海道東北社として建設現場に現場代理人並びに主任技術者を配置させていない。【業法違反】</p>	<p>《建設業法》</p> <p>⑨LE 北海道・東北社が受注した件名には主任技術者の配置と現場代理人を任命し工事現場において実質関与を実施させる。</p>
建設業管理	<p>《店社管理面》</p> <p>⑧現場代理人と主任技術者の配置は書面上存在するが各件各毎の実質関与がほとんど未実施。(4 件)【業法違反】</p> <p>⑨主任技術者の増員並びに後継者育成が急務。(各県単位に管工事・電気工事各 1 名配置)</p>	<p>《店社管理面》</p> <p>⑧LE 北海道・東北社社(マ)が受注する件名に対して現場代理人が自ら現場管理が行える体制の構築を図る。</p> <p>⑨2 級管工事士・2 級電器(マ)工事士の資格者の増員に関しては、オール電化・設備と人事責任者と連携しながら受験資格者(法令の実務経験者)の任命を行いながら資格取得を目指す。</p>

イ. LE 中部社

PCMC 社 LE 社本社から LE 中部社宛の「建設業・安全管理 監査通知・是正指示書」(2008 年 9 月 3 日付)における指摘事項及び当該指摘事項に対する LE 中部社による『建設業・安全管理 監査通知・是正指示書』に対する是正報告書(2008 年 9 月 11 日付)における回答は、以下のとおりである。

<sup>65</sup> PCMC 社本社から各ブロック社に対して発せられた監査通知・是正指示書の「担当」欄には、当時 PCMC 社本社取締役であり経營業務管理責任者でもあった Q 氏の押印がなされ、「検印」欄には PCMC 社本社専務取締役であった T 氏(以下「T 氏」という。)の押印がなされている。

PCMC 社本社からの指摘		LE 中部社の回答
建設業管理	《店社管理面》 ⑥技術者の資格取得について社内基準（実務経験の検証方法）がない	《店社管理面》 ⑥LE 社実務経験検証の仕組みに沿って実践する（実務経験の履歴管理を強化する）

ウ. LE 中四国社

PCMC 社 LE 社本社から LE 中四国社宛の「建設業・安全管理 監査通知・是正指示書」（2008 年 9 月 25 日付）における指摘事項及び当該指摘事項に対する LE 中四国社による『「建設業・安全管理 監査通知・是正指示書」に対する是正報告書』（2008 年 10 月 6 日付）における回答は、以下のとおりである。

PCMC 社本社からの指摘		LE 中四国社の回答
建設業管理	⑦主任技術者の配置は書面上存在するが各件名毎の実質関与がほとんど未実施。（5 件）【建設業法第 26 条違反】	⑦ 現状の配置で、主任技術者の月次活動の中に定期巡視をスケジュール化して対応していきます。 ◇現状配置状況（岡山・広島・山口⇒M 香川・高知・愛媛⇒U 徳島⇒V） ◇08 年度公認資格取得研修を実施する中。主任技術者の育成を図る。
	⑧主任技術者（有資格者）の遵法対応には後継者育成が急務。（各県単位の管工事・電気工事各 1 名配置が必要）	⑧ ⑦項に準じ ◇08 年度公認資格取得研修を実施する中。主任技術者の育成を図る。 （2 級管工事施工管理技士：13 名受験 2 球（マ）電気工事施工管理技士：12 名受験）

エ. LE 九州社

PCMC 社 LE 社本社から LE 九州社宛の「建設業・安全管理 監査通知・是正指示書」（2008 年 9 月 16 日付）における指摘事項及び当該指摘事項に対する LE 九州社による『「建設業・安全管理 監査通知・是正指示書」に対する是正報告書』（2008 年 9 月 26 日付）における回答は、以下のとおりである。

PCMC 社本社からの指摘		LE 九州社の回答
建設業管理	<p>《店社管理面》</p> <p>⑨技術者の資格取得について社内基準（実務経験の検証方法）がない。</p>	<p>《店社管理面》</p> <p>⑨技術者の資格取得（管・電）の公基準は実務経験年数となっている為、現状の社員では実務経験の検証が困難である。（管：2級管工事施工管理技士、電：2級電気工事施工管理技士）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管工事、電気工事に携わる現場代理人で工事経歴書等で検証可能となる。</li> <li>・実務経験⇒（管）指定学科卒：大卒 1年以上、高卒 3年以上の実務経験年数の検証が必要。</li> </ul> <p>指定学科以外：大卒 1.5年以上、高卒 4.5年以上の実務経験年数の検証が必要。</p> <p>（電）上記の（管）同様に実務経験年数の検証が必要。</p>
	<p>⑩九州社の各地に配置されている主任技術者（55歳以上）後任者について未検討で技術体制先細りが懸念される。</p>	<p>⑩九州社の主任技術者の後任者（55歳以上）については、⑨の通り、現状では実務経験が不足し資格取得が困難である。よって、資格を有する者又は、管工事、電気工事の実務経験者の新規採用、キャリア採用等、今後の事業運営（家丸ごと事業）を見据えた中で、長期に亘る人材育成が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・08年12月に1名中途採用予定。</li> </ul>
	<p>⑪鹿児島地域の受注する各件名に対し主任技術者に（マ）実質関与がなされていない。【建設業法第26条違反】</p>	<p>⑪鹿児島地区の主任技術者は、現宮崎地区担当の W が宮崎地区と鹿児島地区の両県を担当し鹿児島地区で受注する件名の実質関与を行なう。鹿児島地区は現場代理人として X が従事する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島地区の X は、本年度資格取得中である。（電気工事合格、2級管工事 11月に受験）</li> <li>・主任技術者へ鹿児島と宮崎の両県を担当する旨の委嘱状を発行する。（社長名）</li> </ul>

#### オ. 小括

上記のとおり、2008年に実施されたPCMC社LE社本社による建設業・安全管理監査においては、LE北海道・東北社、LE中部社、LE中四国社及びLE九州社の各社に対し、各工事件名に対する主任技術者の配置がそもそもなされておらず、また、書面上の配置はなされていても実質関与がない旨の指摘がなされているほか、LE北海道・東北社及びLE九州社に対しては主任技術者の育成の必要性が指摘されるなど、有資格者不足に伴う有資格者増員の必要性が指摘されている一方で、LE中部社及びLE九州社については、「技術者の資格取得について社内基準

(実務経験の検証方法)がない。」として、資格試験受験に際しての実務経験の検証方法が確立されていないことを問題とし、是正を求める指摘がなされていた。

## 5. 資格取得の推奨

### (1) 資格取得の推奨の取組み

PCMC 社においては、特に 2008 年以降において、以下のとおり、技術者確保の観点から施工管理技士資格に係る取得が推奨されていた<sup>66</sup>。

ア. 2008 年から 2009 年 (LE 社)

#### (ア) 2008 年 4 月度経営会議

LE 中四国社における 2008 年 4 月度経営会議に用いられた以下の資料においては、「建設業法関連公認資格取得計画」として「各営業拠点に『2 級管工事施工管理技士』と『2 級電気工事施工管理技士』の配置が必要」としており、LE 社における 2008 年 5 月以降の取組みとして、施工管理技士の資格取得を推奨していた。

建設業法関連公認資格取得計画					
◆背景	オール電化等、施工込み事業拡大に中、公認資格者の育成が急務 「建設業法」における技術者配置の要件をクリアしご販売店への支援を図り LE中四国社・販売店の継続成長への一翼を担う				
◆現状	●建設業法における令3条使用人 管工業 専任技術者 電気事業 専任技術者 主任技術者	現状0	(見積書・契約書類等の発行が出来る拠点)	各営業拠点に「2級管工事施工管理技士」と「2級電気工事施工管理技士」の配置が必要	現状0
	現場代理人	現状0	各県に配置が必要(現場の管理及び、安全管理)		
<b>★印公認資格者の育成が急務</b>					
◆07年度の状況	●「2級管工事施工管理技士」取得活動中、4名の合格者 くらし推進G TD設備担当 法人G				
	●労働安全衛生法での「職長」の育成⇒「新職長研修」実施 修了者23名 (現場代人とし各県2~3名の配置が可能になった。)				
◆今後の展開	●主任技術者の確保 【2級管工事施工管理技士】 各県で1名以上				
	【2級電気工事施工管理技士】 各県で1名以上				
	専任技術者 2級管工事   2級電気工事	主任技術者 2級管工事   2級電気工事	現場代理人	備考	
本社					
岡山営業G					
広島営業G					
山口営業G					
四国営業G	香川				
	愛媛				
	徳島				
	高知				

★印欄推薦頂きたい。(社命で取得研修参加になります)  
推薦条件は、30歳台~50歳台前半までお願い致します

<sup>66</sup> 当委員会の調査においては、2007 年度以前における施工管理技士資格取得の推奨に関する客観的資料は確認できていないが、受験者等からのヒアリングによれば、2007 年以前においても一定程度資格取得が推奨されていたことがうかがわれた。

また、LE 中四国社においては、以下のとおり「公認資格取得受験資格及び研修内容」として、2級管工事施工管理技士資格及び2級電気工事施工管理技士資格の取得のための研修が実施されており、LE 中四国社において施工管理技士資格取得が重視されていた。

◆公認資格取得受験資格及び研修内容

☆ 管工事の国家資格に挑戦!!

**『2級管工事施工管理技士』受験研修のご案内**

◆ 研修のねらい  
2級管工事施工管理技士の受験対策研修として、合格できる力を養成する。

◆ 期待される効果(メリット)  
2級管工事の資格を取得すれば  
①一般建設業の管工事許可を効けるときの技術者要件となる。  
②許可を受けると、経費金額が500万円以上となる元請け工事を請け負う事ができる。

◆ 実施要項

① 受講期間	平成20年8月(土)10日~20日(6日間の研修)	平成20年7月~10月予定(6日間の研修)
② 実施場所	滋賀県彦根市	福地 彦根市
③ 受講費用		
④ 受講定員	30名	

◆ 受験要項  
試験日 : 平成20年11月10日(日)  
募集要項 : 5月中旬~8月下旬(中心)が来社 (研修費のみ支給)  
研修料金 : (財)全国建設研修センター 管工事試験課 TEL: [REDACTED]  
試験地 : 札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、岡山、鹿児島、沖縄  
受験料 : 8,500円  
受験資格 : ① 大学卒1年以上、短大卒2年、高校卒4年6ヶ月、その他5年以上(指定学科以外)  
② 大学卒3年以上、短大卒2年、高校卒3年以上(指定学科)  
指定学科(土木工学科、都市工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科、建築学科)

◆ 特記事項  
研修には下記の公式テキストを事前に各自で購入して、ご参加ください。  
購入費用 : 『管工事施工管理技士』 7,800円  
購入・販売期間 : 2級管工事施工管理技術検定試験問題集 第2巻 3,670円  
購入先 : (財)建設業協会管工事施工管理技術研究会 TEL: [REDACTED]

☆ 電気工事の国家資格に挑戦!!

**『2級電気工事施工管理技士』受験研修のご案内**

◆ 研修のねらい  
企業が建設業法に定める電気工事業の「一般建設業」を営む時に必要な技術者要件の国家資格の受験対策研修

◆ 期待される効果(メリット)  
・由緒長い電気工事の職能記述方式を中心としたポイントを中心とした集中研修。  
・実務者による建設業法(一般建設業)の許可申請時、必須の職業所「専任の技術者」工事現場に立寄りなければならない「主任技術者」として認められます。  
・企業の実務力評価の促進事項等制度により、実務者に立寄って2点が与えられます。

◆ 実施要項

① 受講期間	平成20年8月~10月(6~8日間の研修の上決定)
② 実施場所	福地 彦根市
③ 受講費用	
④ 受講定員	15名以上

◆ 研修カリキュラム

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目
・電気工学	・電気工学	・管内電気設備	・施設電気設備	・関連分野	・法規
・施工設備認定	・関連分野	・施工管理	・試験システム		

◆ 募集要項 : 8月25日~7月15日  
◆ 受験資格 : 大学卒4年6ヶ月、短大卒1年6ヶ月、その他5年以上(指定学科以外)  
大学卒3年以上、短大卒1年以上(指定学科)  
指定学科(建築学科、土木工学科、電気工学科、機械工学科、都市工学科、衛生工学科)

◆ 特記事項  
・実務者参加必須  
・試験科目 : 平成20年11月10日(日)  
・受験料 : (財)建設業協会 試験研修料 3,670円

(イ) 2008年5月度経営会議

2008年5月8日の経営会議に用いられた以下の資料においては、「08年度『2級管工事』『2級電気』公認資格取得研修受講者一覧」として、施工管理技士資格の研修を受講する者が記載されているところ、後記(ウ)の2008年2級管工事受験案内に記載されることとなる2級管工事施工管理技術検定試験受験者13名を含む合計25名が、資格取得のための研修受講者として選出されている。

08年度「2級管工事」「2級電気」公認資格取得研修受講者一覧

【2級管工事施工管理技士】

	所属	公認資格取得 研修受講者名	生年月日	年齢	入社年月日	社歴	最終学歴	備考
1	TD岡山駐在							
2	岡山営業G							
3	TD広島駐在							
4	広島営業G							
5	TD山口駐在							
6	山口営業G							
7	TD四国駐在(香川)							
8	四国営業G香川							
9	TD四国駐在(愛媛)							
10	TD四国駐在(徳島)							
11	四国営業G徳島							
12	TD四国駐在(高知)							
13	四国営業G高知							

【2級電気工事施工管理技士】

	所属	公認資格取得 研修受講者名	生年月日	年齢	入社年月日	社歴	最終学歴	備考
1	くらし推進グループ							
2	くらし推進グループ							
3	岡山営業G							
4	TD広島駐在							
5	広島営業グループ							
6	山口営業G							
7	TD四国駐在(香川)							
8	四国営業G香川							
9	TD四国駐在(徳島)							
10	四国営業G徳島							
11	TD四国駐在(高知)							
12	四国営業G高知							

(ウ) 2008年5月「2級管工事施工管理技士」取得研修会及び「受験」のご案内

2008年5月には、「2級管工事施工管理技士受験者各位」宛として、LE中四国社くらし推進グループGMM氏作成名義の、『2級管工事施工管理技士』取得研修会及び『受験』のご案内」と題する案内文(以下「2008年2級管工事受験案内」という。)が作成され、受験者に送信されている。

この2008年2級管工事受験案内においては、「LE中四国社と致しまして家電商品の工事込み受注の仕事や、リフォーム事業が拡大する中、各県に「公認資格技術者」の配置が、建設業法・労働安全衛生法の観点から義務づけられています。」として、『2級管工事施工管理技士』受験研修を受けて『受験』頂く方々を『経営会議』においてご推薦頂き(マ)した。以下の内容で、実施いたしますので宜しくお願い致します。」として、13名の受験者名が記載されている。ここでは、研修費用、受験費用及び交通費等は会社負担とされており、LE中四国社として受験者を選抜し、研修を受講の上受験させることとし、2級管工事施工管理技士資格取得について非常に強い態様での推奨がなされていた。



## 建設業法関連国家資格取得について

2月6日発表	拠点	2級電気工事施工管理技師		
		08年受験者	合否	09年計画
中国	岡山本社	[黒塗り]	○	ご今年度受験者はどうするか 検討をお願いします。
	岡山G		学科のみ○	
	広島G		×	
	山口G		学科のみ○	
四国	香川G		○	
	徳島G		×	
	高知G		×	

- 2 -

## 建設業法関連国家資格取得について

3月6日発表	拠点	2級管工事施工管理技師		
		08年受験者	合否	09年計画
中国	岡山G	[黒塗り]		い。で3月6日発表までお待ちください。
	広島G			
	山口G			
四国	香川G			
	徳島G			
	高知G			
	愛媛G			

また、翌月（同年3月度）の経営会議に用いられた以下の資料においては、2級電気工事施工管理技師に関して、赤字で「09年度の受験者を至急選出してください」と記載されており、09年度においても08年度に引き続き施工管理技師資格取得が強く推奨されている。

## 建設業法関連国家資格（2級電

2月6日発表	拠点	2級電気工事施工管理技師		
		08年受験者	合否	09年計画
中国	岡山本社	[REDACTED]	○	
			△学科のみ	
	岡山G		×	
	広島G		×	○
			△学科のみ	○
	山口G		○	
四国	香川G		○	
			×	
	徳島G		○	
			×	
	高知G		×	
			×	

09年度を受験者を至急選出してください↑

## 建設業法関連国家資格（2級管工事）

3月6日発表	拠点	2級管工事施工管理技師			09年計画	
		07年合格者	08年受験者	合否		
本社	岡山本社	[REDACTED]				
中国	岡山G			△学科合格		
				△学科合格		
	広島G			△学科合格		
				●		
	山口G			●		
四国	香川T			△学科合格		
				△学科合格		
	徳島T			△学科合格		
				●		
	高知T			△学科合格		
	愛媛T			△学科合格		
				●		
合計			3名	15名	合格7名	

イ. 2013年4月以降（SE社）

(ア) 前提

PCMC社は、2013年4月、PTSE社との合併により、社内分社としてSE社が設立され、従前のLE社及びPTSE社における建設業関連事業は、当該SE社に移管、統合されることとなった。

(イ) 2013年から2016年のGM会議

SE社において、2013年5月10日及び2014年1月10日のGM会議に用いられた資料では、「人材育成の取り組み」や「体制強化の取り組み」として、施工管理技士を含む公認資格の取得が積極的に推進されている。

さらに、2015年4月3日及び2016年2月8日GM会議資料においても、引き続き公認資格の取得の積極推進について取り上げられおり、施工管理技士資格の取得が推奨されていた。

(ウ) 2017年から2018年のセンター長、支社長会議

2017年4月6日のセンター長、支社長会議に用いられた以下の資料では、「2017年度 公認資格取得計画【会社指示名簿】」と題する表において、公認資格等名称として電気工事施工管理技士や管工事施工管理技士が挙げられ、「会社指示者」として「課名」及び「氏名」を記載する欄が設けられており、会社の指示する従業員にこれらの資格取得の推奨がされており、2018年3月6日のセンター長、支社長会議に用いられた資料においても、引き続き、コンプライアンス、金看板維持及びスキルアップといった視点から施工管理技士資格の取得が推奨されている。

2017年度 公認資格取得計画【会社指示名簿】

No.	公認資格等名称	取得日(月)	会社指示者																			
			課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名	課名	氏名		
1	1級電気工事施工管理技士	8月14日(金)																				
2	2級電気工事施工管理技士	7月14日(金)																				
3	1級管工事施工管理技士	8月10日(金)																				
4	2級管工事施工管理技士	8月10日(金)																				
5	1級建築施工管理技士	2月14日(金)																				
6	2級建築施工管理技士(住宅)	7月14日(金)																				
7	2級建築施工管理技士(建築)	7月14日(金)																				
8	給水装置工事主任技師	7月14日(金)																				
9	1級電気士	4月14日(金)																				
10	2級電気士	3月14日(金)																				
11	電気設備主任技師	① 4月10日(金) ② 7月14日(金)																				
12	新1級電気工事士	7月14日(金)																				
13	新2級電気工事士	上欄: 4月 6日(金) 下欄: 4月29日(金)																				
14	その他	3																				
15	その他	3																				
16	その他	3																				
17	その他	3																				
18	その他	3																				

【受験資格】

<p>№1 1級電気工事施工管理技士</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>4年以上</td><td>4年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>5年以上</td><td>7年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>10年以上</td><td>11年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>15年以上</td><td>その他</td><td>2級合格後の再試験</td></tr> <tr><td>第一・第二・第三種主任技師</td><td>6年以上</td><td>9年以上</td></tr> <tr><td>第一種電気工事士</td><td>実務経験年数はなし(定年)</td><td>10年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	短大卒業	2年以上	4年以上	4年以上	短期大学・高等専門学校卒業	5年以上	7年以上	専門学校卒業	10年以上	11年以上	その他の者	15年以上	その他	2級合格後の再試験	第一・第二・第三種主任技師	6年以上	9年以上	第一種電気工事士	実務経験年数はなし(定年)	10年以上	<p>№2 2級電気工事施工管理技士</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	短大卒業	2年以上	3年以上	3年以上	短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上	専門学校卒業	3年以上	3年以上	その他の者	3年以上	3年以上	<p>№3 1級管工事施工管理技士</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>4年以上</td><td>4年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>5年以上</td><td>7年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>10年以上</td><td>11年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>15年以上</td><td>その他</td><td>2級合格後の再試験</td></tr> <tr><td>第一・第二・第三種主任技師</td><td>6年以上</td><td>9年以上</td></tr> <tr><td>第一種電気工事士</td><td>実務経験年数はなし(定年)</td><td>10年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	短大卒業	2年以上	4年以上	4年以上	短期大学・高等専門学校卒業	5年以上	7年以上	専門学校卒業	10年以上	11年以上	その他の者	15年以上	その他	2級合格後の再試験	第一・第二・第三種主任技師	6年以上	9年以上	第一種電気工事士	実務経験年数はなし(定年)	10年以上	<p>№4 2級管工事施工管理技士</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	短大卒業	2年以上	3年以上	3年以上	短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上	専門学校卒業	3年以上	3年以上	その他の者	3年以上	3年以上	<p>№5 1級建築施工管理技士</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	短大卒業	2年以上	3年以上	3年以上	短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上	専門学校卒業	3年以上	3年以上	その他の者	3年以上	3年以上	<p>№6 2級建築施工管理技士</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>3年以上</td><td>3年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	短大卒業	2年以上	3年以上	3年以上	短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上	専門学校卒業	3年以上	3年以上	その他の者	3年以上	3年以上	<p>№7 給水装置工事主任技師</p> <table border="1"> <tr><th>受験資格</th><th>受験資格</th></tr> <tr><td>大学卒業</td><td>短大卒業</td></tr> <tr><td>2年以上</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>短期大学・高等専門学校卒業</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>専門学校卒業</td><td>3年以上</td></tr> <tr><td>その他の者</td><td>3年以上</td></tr> </table>	受験資格	受験資格	大学卒業	短大卒業	2年以上	3年以上	短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	専門学校卒業	3年以上	その他の者	3年以上
受験資格	受験資格	受験資格																																																																																																																																										
大学卒業	短大卒業	短大卒業																																																																																																																																										
2年以上	4年以上	4年以上																																																																																																																																										
短期大学・高等専門学校卒業	5年以上	7年以上																																																																																																																																										
専門学校卒業	10年以上	11年以上																																																																																																																																										
その他の者	15年以上	その他	2級合格後の再試験																																																																																																																																									
第一・第二・第三種主任技師	6年以上	9年以上																																																																																																																																										
第一種電気工事士	実務経験年数はなし(定年)	10年以上																																																																																																																																										
受験資格	受験資格	受験資格																																																																																																																																										
大学卒業	短大卒業	短大卒業																																																																																																																																										
2年以上	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
その他の者	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
受験資格	受験資格	受験資格																																																																																																																																										
大学卒業	短大卒業	短大卒業																																																																																																																																										
2年以上	4年以上	4年以上																																																																																																																																										
短期大学・高等専門学校卒業	5年以上	7年以上																																																																																																																																										
専門学校卒業	10年以上	11年以上																																																																																																																																										
その他の者	15年以上	その他	2級合格後の再試験																																																																																																																																									
第一・第二・第三種主任技師	6年以上	9年以上																																																																																																																																										
第一種電気工事士	実務経験年数はなし(定年)	10年以上																																																																																																																																										
受験資格	受験資格	受験資格																																																																																																																																										
大学卒業	短大卒業	短大卒業																																																																																																																																										
2年以上	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
その他の者	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
受験資格	受験資格	受験資格																																																																																																																																										
大学卒業	短大卒業	短大卒業																																																																																																																																										
2年以上	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
その他の者	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
受験資格	受験資格	受験資格																																																																																																																																										
大学卒業	短大卒業	短大卒業																																																																																																																																										
2年以上	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
短期大学・高等専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
専門学校卒業	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
その他の者	3年以上	3年以上																																																																																																																																										
受験資格	受験資格																																																																																																																																											
大学卒業	短大卒業																																																																																																																																											
2年以上	3年以上																																																																																																																																											
短期大学・高等専門学校卒業	3年以上																																																																																																																																											
専門学校卒業	3年以上																																																																																																																																											
その他の者	3年以上																																																																																																																																											

## (2) 資格取得に対する経済的な補助

PCMC 社においては、PCMC 社員就業規則が 2008 年 10 月 1 日に改定されており、同改定により、新たに「スキルアップ支援制度に関する規定」が設けられている。

同規定においては、推奨公的資格として「電気工事施工管理技士 2 級」、「電気工事施工管理技士 1 級」及び「管工事施工管理技士 2、1 級」が挙げられており、補助制度の内容としては、交通費（最寄の受験会場までの往復の実費を補助）や合格した者に対する受験料（上限 1 万円で、補助は同一資格に対して一回限り）の補助がなされることとなっている。

また、PCMC 社においては上記のとおり施工管理技士資格取得のための研修が実施されていたところ、2012 年 4 月 1 日改定の PCMC 社員就業規則において、「会社が必要としている資格を会社より指名された方については、通信教育講座、研修・講習費用、受験手数料、更新費用、交通費等を補助します。」という規定が追記され、研修及び講習費用についても補助されることが明記された<sup>67</sup>。現在の PCMC 社員就業規則（2021 年 4 月 1 日改定版）においても、同様の内容が規定されている。

なお、PCMC 社においては、施工管理技士資格の保有が昇任要件とされていたり、施工管理技士資格を保有している者に対する資格手当等が設けられていたりするといった事情は見当たらなかった。

## 6. PCMC 社らによる資格不備者に対する受験指示・推奨

### (1) 2008 年から 2009 年頃の PCMC 社における施工管理技士資格取得者増加の背景等

PCMC 社（その前身である松下 LEC 社を含み、以下「6」において同じ。）は、電機製品の販売にとどまらず、リフォーム等家屋全体に関するサービスの展開を目指し、2004 年 1 月 30 日に電気工事業及び管工事業に係る一般建設業許可を受けた。建設業法は、一般建設業の許可基準として、営業所ごとに専任技術者を置くことを求めており（同法第 7 条第 2 号）、施工管理技士資格を有している者などを専任技術者とするところ、一般建設業の許可取得後に専任技術者が不在となった場合には許可の取消の対象等になることから、以後、PCMC 社においては各営業所に専任技術者を置く必要が生じた。また、建設業者は、建設業許可を受けた業種については、軽微な建設工事も含めて請け負った建設工事を施工するときは須らく工事現場に主任技術者を配置することが求められるため（同法第 26 条第 1 項）、PCMC 社においても一般建設業の許可取得後は主任技術者として配置可能な人材の需要が高まったと考えられる。

2003 年 6 月から 2007 年 7 月まで PCMC 社において設備事業及びリフォーム事業担当の取締役であった A 氏は、PCMC 社の事業計画を前提にブロック社でリフォーム事業等

<sup>67</sup> なお、当委員会のヒアリングによれば、就業規則が改定された 2012 年 4 月 1 日以前においても、研修に関する費用等の補助はなされていた。

を担当するくらし責任者に対して、電気工事及び管工事に係る各施工管理技士資格の取得目標人数を伝え、くらし責任者が各資格の受験者を選定することが多く行われていたと述べており、PCMC 社において、この頃、専任技術者及び主任技術者となり得る施工管理技士資格保有者の確保が企図されていたと考えられる。そして、A 氏の後任者として 2007 年 6 月から 2009 年 6 月まで PCMC 社取締役を務めた Q 氏は、技術者が少なかったことから、2008 年春頃、各ブロック社に対し、施工管理技士資格保有者の名簿の提出を指示し、その数を把握した上で、同年秋頃には、当該資格保有者の数が非常に少なく、建設業法違反の状態となるおそれがあったため、人材を投入して経験を積ませて施工管理技士資格を取得させるべきである旨の意見を社内で述べたということである。

こうした PCMC 社内の動きと並行して、少なくとも、2008 年には LE 中四国社の 25 名（2 級管工事施工管理技士 13 名、2 級電気工事施工管理技士 12 名）、LE 北海道・東北社の 6 名（全員が 2 級管工事施工管理技士）、2009 年には LE 北海道・東北社の 5 名（全員が 2 級電気工事施工管理技士）について、各技術検定試験受験のために実務経験証明書への押印申請手続が進められた。

ところが、今般行われた PCMC 社の社内調査及び本調査の過程で、2008 年及び 2009 年の受験者を中心に、受験資格として必要な実務経験年数を満たしていないことが受験当時既に認識されていたにもかかわらず、会社の指示、推奨を受けて受験した可能性のある者（PTSE 社所属者を含む。）が複数発見されたことから、当委員会は、受験者本人及びこれに受験を指示、推奨した可能性のある当時の上司等に対するヒアリングを実施し、受験に至った経緯に係る実態を解明することとした。その結果の概要は以下のとおりであるが、いずれの事象についても Q 氏ら PCMC 社の当時の役員がこれらを認識していたとは認められなかった。

## (2) LE 中四国社

LE 中四国社においては、経営会議資料によると、2008 年には 13 名が 2 級管工事施工管理技術検定試験を、12 名が 2 級電気工事施工管理技術検定試験を受験しており、この時期には特に積極的にこれらの試験の受験が行われていた。このうち、後記ア及びイのとおり、不正資格取得及び不適切資格取得を招いた要因の一つと考えられる不適切な資格受験者の決定や受験の指示・推奨等が行われていた事実が認められた。

### ア. 実務経験要件を十分に確認せず行われた受験者の決定及び受験の指示・推奨

前記 5(1)アのとおり、LE 中四国社においては、2008 年に、2 級管工事施工管理技術検定試験 13 名、2 級電気工事施工管理技術検定試験 12 名の合計 25 名<sup>68</sup>が

<sup>68</sup> この中には、前記第 3・3(2)イ(イ)に記載の調査不能者 4 名を含む。

資格のための研修受講者として選抜され、受験をしているが、これらの受験者のうち 10 名<sup>69</sup>が、上司の指示又は推奨により受験をした旨を述べており、本調査の結果、更にそのうち 7 名 7 資格が後記第 5・1(2)に掲げる実務経験不備の類型のうち④(虚偽・不正の実務経験)に分類された(もともと、上司から指示を受けたものの、当該上司が誰であったかは記憶にないと供述した受験者も含んでいる)。

これに対し、これらの者に、受験の指示を行ったとされる上司ら(ただし、1 名については本調査におけるヒアリングに応じなかった。)は、当時 LE 中四国社 DREAM 推進グループ山口チームに所属の受験者 Y 氏に対して受験を推奨した記憶があるとする同チームのチームリーダー Z 氏を除いては、いずれも、受験者に対して受験を指示したことについて明確な記憶がないと供述している。しかし、これらの受験者は、いずれも経営会議資料の「08 年度『2 級管工事』『2 級電気』公認資格取得研修受講者一覧」において受験者として氏名が記載されていることからすると、会社の方針としてこれらの受験者に対して受験をさせることが決定され、これらの受験者の上司らは、会社の決定した方針に従い、当該受験者に対して業務として受験の指示又は推奨を行うことが求められていたものと考えられる。そして、指示をした上司が誰であったかは記憶にないとする者もいるものの、複数の受験者が同様に上司からの指示又は推奨を受けて受験をしたと供述しており、かつ、PCMC 社 LE 社には資格手当制度はなく、施工管理技士資格の取得が昇任の要件になっていたこともなかったのであり、これらの受験者が技術検定試験を受験することによって得られるメリットは特段なかったことに鑑みると、上司からの指示や推奨なく自発的に受験をする動機は乏しかったと考えられることから、これらの受験者は上司から何らかの指示又は推奨を受けて受験をしたものと認められる。もともと、指示をしたとされる上司らは、そもそもこれらの受験者が受験をしたことすら記憶にないとする者がほとんどであり、受験者が実務経験要件を満たしていないということを認識しながら受験の指示や推奨を行っていたと認定するに足りる事実は認められなかった。

なお、2008 年 2 級管工事受験案内では、2 級管工事施工管理技術検定試験の受験者 13 名については、「経営会議」において推薦を受けたとされている。経営会議は中四国社の GM クラス以上の役職の者が全員参加するものであったが、上記虚偽・不正の実務経験の不備類型に分類された受験者の選定に関わった可能性があると考えられる者のうち、くらし推進グループ GM M 氏及び営業本部長 AA 氏はいずれも受験者の選定に関与していないと供述しており、また、DREAM 推進グループ GM については連絡を取ることができず当委員会によるヒアリングを実施

<sup>69</sup> AB 氏、AC 氏、Y 氏、AD 氏、AE 氏、AF 氏、AG 氏、AH 氏、AI 氏及び V 氏。

することができなかつたことから、どのようなプロセスを経て受験者の選定がなされたかについては明らかではない。

このように、受験者の選定がどのようにしてなされたかについては明らかでないものの、上記各受験者の上司らは、そもそもこれらの試験に受験資格として実務経験が必要であることを認識していないか、受験要件を充足しているかについて特段留意することなく、漫然と会社において決定された受験者に対して受験するよう指示・推奨を行っていたものと考えられる。

イ. 受験資格がないことを受験者が認識していたにもかかわらず受験者がその作成に関与しないところで実務経験証明書が作成された可能性がある事案

前記アに記載の上司の指示又は推奨により受験をした旨を述べている 10 名の受験者のうち 3 名 (Y 氏、AD 氏、AI 氏) は、実務経験証明書は自分で記載しておらず、会社が用意したと供述しているところ、これらの受験者に受験を指示したとされる上司らは、当該受験者が受験をしたこと自体記憶がないか、実務経験証明書を誰が作成したかについては分からないと述べている。

この点、当時、LE 中四国社のくらし責任者として受験者から申請を受けた実務経験証明書を検証すべき立場にあったくらし推進グループ GM M 氏は、実務経験証明書は受験者本人に記載させていたと供述しているものの、個々の実務経験証明書の記載内容について確認作業をした記憶はないとのことであり、実際に受験者本人が記載して作成されたものか否かの確認までは行っていなかったものと考えられることから、上記 3 名が供述するように、これらの者の実務経験証明書は、受験者本人がその作成に関与しないところで作成された可能性が相当程度あるものと考えられる。

(3) LE 北海道・東北社

前記(1)のとおり、LE 北海道・東北社においては、現存する押印申請書から、2008 年に 6 名が 2 級管工事施工管理技術検定試験を、2009 年に 5 名が 2 級電気工事施工管理技術検定試験をそれぞれ受験したことが確認されている。このうち、AJ 氏 (以下「AJ 氏」という。2008 年に 2 級管工事施工管理技術検定試験、2009 年に 2 級電気工事施工管理技術検定試験をそれぞれ受験)、AK 氏 (以下「AK 氏」という。2009 年に 2 級管工事施工管理技術検定試験を受験したほか、2003 年に 2 級電気工事施工管理技術検定試験を受験)、AL 氏 (以下「AL 氏」という。2008 年に 2 級管工事施工管理技術検定試験、2009 年に 2 級電気工事施工管理技術検定試験をそれぞれ受験)、及び AM 氏 (以下「AM 氏」という。2009 年に 2 級電気工事施工管理技術検定試験を受験) が、当時、PCMC 社営業本部商品営業グループ オール電化・リフォーム推進チーム チームリーダーなどのリフォーム関連業務を担当する職にあった N 氏から受験するよう指示を受けたと供

述しており、本調査の結果、この4名の6資格が後記第5・1(2)に掲げる実務経験不備の類型のうち④(虚偽・不正の実務経験)に分類された。これに対し、N氏は、受験を指示したり、受験を促すような活動をしたことはなく、受験者が自主的に受験したものであること及び受験者に実務経験が不足しているという認識はなかったことを供述している。

しかし、少なくともAJ氏、AL氏及びAM氏は、受験当時から自身が必要な実務経験を有していないことを認識しており、このうちAJ氏はN氏においてAJ氏が受験資格(実務経験年数)を満たしていないことを認識していたと思う旨、AL氏は自身では実務経験証明書に実務経験を全く書けなかったため、その内容はN氏に準備してもらった旨、AM氏は「実務経験がないけど大丈夫か」とN氏に尋ねたところ、「大丈夫」との回答を得た旨をそれぞれ供述していることからすれば、受験の指示をしたことはないなどとするN氏の上記供述の信用性は低いと言わざるを得ず、N氏が受験者の実務経験の有無を問わず、LE北海道・東北社の複数の従業員に技術検定試験を受験させていた可能性は高いと考えられる。

#### (4) LE 中部社

受験当時、松下LEC社中部社に所属していたAN氏(以下「AN氏」という。)は、2006年2月に2級管工事施工管理技術検定試験に合格しているところ、AN氏は、受験時まで内勤で営業をサポートする部署におり管工事の実務経験はなかったにもかかわらず、会社の指示により受験したと供述している。AN氏は、自身に対して受験を指示した可能性のある人物としてAO氏(以下「AO氏」という。2005年10月1日当時：松下LEC中部社 営業本部 ぐらしサポートセンター ゼネラルマネージャー)とAP氏(以下「AP氏」という。同：同営業本部 営業企画グループ 企画チーム チームリーダー)を挙げ、両人ともAN氏に実務経験がないことは間違いなく知っていたと思う旨供述している。これに対し、AO氏とAP氏はいずれもAN氏に対して受験を指示したことはないと供述するとともに、AP氏はAN氏には工事の経験はないはずであると述べ、他方で、AO氏は現場での立会い、指示等の経験をもってAN氏は実務経験年数を満たすと考えていたと述べている。

以上のとおり、受験指示の有無及び経緯は必ずしも判然としないものの、工事の経験がないことを自認していたAN氏が自主的に技術検定試験を受験するとは考えにくく、AN氏はAO氏又はAP氏から受験の指示又は推奨を受けた可能性が高いと考えられる。また、AN氏は受験時まで施工関係の部署に所属したことがなく、管工事の実務経験が全くなかったこと及びAN氏の上記供述に照らすと、AN氏が実務経験年数を満たすと考えていた旨のAO氏の供述の信用性は低いと言わざるを得ず、AO氏においてもAN氏が実務経験年数を満たさないことを受験当時から認識していた可能性は高いと考えられる。

#### (5) PTSE 社

PTSE 社においては、AQ 氏（2008 年 3 月 30 日以降、東京東サービスステーション所属）及び AR 氏（以下「AR 氏」という。同日以降、埼玉ソリューションセンター所属）が施工の経験がないまま、2008 年に 2 級管工事施工管理技術検定試験を受験した。AQ 氏は受験当時、自身に受験資格のないことを認識しておらず、同氏に受験を指示した可能性のある東京東サービスステーション所長だった AS 氏は、AQ 氏が修理業務を担当していたことから実務経験を当然に満たすと考えていたと供述している。他方で、AR 氏は、自身の必要な実務経験年数を満たさない可能性を認識していたものの、同氏に受験を指示した可能性の高い埼玉ソリューションセンター所長であった AT 氏は、そもそも技術検定試験を受験するために実務経験が必要であることを知らなかったため、AR 氏の実務経験年数を気にしたことはなかったと供述している。

また、九州 MTS の従業員であった AU 氏（以下「AU 氏」という。）は、上司であった AV 課長（以下「AV 氏」という。）からの推奨を受けて 2000 年に 2 級電気工事施工管理技術検定試験を受験しているところ、施工関係の部署に在籍した年数をもって実務経験年数を満たすと認識していたと供述している。AV 氏も、AU 氏が施工に関係する仕事をしていたため、実務経験を満たしていると判断したのだと思う旨供述している。

以上のとおり、PTSE 社及びその前身の地域会社の一つである九州 MTS においては、必要な実務経験を有しない者が上司の指示・推奨を受けて技術検定試験を受験した事例が複数明らかになっているが、受験者本人及び上司に、本来実務経験に含まれない修理等の経験を実務経験年数に算入できるとの誤解があったり、正しい実務経験年数の算入方法が理解されていなかったりしたほか、そもそも実務経験の必要性が認識されていないなど、実務経験に関する認識・理解が希薄であったことから漫然と受験に至った実態がうかがえる。

#### 7. PMS 社による不適切な受験指導

PCMC 社では、2 級管工事施工管理技術検定試験及び 2 級電気工事施工管理技術検定試験受験指導のための研修会を株式会社パナソニックマーケティングスクール<sup>70</sup>（以下「PMS 社」という。）に委託して実施する場合があった。そして、2008 年又は 2009 年の技術検定試験受験者で、PMS 社の研修会を受講した者の中には、①講師に対して実務経験がないことを伝えたところ、実務経験はあることとして記載すればよい、実務経験がなくてもこう書けばよいといった旨の指導を受け、自分が経験していない実務経験について講師よりこういう事例を書いて下さいとの指摘があったとする者や、②実務経験がなかったのに、会社が用意した研修会の講師にどのように書けば良いの

<sup>70</sup> 2008 年 9 月以前の商号は株式会社松下流通研究所。

か指導を受け、その内容を丸暗記して実地試験を回答しており、当時の講師も実務経験がないことは承知だったと思うと供述する者がいた。

もっとも、当委員会の調査において入手できた 2008 年度又は 2009 年度の技術検定試験の研修資料において、講師として氏名が記載されている者 4 名にヒアリングを依頼し、そのうち 3 名にヒアリングを実施したが<sup>71</sup>、PMS 社の講師が上記のような不適切な指導を行っていたとまで認定するに足りる事実は認められなかった。

## 8. 内部監査（グループ監査）・監査役監査

### (1) 調査対象

当委員会は、パナソニックグループにおいて技術検定試験及び監理技術者資格に係る実務経験の不備に関する問題の存在が認識された 2006 年以降における内部監査（グループ監査を含む。）及び監査役監査の体制・実態を対象として調査を行った。なお、PTSE 社及び HEG 社（一部事業）は PCMC 社へ統合されており現存しないことから、監査体制・実態に係る調査の対象からは除外し、PCMC 社のみを調査対象とした。

### (2) 実務経験証明書の承認フローの運用の適正性に対する内部監査・牽制

#### ア. 内部監査部門による監査

PCMC 社には、事業部門及び管理部門から独立して業務監査を行う内部監査部門は存在しない。

#### イ. パナソニックのグループ監査

パナソニックグループにおいては、過去数回にわたりグループ内組織再編が行われており、かかる組織再編に伴い、建設業管理に係るグループ監査の体制にも複雑な変遷がみられるものの、大要、親会社であるパナソニックにおける建設業・安全管理部において、建設業許可を有するグループ会社に対して、直接的に指導監督責任<sup>72</sup>を有するグループ会社、間接的に指導監督責任を有するグループ会社、ないし（指導監督責任はなく）指導<sup>73</sup>のみを行うグループ会社などに分類される形で、建設業管理及び安全管理の観点からグループ監査体制が築かれていた。

パナソニックの建設業・安全管理部による PCMC 社に対するグループ監査については、少なくとも 2008 年及び 2013 年から 2018 年まで、毎年店社監査<sup>74</sup>が実施されたことが認められた。なお、同年までに店社（営業所）の仕組みは整ったと

<sup>71</sup> ヒアリングを依頼した 4 名のうち 1 名はヒアリングを拒否したため、ヒアリングを実施できなかった。

<sup>72</sup> 指導監督責任とは、本社監査による牽制や現場パトロール等、管理水準の維持向上を指すとされる。

<sup>73</sup> 指導とは、本社監査等の牽制機能はなく、行政指導の連絡等の実施を指すとされる。

<sup>74</sup> 店社監査とは、建設業法第 3 条に基づき許可を受けた各営業所に対する監査のことをいい、各営業所に対する監査として、主として、①建設業法の遵守状況、②安全管理体制の状況、③品質その他の状況についての監査が行われていた。

判断されたことから、2019年以降のグループ監査においては、工事案件（件名）ごとに管理状況（建設業法の遵守状況等）を確認することを目的とする件名監査に特化し、店社監査は行われなくなった。

この点、店社監査においては、監査項目の一つとして、技術者の「実務経験を検証し資格取得の一元化と牽制機能の仕組みが確立され取得許可・管理が行われている。」との項目が設定されており、2008年8月7日には、パナソニックの建設業・安全管理部より、LE首都圏社に対して、「技術者資格取得管理（実務経験の検証のしくみと牽制）…の充実強化のこと。」、「技術者の資格取得の管理（実務経験の検証）のしくみが構築されていない。」との指摘がなされていることが確認できた。もっとも、当該監査項目においては、実務経験証明書申請者により作成された実務経験証明書の実務経験要件の確認をする承認フローの仕組みについて、建設業に関する知識を持っている部門によるチェックが行われる社内体制が構築されているかといった点（すなわち、承認フローの仕組みの有無）の確認をするにとどまり、その確認方法も、承認フローの仕組みが記載された書類の提示を求め、又は質疑応答によって承認フローの仕組みが存在するかを確認するにとどまっていた。そのため、2008年の店社監査においても、承認フローが実際どのように運用されているのか、適切に運用がなされているか、運用面に不備が無いかといった観点からの監査までは行われていなかった。

### (3) PCMC社の監査役による監査

PCMC社の監査役は、毎年度、監査方針及び監査計画を策定し、これらに基づいて、業務監査（経営者との意見交換、ヒアリング、重要会議への出席、各種部門からのヒアリング、拠点の往査、重要書類の閲覧、各拠点に対する監査等）及び会計監査を行っている。もっとも、上記の業務監査においては、拠点の往査等の中で、承認フローの整備状況ないしその運用状況に関する監査は、監査対象とはされていなかった。また、2006年社内調査当時、並びに、技術検定試験の受験が積極的に推し進められ受験資格不備者が多数受験した2008年及び2009年頃に該当する2006年4月から2010年2月までの間にPCMC社の監査役として在任した6名<sup>75</sup>の元監査役（常勤2名、非常勤4名）に対して当委員会が実施した書面調査によれば、いずれの監査役についても当該在任期間中、承認フローに関する監査役監査は行っていないとのことであった。

その他、本調査において、承認フローに関して、監査役による監査が行われた事実、又は、監査の結果として、監査役から承認フローの整備状況ないしその運用状況について何らかの指摘が行われたとの事実は確認できなかった。

<sup>75</sup> このほか、住所不明のため調査書面を送付できなかった者が1名、調査書面を送付したが回答を得られなかった者が1名いた。

## 第5 原因分析

### 1. 原因分析の前提となる実務経験不備者の分析

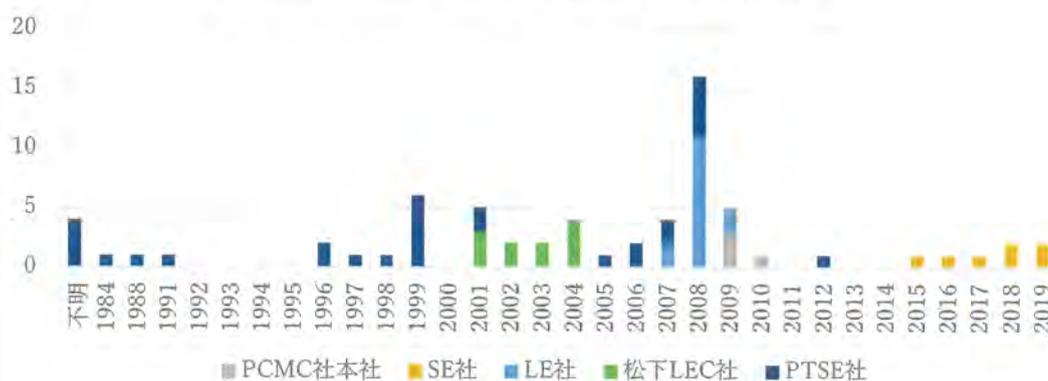
前記第4・2(1)及び(2)のとおり、本調査の結果により、PCMC社においては、初回受験年度を基準として、施工管理技士資格に関する実務経験不備者が現職者につき50名57資格、退職者につき11名14資格、監理技術者資格者証保有者に関する実務経験不備者が退職者につき1名1資格存在することが判明したため、以下ではその原因を分析するが、その前提として、当該実務経験不備者について、以下に挙げるとおり複数の観点から分析を行うこととする。

なお、PCMC社の再発防止策を検討する前提として原因分析を行う観点から、以下では、主にPCMC社において実務経験証明書の証明が行われた結果として発生した実務経験不備者の原因分析を行うこととし、PTSE社及びMTS各社における実務経験不備者の原因には必要な限度で触れ、HEG社を含むこれら以外の会社（パナソニックグループ内の前職であるか、パナソニックグループ外での前職であるかを問わない。）が実務経験証明書の証明を行っている者については原因分析の対象から除外した（すなわち、技術検定試験に係る実務経験不備及び監理技術者資格に係る実務経験不備者を合わせて、現職者48名55資格、退職者9名12資格の合計57名67資格を対象に原因分析を行う。）。

#### (1) 実務経験不備者の年度別の分析

実務経験不備者57名67資格について、実務経験不備者が発生した資格数を、当該実務経験不備者が各技術検定試験を初めて受験した年度別に表したグラフは以下のとおりである<sup>76</sup>。

年度別の実務経験不備資格数（技術検定）



<sup>76</sup> 初回受験年度及び申請年度が不明だった実務経験不備者がいたが、当該実務経験不備者については、当委員会が実務経験の判定の際に用いた年度で集計している。

上記のとおり、1999年度、2001年度及び2008年度に実務経験不備資格が相当数発生している。2009年度からは不備資格数が減少傾向にあるものの、2015年度以降は継続的に不備資格が発生している。

また、PCMC社の再発防止策を検討する前提として原因分析を行う観点から、PTSE社を除外した初回受験年度別の不備資格数は以下のグラフのとおりである。

年度別の実務経験不備資格数（技術検定）



## (2) 実務経験不備の類型による分析

本調査は、PCMC社の実務経験不備者が過去に社内の承認者に対して提出した実務経験証明書の正確性について、網羅的に調査を行ったものではない。

しかしながら、当委員会として、本調査における原因分析の結果を踏まえ、PCMC社に対して実効性のある再発防止策を提案するためには、実務経験不備者が過去に作成・提出した実務経験証明書において、どのような不備が存在し、それが承認者によってどのように見過ごされたのかを検討し、その原因を分析することが有用である。そのため、当委員会では、原因分析に必要な限度において、実務経験不備者が本調査において提出した実務経験調査書を分析し、また、実務経験不備者にヒアリングを行うことにより、可能な限りで、実務経験不備者が過去に承認者に対して提出した実務経験証明書において、どのような不備が存在したかを検討し、以下の類型にそれぞれ分類をした<sup>77</sup>。

実務経験不備の類型	
①	実務経験が認められない工事経験
②	実務経験の重複

<sup>77</sup> 同類型は、国土交通省が設置した「技術検定不正受験防止対策検討会」の第1回検討会に提出された令和2年8月4日付け「実務経験不備事案の概要について」に記載された実務経験不備のパターンに従ったものである。

③	下請に出している場合の実務経験（建築工事等における電気工事下請 <sup>78)</sup> ）
④	虚偽・不正の実務経験

上記の類型ごとの実務経験不備の資格数は、下記表のとおりである（なお、各実務経験不備資格がどの類型に該当するかについては別紙5のとおりである<sup>79)</sup>。）。

類型	技術検定試験 (資格数)
① 実務経験が認められない工事経験	41
② 実務経験の重複	5
③ 下請に出している場合の実務経験（建築工事等における電気工事下請）	0
④ 虚偽・不正の実務経験	20
⑤ その他 <sup>80)</sup>	1
合計	67

上記のとおり、実務経験不備の資格は、上記①の「実務経験が認められない工事経験」を実務経験として算入した類型が集中していることがみてとれる。一方で、少なからず虚偽の実務経験の類型に該当する事例が存在していることが認められる。

なお、本調査報告書においては、(i) 実務経験証明書に虚偽の工事経歴があることを認識しながら虚偽の工事経歴を記載して技術検定試験の受験又は監理技術者資格者証の申請（以下、個別に「不正受験」・「不正申請」という。）をしたことが確認できた事例を上記④の「虚偽・不正の実務経験」に分類した（以下、不正受験・不正申請に基づき資格を不正に取得したことを「不正資格取得」という。）。また、(ii) 不正資格取得とまでは言えないが、技術検定試験に係る実務経験又は監理技術者資格者証に係る実務経験を満たしていないにもかかわらず行われた技術検定試験の受験又は監理技術者資格者証の申請（以下、個別に「不適切受験」・「不適切申請」という。）を上記①

<sup>78)</sup> 技術検定試験においては、土木・建築工事等を請け負った場合、電気工事等の専門工事を下請に出したときは、当該工事の実務経験は土木又は建築工事としての実務経験に計上できるが、電気工事等の専門工事の実務経験として計上できないとされている。

<sup>79)</sup> 別紙5は、別紙4-2-1及び別紙4-2-2に記載された実務経験不備資格のうち、PCMC社以外の会社（パナソニックグループ内の前職であるか、パナソニックグループ外での前職であるかを問わない。）が実務経験証明書の証明を行っている資格を除外した上で、各実務経験不備資格がどの類型に該当するかについて記載したものである。

<sup>80)</sup> 「その他」とは、受験当時に存在した受験資格の特例措置（必要な実務経験年数を短縮する措置）が適用されることを前提とした自身の実務経験年数が申告されていたものの、当該資格判定対象者の提出した証拠及びヒアリング結果等からは当該特例措置の適用要件を充足していたことが認定できず、上記類型に分類できなかった実務経験不備者である。

から③に分類した（以下、不適切受験・不適切申請に基づき資格を不適切に取得したことを「不適切資格取得」という。）。

(3) 2007年度から2009年度（初回受験年度）のPCMC社LE社における実務経験不備者

本調査の結果、PCMC社LE社において、2007年度から2009年度（初回受験年度）に多数の実務経験不備者が認められたが、その不備類型ごとの実務経験不備者人数及び資格数は、下記表のとおりである<sup>81</sup>。

類型	技術検定試験 (資格数)	監理技術者資格者証 (資格数)
① 実務経験が認められない工事経験	6	0
② 実務経験の重複	0	0
③ 下請に出している場合の実務経験（建築 工事等における電気工事下請）	0	
④ 虚偽・不正の実務経験	13	0
⑤ その他	0	0
合計	19	0

(4) 2015年度以降（初回受験年度）の実務経験不備者

本調査の結果、PCMC社においては、近年も2015年度（初回受験年度）以降毎年実務経験不備者が存在することが判明したが、その不備の類型ごとの実務経験不備者人数及び資格数は、下記表のとおりである。

類型	技術検定試験 (資格数)	監理技術者資格者証 (資格数)
① 実務経験が認められない工事経験	5	0
② 実務経験の重複	2	0
③ 下請に出している場合の実務経験（建築 工事等における電気工事下請）	0	
④ 虚偽・不正の実務経験	0	0
⑤ その他	0	0
合計	7	0

<sup>81</sup> 2009年度に2級電気工事施工管理技術検定試験を受験したAL氏は、受験時にはPCMC社本社南東北リフォームチームの所属となっていたが、実務経験証明書へのPCMC社代表者印の押印申請がされた同年6月30日時点ではLE北海道・東北社の所属であったことから、LE社所属者として下記表に含めている。

## 2. 不正資格取得・不適切資格取得の動機が存在等

### (1) 概要

前記1(1)のとおり、PCMC社では、2008年頃において、実務経験不備者が多数発生したことが判明している。この頃は、以下に述べるとおり、PCMC社において、建設業法上で各工事現場に配置することが求められる主任技術者が不足していた時期であり、また、前記第4・5(1)アのとおり、かかる技術者不足を解消すべく、LE社において従業員に対して資格取得を推奨していた時期でもあった。このことが、不正資格取得及び不適切資格取得が生じた背景の一つであったと考えられる。

### (2) 技術者増加の背景

PCMC社は、従前、家電製品の販売事業を主として行っており、自社で主任技術者の配置が求められる工事の施工を請け負うことはなかったが、遅くとも2000年頃からは、家電製品の販売から業務を拡張し、リフォームやオール電化の事業の展開を進めるようになった。そこで、2004年には電気工事業及び管工事業の国土交通大臣許可を取得し、自社においてそのような工事の施工を行うことができる体制の構築を進めるようになった。

このような流れを受けて、前記第4・4(2)のとおり、2008年にPCMC社LE社により実施された建設業・安全管理監査においては、PCMC社本社からLE北海道・東北社、LE中四国社及びLE九州社の各ブロック社に対して、資格保有者増員の指示がなされ、また、同時期には、LE中四国社の経営会議において施工管理技士資格の取得を推奨する動きが強く見受けられるなど、施工管理技士資格受験者の選定及び受験指示（受験推奨）が行われている状況にあった。

### (3) 技術者不足に対応する中長期的な技術者養成計画の不存在

上記のとおり、PCMC社においては、特に2008年頃に、技術者不足の問題を抱えていたが、かかる問題について考え得る解決策の一つは、中長期的な技術者養成計画を立案することであったと考えられる。

すなわち、建設業法上、施工管理技士資格を取得するために必要となる実務経験は、その学歴等に応じて、例えば2級管工事施工管理技術検定試験及び2級電気工事施工管理技術検定試験の受験資格であれば、卒業後1年から8年であり、長期間の実務経験を積まなければ資格を取得することはできない。そのため、本来であれば中長期的な事業計画（受注計画）を立案し、かかる計画を実行するために必要な技術者数を割り出して、現在の技術者数と対比しながら、長期間かけて計画的に技術者を養成しなければならぬはずである。

ところが、PCMC 社では、従来は家電製品の販売を主な事業内容としていたため、建設業に関する技術者が育成される素地に乏しかったこともあり、中長期的な技術者の養成計画が適切かつ十分に立案されていなかった。それにも関わらず、技術者不足を解消するために、会社の方針として自社の従業員に対して資格取得推奨の方針を打ち出すこととなった。そのため、後記のとおり、不適切な資格取得推奨が生じることとなり、その結果、PCMC 社では、不適切資格取得の事例が複数発生することになり、更に一部のケースでは不正受験の発生に繋がったものと考えられる。

#### (4) 技術者不足を背景とした不適切な資格取得の推奨

##### ア. 概要

前記第 4・5(1)のとおり、PCMC 社 (LE 社・SE 社) においては、資格取得の推奨が行われていた。一般論として、自社の技術者不足を解消するために、会社の方針として資格取得推奨の方針を打ち出し、施策を設けること自体は、それが適切な内容であれば、むしろ企業として当然の経営判断であり、何ら問題となることはない。しかしながら、PCMC 社においては、後記イのとおり、不正資格取得・不適切資格取得を招いた要因の一つと考えられる不適切な資格取得推奨が行われていた事実が認められた。

##### イ. 実務経験要件を考慮せずに行われた資格取得推奨

前記第 4・5(1)ア(ア)のとおり、LE 中四国社における 2008 年 4 月度経営会議に用いられた以下の資料においては、「建設業法関連公認資格取得計画」として「各営業拠点に『2 級管工事施工管理技士』と『2 級電気工事施工管理技士』の配置が必要」とするとともに、「公認資格者の育成が急務」「☆印欄<sup>82</sup>推薦いただきたい。(社命で取得研修参加になります) 推薦条件は、30 歳台～50 歳台前半でお願い致します」とあり、資格取得の推奨がなされていた。

<sup>82</sup> 当該資料によれば「☆印欄」は 2 級管工事施工管理技士又は 2 級電気工事施工管理技士資格を有する主任技術者の氏名を記載する空欄を指している。

**建設業法関連公認資格取得計画**

- ◆ 背景 オール電化等、施工込み事業拡大に中、公認資格者の育成が急務  
「建設業法」における技術者配置の要件をクリアし、販売店への支援を図り  
LE中四国社・販売店の継続成長への一翼を担う
- ◆ 現状
  - 建設業法における令3条使用人 (見積書・契約書類等の発行が出来る拠点)
  - 管工業 専任技術者 [ ]
  - 電気事業 専任技術者 現状0 各営業拠点に「2級管工事施工管理技士」と「2級電気工事施工管理技士」の配置が必要
  - 主任技術者 現状0 各県に配置が必要(現場の管理及び、安全管理)
  - 現場代理人 現状0

**★印公認資格者の育成が急務**

- ◆07年度の状況 ●「2級管工事施工管理技士」取得活動中、4名の合格者  
くらし推進G [ ]  
TD設備担当 [ ]  
法人G [ ]
- 労働安全衛生法での「職長」の育成⇒「新職長研修」実施  
修了者23名 (現場代人とし各県2～3名の配置が可能になった。)
- ◆今後の展開 ●主任技術者の確保  
【2級管工事施工管理技士】 各県で1名以上  
【2級電気工事施工管理技士】 各県で1名以上

	専任技術者		主任技術者		現場代理人	備考
	2級管工事	2級電気工事	2級管工事	2級電気工事		
本社	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
岡山営業G	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
広島営業G	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
山口営業G	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
四国営業G	香川	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
	愛媛	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
	徳島	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
	高知	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

★印欄推薦頂きたい。(社命で取得研修参加になります)  
推薦条件は、30歳台～50歳台前半でお願い致します

そして、2008年5月8日の経営会議に用いられた以下の資料においては、「08年度『2級管工事』『2級電気』公認資格取得研修受講者一覧」として、施工管理技士資格の研修を受講する者の氏名が記載されているところ、上記のような資格取得推奨の結果、合計25名の研修受講者が選出されている。

08年度「2級管工事」「2級電気」公認資格取得研修受講者一覧

【2級管工事施工管理技士】

	所属	公認資格取得 研修受講者名	生年月日	年齢	入社年月日	社歴	最終学歴	備考
1	TD岡山駐在							
2	岡山営業G							
3	TD広島駐在							
4	広島営業G							
5	TD山口駐在							
6	山口営業G							
7	TD四国駐在(香川)							
8	四国営業G香川							
9	TD四国駐在(愛媛)							
10	TD四国駐在(徳島)							
11	四国営業G徳島							
12	TD四国駐在(高知)							
13	四国営業G高知							

【2級電気工事施工管理技士】

	所属	公認資格取得 研修受講者名	生年月日	年齢	入社年月日	社歴	最終学歴	備考
1	くらし推進グループ							
2	くらし推進グループ							
3	岡山営業G							
4	TD広島駐在							
5	広島営業グループ							
6	山口営業G							
7	TD四国駐在(香川)							
8	四国営業G香川							
9	TD四国駐在(徳島)							
10	四国営業G徳島							
11	TD四国駐在(高知)							
12	四国営業G高知							

これらの25名の研修受講者のうち、10名が本調査で判明した実務経験不備者であった。

また、これらの10名の実務経験不備者の中には、当委員会のヒアリングにおいて、以下のとおり、工事に関わった経験が全くないにもかかわらず受験したことを述べた者が複数いた。

ヒアリング回答の要旨
当時はオール電化の商品を中心に販売支援を行っており、自身が工事に携わることはなかった。
(当時は)電気工事には全く関係ない仕事内容で、顧客の管理データベースを推進するという部署だった。それ以前も電気工事には全く関わっていない。
営業関係の取りまとめ、本社からの施策の徹底など、雑務が主だった。販売した商品の設置工事をすることはなかった。内勤の仕事のみで工事とかはしていない。
商品の納入に立ち会ったことはあるが、工事に関わったことはない。

さらに、これらの10名の実務経験不備者の中には、当委員会のヒアリングにおいて、以下のとおり、実務経験がないことを認識しつつ受験したことを述べた者が複数いた。

ヒアリング回答の要旨
上司から口頭で指示があったと思う。実務経験が足りていないという認識もあったが、深く考えたことはなく、「こんなもんか」という思いだった。
(実務経験が必要なことについて) 受験申込書記入の機会を知った。「大丈夫なの？」と聞いていた。

このように、PCMC 社 LE 社においては、2008 年頃技術者が不足しており、資格取得者を確保することが急務であったという理由から、実務経験要件を十分に検討せずに、工事に携わった経験が全くなく、実務経験要件が充足していない者に対しても施工管理技士の資格取得を指示していたことがうかがわれており、PCMC 社 LE 社において実務経験要件を軽視した資格取得推奨が行われていたことが認められる。

ウ. 不正受験を勧めるような態様で行われた資格取得推奨

さらに、前記 1(2)のとおり、本調査で判明した実務経験不備者のうち不正資格取得を行った者(前記 1(2)の類型④の者)は技術検定試験 20 資格であるが、2007 年度から 2009 年度(初回受験年度)に不正資格取得を行った者は技術検定試験 13 資格であり、資格ベースで全体の半数以上を占めている。このことから、不正受験は 2007 年度から 2009 年度に集中的に発生していたことが認められる。

この中には、当委員会のヒアリング及び実務経験不備者書面調査において、以下のとおり、不正受験を勧めるような態様で資格取得の推奨を受けたと述べる者がいた。

ヒアリング回答の要旨
上司に対し、実務経験がないけど大丈夫か尋ねたところ、大丈夫と言われ、会社からの指示だったので受験した。
受験資格を確認し、受験には実務経験などの受験資格が必要なことを知った記憶がある。上司に受験資格が不足していることは伝えたが、「大丈夫」と言われた。

3. 不正資格取得・不適切資格取得の機会の存在(牽制機能についての問題点)

(1) 資格取得の推奨方針に応じたチェック体制の不備

前記第 4・5(1)のとおり、本調査においては、PCMC 社 LE 社では、リフォーム事業やオール電化推進による建設工事の受注件数の増加に伴う技術者不足をその背景として、従業員に対する不適切な資格取得の推奨が行われていた事実が認められた。また、2013 年 4 月に SE 社が設立され、建設業関連事業が SE 社に移管・統合された後も、人材育成や体制強化といった観点から、資格取得の推奨は続けられていた。

PCMC 社においては、会社として組織を挙げて従業員に対して資格取得を推奨する以上、それに応じた体制を整えることが必要であったと考えられる。すなわち、(i) 技術検定試験の受験の場合には、実務経験証明書申請者が作成した実務経験証明書に記載された全ての実務経験について、(ii) 監理技術者資格者証の申請の場合には、実務経験証明書申請者が作成した実務経験証明書に記載された実務経験のうち、自社における工事経験に係る実務経験について、会社としてその内容を証明することが求められている。会社としては、かかる実務経験証明書の記載内容の正確性を確認した上で、代表者等の署名又は押印を行う必要があることから、施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の取得は、個々の従業員の問題ではなく、実務経験の証明者としての会社の問題でもあるという認識が必要であったといえる。

かかる考え方からすれば、従業員に対して資格取得の推奨を行う以上、会社としては、実務経験要件について従業員に対して周知及び注意喚起等を行うことや、会社として実務経験証明の信頼性を確保・向上させるために実務経験証明書のチェック体制を整備するなどといった対策を講じておくべきであったと考えられる。

しかし、本調査では、PCMC 社において、上記の点の考慮が十分になされていた事実はいかがわなかった。

## (2) 承認フローにおける実務経験証明書のチェック体制の不備

ア. 2006年4月改正後から2009年7月改正後までの承認フローについて

### (ア) 2006年4月改正後から2009年7月改正後までの承認フローの概要

PCMC 社 LE 社では、2006年4月に、前記第4・4(1)ア(ア)の図の【是正後】に示される承認フローに変更され、その後、前記第4・4(1)ア(イ)及び(エ)のとおり、2008年10月及び2009年7月に順次承認フローの改正がなされている。

2006年4月改正後から2009年7月改正後までの承認フローにおいては、実務経験証明書に記載された実務経験及び指導監督的実務経験の内容等が事実と相違なく、実務経験要件を満たし、実務経験不備がないものであるかの確認は、各ブロック社のくらし責任者、ブロック社長、LE 社本社の経営業務管理責任者、LE 社本社リフォームセンターといった工事の施工及びそのための資格者の増員を推進する立場の者が実施する体制となっていた。

### (イ) 2006年4月改正後から2009年7月改正後までのチェック体制における利益相反の問題

技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の申請の際に実務経験証明書申請者である従業員により作成される実務経験証明書については、実務経験証明書申請者自らによる誓約（押印）に加え、所属する企業による証明（会社の代表者等の押印）によってその内容の信頼性を担保する制度となっている。PCMC 社 LE

社においては、前記第4・6(1)のとおり、特に2008年から2009年頃にかけて、技術者不足の問題を抱えており、上記の施工管理技士資格の保有者を確保すべく、従業員に対して、資格取得が推奨されていた。そのため、実務経験証明書の適正性を確認する担当者らは、(i)会社(又は自らのブロック社)として事業遂行のために施工管理技士資格の保有者数を増やしたいというインセンティブを有する立場であった一方で、それと同時に、(ii)会社(又は自らの責任者の立場)として、実務経験証明書申請者の提出する実務経験証明書の適正性をチェックするという立場にも置かれていることとなり、いわば、利益が相反する状況(すなわち、資格保有者を増やしたい場合、実務経験証明書の実務経験要件のチェックが甘くなり、牽制機能が有効に機能しなくなるおそれがある状況)にあったということができる。

したがって、かかる承認フローでは、構造的に利益相反の問題を内在しているという問題があり、実務経験証明書に対するチェック機能が働きにくい仕組みとなっていたことが指摘できる。

イ. 2013年度以降の承認フローについて

(ア) 2013年度以降の承認フローの概要

PCMC社における2013年度から2017年度までの承認フローは、前記第4・4(1)ア(オ)のとおり、①所属部門決裁者(所属課長)、②所属部門最終決裁者(所属支社長)が順次、願書に記載されている実務経験年数の確認を行うものとされ、その後、③経理部門に対して会社代表印の押印申請がなされ、④資格受験者名簿が建設業人事部門に提出されるものとされていた。

一方、2018年度以降は、前記第4・4(1)ア(カ)のとおり、①公的資格受験者の事前把握として、所属部門決裁者(所属支社長・課長)が建設業人事部門に対して公的資格受験計画書を提出し、「学卒」及び「実務経験年数」の確認を行い、さらに、②公的資格受験願書について、(a)申請者(受験者)が所属部門決裁者(所属課長)に対して、資格試験願書の実務経験承認申請を行い、所属部門決裁者(所属課長)が資格試験願書及び実務経験年数確認を行う、(b)所属部門決裁者(所属課長)から所属部門最終決裁者(所属支社長)に対して、資格試験願書実務経験承認申請を行い、所属部門最終決裁者(所属支社長)が資格試験願書及び実務経験年数確認を行う、(c)所属部門最終決裁者(所属支社長)から建設業人事部門及び経理部門に対して、資格試験願書への会社代表押印申請を行うというものとなっている。

(イ) 2013年度以降のチェック体制における利益相反の問題

2013年度から2017年度までのSE社においては、前記第4・5(1)イ(イ)のとおり、人材育成や体制強化の観点から施工管理技士資格の取得が積極的に推進されていたところ、この時期の承認フローにおいては、所属部門の課長及び支社長のみが実務経験年数を確認するものとされており、以前行われていた本社部門における実務経験の確認すらなされなくなっていた。この体制は、実務経験証明書の適正性チェックを、事業遂行のために施工管理技士資格の保有者数を増やしたいというインセンティブを有する立場にある者だけが担当するという体制となっており、前記ア(イ)に記載の利益相反を内在する状況が続いていた。

これに対し、2018年度以降の承認フローでは、公的資格受験者の事前把握段階において、建設業人事部門（PCMC社の人事部門のうち建設業を担当する部署の人事を所管する部門）という、工事施工部門から独立した、事業遂行のために施工管理技士資格の保有者数を増やしたいというインセンティブを有しない部門が、「学卒、実務経験年数確認」を行うことにより関与するものとされており、これが適切に機能すれば、利益相反の構造を一定程度抑制することができるチェック体制になっていた。ただし、実務経験を適切に確認するためには、工事内容や施工管理に対する一定の知見を有していることが必要であり、純粋な人事経験者のみによって実務経験の確認を行うことには限界が存在する。そして、これが適切に機能していなかったことについては後記(3)イ(ア)に記載するとおりである。

ウ. 小括

このように、PCMC社におけるこれまでの承認フローにおいては、上記の利益相反の問題から、実務経験証明書に対するチェック機能が働きにくい仕組みの下で承認フローが構築及び運用されており、実際にチェックが有効に機能していない状況に陥っていたといえる。このことは、不正資格取得及び不適切資格取得を可能とさせる状態を生じさせていた（不正の機会を生じさせていた）と評価することができ、PCMC社において複数の不正資格取得及び不適切資格取得を招いた大きな要因であると評価できる。

(3) 承認フローの不実施・不徹底

ア. 2006年4月改正後から2009年7月改正後までの承認フローについて

前記1(1)のとおり、PCMC社LE社においては、2006年度から2009年度（初回受験年度）までの間に合計15資格の資格不備が生じており、この時期に資格不備者が多発した原因としては、上記のような構造的利益相反の問題に加えて、以下のとおり、承認フローが不実施であるか、不徹底であったことが挙げられる。

(ア) ぐらし責任者による検証

ぐらし責任者は、事前に各ブロック社に配布された、受験に必要となる実務経験年数が記載されたチェックリストに基づいて、受験者（申請者）が提出した実務経験証明書をチェックすることが想定されていた。しかし、2008年当時のLE中四国社のぐらし責任者は、LE中四国社の受験者全員分の実務経験証明書が自分のところに上がってきたわけではなく、ぐらし推進グループに所属していた受験者（2名）の書類については見た記憶はあるものの、それ以外の受験者の実務経験証明書を見たかは記憶がないとのことであった。すなわち、2008年度の2級管工事施工管理技士及び2級電気工事施工管理技士の各技術検定試験受験者合計25名のうち、大半の者についてチェックが行われていなかった可能性がある。

また、LE北海道・東北社のぐらし責任者は、それぞれの受験者の所属部署を表にしてある程度は確認していたが、最終的には人事で確認していたはずであると述べており、ぐらし責任者において詳細にチェックが行われていたかについては強い疑問がある。

このように、ぐらし責任者による実務経験の検証が不実施又は不徹底であった。

(イ) ブロック社長による検証

ブロック社長による検証に関しては、ブロック社長が自ら実務経験証明書の記載内容をチェックすることは想定されておらず、ブロック社長は、実務担当者からの説明を受けて決裁を行う程度の関与であったため、実際上のチェックは実務担当者任せになっており、実務担当者による実務経験の検証の実施の有無・程度に関わらず、決裁を求められたものについては、そのまま承認されるという実態になっていたものと考えられる。

実際、当該承認フローが適用されていた時期におけるLE北海道・東北社のブロック社長は、実務経験証明書について審査をした記憶はなく、また、LE中四国社のブロック社長は、個別の申請について記憶はないものの、上がってきた書類については担当者からの説明を受けて判断しており、おかしいと思わない限りチェックはしていなかったとのことであり、ブロック社長によるチェック機能は不徹底なものであった。

また、LE中四国社のぐらし責任者は、自分からブロック社長に検証結果を提出した記憶はないと述べており、そもそも承認フローのとりの申請作業が実施されていなかった可能性もある。

(ウ) 経營業務管理責任者による検証

経營業務管理責任者による検証については、2007年8月から2008年10月までの間検証の担当者であった経營業務管理責任者は、実務経験証明の申請書類が

自分のところに上がってきたことはなかったと述べており、経營業務管理責任者による検証というプロセスが実施されていない時期があった。

(エ) LE 社本社リフォームセンターによる検証

LE 社本社リフォームセンターによる検証については、2008 年 10 月の承認フロー改正以降 2011 年 3 月までの間、検証の担当者であったリフォームセンター長は、実務経験の承認フローのことは知らず、検証に関与したことはないとのことであり、検証担当者自身に承認フローが認識されていなかった。この時期には、2009 年 7 月にリフォームセンターの実務担当者が実務経験証明書の確認をしていた期間があったものの、当該担当者が退職した際には、実務経験検証業務についてホームエナジーソリューションセンター（リフォームセンターの後継部署）長等の本来の担当者に引き継ぎが適切になされず、その後検証の担当者が曖昧になり、承認フローが不実施又は不徹底となっていた。

(オ) 小括

このように、2006 年 4 月改正後から 2009 年 7 月改正後までの承認フローについては、くらし責任者、ブロック社長、LE 社経營業務管理責任者、LE 社本社リフォームセンターのいずれの検証担当についても、不実施又は不徹底であった。

イ. 2013 年度以降の承認フローについて

前記 1(1)のとおり、2015 年以降継続して資格不備者が発生しており、この時期に資格不備者が発生した原因としては、構造的利益相反の問題に加えて、以下のとおり、前記アと同様に、承認フローが不実施であるか、不徹底であったことが挙げられる。

(ア) 建設業人事部門による検証

前記(2)イのとおり、2013 年度から 2017 年度までの承認フローにおいては、所属部門の課長及び支社長という事業遂行のために施工管理技士資格の保有者数を増やしたいというインセンティブを有する立場にある者だけが、実務経験証明書の適正性をチェックする体制となっていた上に、従前行われていた本社部門による実務経験の確認すらなされなくなっていたことで、2012 年度以前に比べ、より一層利益相反構造に対する抑制が働かない承認フローとなっていた。

一方、2018 年度以降の承認フローでは、工事施工部門とは独立し、事業遂行のために施工管理技士資格の保有者数を増やしたいというインセンティブを有しない部門である建設業人事部門（PCMC 社の人事部門のうち建設業を担当する部署の人事を所管する部門）が、受験者の事前把握の段階で公的資格受験計画書が

提出された時点において「学卒、実務経験年数確認」を行うという方法で承認フローに関与することとされており、これが適切に実施されていれば、利益相反の構造をある程度抑制することができる仕組みにはなっていた。

もっとも、実務経験を適切に確認するためには、工事内容や施工管理に対する一定の知見を有していることが必要であり、純粋な人事経験者のみによって実務経験の確認を行うことには限界が存在する。

実際、建設業人事部門である PCMC 社本社人事センターの SSBU 及び LE 人事部担当が、受験者の事前把握の段階で実際に行っていたのは、各支社の受験者数の把握と受験費用補助の申請者と受験申請者との照合にとどまり、学歴や実務経験についての再検証は行われていなかったのであって、承認フローが不実施又は不徹底となっていた。

(イ) 2015 年度以降の資格不備者の不備類型の分析及び検討

2015 年度以降に発生した実務経験不備者について、前記 1(4)において分類した各不備類型における不備の内容及び分析は、以下のとおりである。いずれの類型においても、工事内容や施工管理に対する一定の知見を有する者が、工事部門から独立した立場で、実務経験要件を理解した上で、その検証に実質的に関与していれば、これらの実務経験不備に基づく不適切資格取得及び不正資格取得を防止することは可能であったと考えられる。

<b>①：実務経験が認められない工事経験</b>	
資格数	5 資格
不備の内容	この類型に該当する実務経験不備者は、施工関係部署の在籍期間又は工期の全てを管工事又は電気工事施工管理技士の実務経験として計上したが、実際には在籍期間又は工期の一部しか管工事又は電気工事を行っていなかったもの等である。
原因	実務経験の要件についての十分な知識及び工事内容や施工管理に対する一定の知見を有する者が、工事部門から独立した立場で検証に実質的に関与していれば、この実務経験不備が生じなかった可能性がある。
<b>②：実務経験の重複</b>	
資格数	2 資格
不備の内容	この類型に該当する実務経験不備者は、実務経験の重複があったため実務経験不備となったものである。
原因	実務経験の要件についての十分な知識を有する者が、工事部門から独立した立場で検証に実質的に関与し、実務経験の重複の有無について十分に確認していればこの実務経験不備が生じなかった可能性がある。

#### (4) 内部監査部門及び監査役による承認フローに対する監査の未実施

前記第4・4(1)のとおり、承認フローは、都度の機会に改正されていたが、それが実効的な仕組みとなっているかどうか、また、その運用が形骸化するなどして、牽制機能が低下し、実務経験要件の十分かつ適切なチェックという目的が達成できなくなる可能性のあることも踏まえて、チェック体制が有効に機能しているかどうかとの観点から、当該仕組みの整備及び運用状況に関する監査を行うことが必要となるが、PCMC社においては、以下のとおり、実務経験要件に関するチェック体制の整備及び運用面に関する監査は十分に行われていなかった。

##### ア. 内部監査部門の不存在

前記第4・8(2)アのとおり、PCMC社においては事業部門及び管理部門から独立して業務監査を行う内部監査部門が存在せず、実務経験証明書の承認フローに関して内部監査は実施されていない。

##### イ. 監査役監査による監査の未実施

前記第4・8(3)のとおり、PCMC社においては、承認フローの整備状況ないしその運用状況に関しては、監査役監査の監査項目の対象外とされており、監査役監査は実施されていなかった。

また、当委員会が、2006年4月から2010年2月までの間においてPCMC社の監査役として在任した監査役(6名<sup>83</sup>)に対し実施した書面調査では、いずれの監査役についても、在任期間中、(i)実務経験不備の監査について協議等を行ったことはなく、(ii)施工管理技士及び監理技術者資格者証の実務経験の有無を確認するという社内体制についての認識がなく、(iii)2006年問題についても認識していなかったとの回答であった。

##### ウ. 内部統制システムにおける承認フローに対するモニタリングの欠落

前記第2・4(3)のとおり、PCMC社においては、2006年5月26日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針決定に係る決議を行っており、その中では、「①取締役の職務執行の適法性を確保するための体制」として、「コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。」とされている。

<sup>83</sup> このほか、住所不明のため調査書面を送付できなかった者が1名、調査書面を送付したものの回答を得られなかった者が1名いた。

もともと、このような内部統制システム整備に関する基本方針に係る決議があったものの、上記のとおり、承認フローに対するモニタリング体制については整備されなかった。

## エ. 小括

PCMC 社においては、前記第 4・3(4)及び(5)のとおり、実務経験に関する理解不足、知識不足により 2006 年社内調査が不十分であったことから、これまで全社的に、実務経験不備の問題が存在していたことが認識されるに至らず、実務経験不備問題を自社の問題であるとして受け止める契機が失われていた。また、2006 年社内調査において資格不備者が発見されていた近畿 MTS 社の経験が、2013 年の PCMC 社及び PTSE 社の合併時以降に PCMC 社に引き継がれた事実も確認できなかった。

加えて、PCMC 社における建設業に係る売上高は全売上高の 1%程度に過ぎないことからすると(2019 年度完工高 10,965 百万円)、かかる経緯を前提とすれば、いわゆるリスクベースド・アプローチの観点からは、(自社において、実務経験不備の問題は存在しないと認識されていたことから、)監査役において、実務経験要件に関するチェック体制の運用について監査対象とすることの期待可能性は低く、これを監査対象外としていたことについて、直ちに不適切であったとまでは言うことはできないと考えられる。また、同様に、上記経緯を鑑みれば、PCMC 社が、パナソニックの建設業・安全管理部によるグループ監査が実施されていることも踏まえ、自社固有の内部監査体制を整備していなかったことも必ずしも不適切であると断ずることはできない。

もともと、前記第 4・8(2)イのとおり、パナソニックの建設業安全・管理部より、2008 年 8 月 7 日に LE 首都圏社に対して、「技術者資格取得管理(実務経験の検証のしくみと牽制)・・・の充実強化のこと。」、「技術者の資格取得の管理(実務経験の検証)のしくみが構築されていない。」との指摘がなされており、また、前記第 4・4(2)のとおり、PCMC 社 LE 社においては、2008 年当時、各ブロック社に対して、「建設業・安全管理監査」が行われていたのであり、技術者の資格取得について社内基準(実務経験の検証方法)がない旨の指摘がなされていたのであるから、仮にこれを監査対象としていたとしたら、2008 年以降に発生した不正又は不適正な資格取得を防止することはできた可能性はあると考えられる。

したがって、後記第 6 の再発防止策において詳述するとおり、PCMC 社においては、今般の実務経験不備問題を踏まえ、実務経験証明書のチェック体制の仕組み作り及び運用面の適正性に関しても、グループ監査の活用も含めて何らかの形で実務経験要件に関するチェック体制の整備及び運用状況を監査対象とする必要があると考えられる。

(5) **パナソニックグループのグループ監査による承認フローに対する監査の不十分性**

前記第4・8(2)イのとおり、PCMC社は、パナソニックのグループ監査の対象とされ、以下の監査を受けていた。

すなわち、パナソニックの建設業・安全管理部によるPCMC社に対するグループ監査については、少なくとも2008年及び2013年から2018年まで、毎年店社監査が実施されていたことが認められた。

この点、前記第4・8(2)イのとおり、店社監査においては、監査項目の一つとして、技術者の「実務経験を検証し資格取得の一元化と牽制機能の仕組みが確立され取得許可・管理が行われている。」との項目が設定されており、前記第4・8(2)イ及び第5・3(4)エのとおり、2008年8月7日には、パナソニックの建設業・安全管理部より、LE首都圏社に対して、「技術者資格取得管理（実務経験の検証のしくみと牽制）…の充実強化のこと。」「技術者の資格取得の管理（実務経験の検証）のしくみが構築されていない。」との指摘がなされていることが確認できた。もっとも、当該監査項目においては、実務経験証明書申請者により作成された実務経験証明書の実務経験要件の確認をする承認フローの仕組みについて、建設業に関する知識を持っている部門によるチェックが行われる社内体制が構築されているかといった点（すなわち、承認フローの仕組みの有無）の確認をするにとどまっていた。そのため、2008年の店社監査においても、承認フローが実際どのように運用されているのか、適切に運用がなされているか、運用面に不備が無いかといった観点からの確認及び検証までは行われていなかった。

4. **不正資格取得・不適切資格取得を正当化した事情**

(1) **不正資格取得・不適切資格取得を正当化する意識**

ア. 規範意識の低さ

(7) **実務経験不備者書面調査の結果に現れた規範意識の低さ**

当委員会は、実務経験不備者に対して実施した実務経験不備者書面調査により、自身の実務経験不備に関する認識について調査し、必要に応じてヒアリングを実施した。

別紙1-3のとおり、実務経験不備者書面調査により回答が得られた者（76資格）のうち12資格<sup>84</sup>（現職者10資格、退職者2資格）が実務経験に不備があったことを知っていたか、不備があるかもしれないと思いながら受験又は申請を行っていたのであり、PCMC社の従業員の規範意識の低さが現れている。

<sup>84</sup> 別紙1-3の合計数と不一致が生じている理由は、実務経験不備者書面調査への回答後に「×」判定から「○」判定に変更となった1資格及び原因分析の対象外の1資格の計2資格を除外したためである。

(イ) 不正資格取得を勧めた従業員の存在から分かる規範意識の低さ

前記 1(2) のとおり、本調査では、虚偽・不正の実務経験により受験して取得された資格が 20 個あったことが判明しているが、このうち、本来は不正資格取得が発生しないように監督すべき立場にある上司の積極的な不正への関与があったと述べた者が複数認められた。例えば、当委員会のヒアリングにおいて、以下のとおり、上司により不正資格取得の助言があったと述べた者がいた。

ヒアリング回答の要旨
実務経験には自分が実際にやっていないことも書くため、他の受講生とそれについて話したり、上司に聞いたりしたことがあったと思う。
(受験を指示した) 上司も受験資格を満たしていないということは認識していたと思う。

このように不正資格取得を勧める従業員の存在が、PCMC 社の規範意識の低さを示していると指摘することができる。

イ. 上司からの指示に漫然と従う規範意識の低さ

不正資格取得又は不適切資格取得を行った者の中には、当委員会のヒアリングにおいて、以下のとおり、上司の指示であるという理由から、受験することに疑問を抱くことなく受験した者や実務経験不足を認識しながら問題ないと誤認して受験した者が複数いたことが認められる。

ヒアリング回答の要旨
会社の指示（業務命令）なので、受験することに疑問は一切なかった。
実務経験が足りていないという認識もあったが、深く考えたことはなく、「こんなもんか。」という思いだった。
実務経験が必要なことは認識していたが、会社が受けろと指示を出してきたので問題はないと思っていた。
会社から受験の指示があったので、受験資格があると思っていた。
(受験資格について) 大丈夫なのかとは思ったが、会社からの指示なので、受験者同士で多少そういう話はしたと思うが、上司に相談した記憶はない。

確かに、実務経験証明書に記載された実務経験が事実と相違ないとの証明は会社が行うものであることからすれば、会社から受験の指示を受けた実務経験不備者が、実務経験要件に不備はないと理解したと弁明することについては、実務経験不備者に汲むべき事情が全くないとまではいえないかもしれない。

もつとも、技術検定試験は自らの資格取得のために自らが受験するものであり、まずは自らが実務経験要件の充足を確認しなければならないのは当然である。特に、実務経験要件が不足していることを認識していながら受験した者に関しては、会社（上司）からの指示による受験という理由で、自らの不正資格取得又は不適切資格取得を正当化していたと考えられる。

ウ. 受験の手引きに対する意識の低さ

実務経験不備者の中には、技術検定試験の受験に際し、受験の手引きを十分に確認していなかった者も存在していた。当委員会は、実務経験不備者書面調査により、実務経験不備者のうち、受験又は申請を行った当時、実務経験に不備がある（受験・取得要件を満たさない）ことを知らなかったと回答した者のうち、受験の手引き等の実務経験要件について説明されている書類を全く確認していない者が12名存在した。

また、当委員会のヒアリング及び実務経験不備者書面調査の結果、実務経験不備者の中には、以下のように、実務経験についての基本的な事項であり受験の手引き等に記載されているような事項についてすら認識しておらず、受験の手引きを十分に確認していないことがうかがわれる者も複数認められた。

ヒアリング回答の要旨
日々の業務で扱っている商品が管工事関連だから選ばれたのだと思った。工事に直接かわらざとも、取扱商品について関連性があるからと納得した。
受験当時は施工する部署に在籍した年数で（実務経験を）クリアできると認識していた。
営業等の工事と関係ないことを行っていた期間について実務経験として算入したが、今回の調査で実務経験とは認められなかった。
当時の認識不足でした。グロスで年数が経過していたので不備があるとは思っていませんでした。

しかしながら、自身が資格取得するために受験するに当たり、その受験要件を自ら確認することは、特に、実務経験という個人の工事経歴の内容が受験要件になっていることに照らせば、そのような資格試験の受験をする者として当然求められる行為であり、それすら行っていないことは、不正に資格取得をしてしまうリスクを考慮しない点において、コンプライアンスに対する意識が低いことを示しており、かかる観点からも、規範意識の低さが不正資格取得及び不適切資格取得を正当化する一事情となっていたと考えられる。

## (2) 実務経験に関する教育・啓蒙活動の不備

本調査で判明した実務経験不備の事例において、実務経験不備者書面調査及び当委員会のヒアリングにより、以下のとおり、知識不足を主たる原因とする不適切資格取得が行われていたことが判明した。以下では、かかる知識不足を理由とする不適切資格取得について、実務経験不備の類型別に整理した。

仮に PCMC 社において実務経験要件に関する教育・啓蒙活動等が適切に行われていれば、不適切受験等の少なくとも一部はその発生を防止することができたと考えられるが、同社においては、技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の申請に係る実務経験要件の内容について、全社的な教育・啓蒙活動等は特段行われていなかった。

ヒアリング回答の要旨
受験の手引きでは実務経験として認められない工事種別・工事内容を実務経験に算入した類型 実務経験と在籍期間をイコールと考えていた。
受験当時は施工する部署に在籍した年数で（実務経験を）クリアできると認識していた。
営業等の工事と関係ないことを行っていた期間について実務経験として算入したが、今回の調査で実務経験とは認められなかった。
<b>実務経験の重複の類型</b>
1つの工事で複数の業種があった場合、その内容に応じ経験期間を案分するという部分を理解せず申告してしまった。

## 5. 2006年社内調査の経験を活かせなかったこと

### (1) 2006年社内調査を適切に実施することができず、実務経験不備問題を解決する好機を逃したこと（近畿 MTS 社以外）

前記第4・3(4)のとおり、PCMC社及びMTS各社においては、2006年以前に実務経験不備者が多数発生していたが、2006年社内調査報告書は、全ての調査対象者を網羅する内容となっておらず、一部の調査対象者については調査対象から漏れていた。また、前記第4・3(5)のとおり、2006年社内調査報告書では実務経験に不備なしと判断されたが、実際には実務経験に不備があり、2006年社内調査が適切かつ十分に行われていなかったがゆえに、本来2006年社内調査により発見されるべき実務経験不備者が複数見落とされていた。

2006年社内調査が適切かつ十分に行われ、本来2006年社内調査により発見されるべき実務経験不備が当時判明していれば、同調査により資格不備者が発見された近畿MTS社1社の問題だけにとどまらず（ただし、近畿MTS社の経験がPCMC社に引き継がれた事実もまた確認できなかった。）、PSS社建設業安全・管理部の指導の下で、PSSJに準じるような厳格な防止策を策定することができた可能性がある。

2006年社内調査の経験は、実務経験不備問題を認識し、それ以降の再発を防止するため（更には、それ以降、施工品質調査の実施が必要となる工事が発生することを防止するため）の好機であったとすることができる。さらに、仮に2006年社内調査が適切かつ十分に行われ、本来2006年社内調査により発見されるべき実務経験不備が2006年社内調査で発見され、かつ、当該実務経験不備者を工事に配置しない等の措置がとられていれば、本調査でこれほど多数の実務経験不備者は発見されず、これほど多数の物件について、施工品質調査を実施する必要もなかった。

このように、2006年社内調査の経験は、実務経験不備問題を解決し、それ以降の再発を防止するため（更には、それ以降、施工品質調査の実施が必要となる工事の発生を防止するため）の好機であったとすることができる。しかし、実際には、建設業に関する知識不足のまま漫然と不十分な調査を行ったため、このような好機を逃し、問題の先送りという形で今日まで十分な手立てが取られることなく、放置されることとなった。

## (2) 2006年社内調査を適切に実施することができなかった根本原因

2006年社内調査は、PCMC社らの調査責任者の主導の下に行われたが、前記第4・3(4)及び(5)のとおり、調査責任者及び調査担当者による調査が十分に尽くされておらず、実務経験不備者が複数名見逃されていたという問題があった。

PCMC社では、2007年6月から2009年6月まで取締役及び経営業務管理責任者であったQ氏が、2008年頃、建設業法により主任技術者や現場代理人の配置が求められていることを社内で確認したところ、社内から「PCMC社は商品を守る会社であって工事をする会社ではない」との発言が出たとのことであり、少なくともその頃まではPCMC社において建設業に関わる問題を軽視する風潮が存在した可能性が高く、そうしたことが会社として実務経験不備問題を明らかにする意識を欠くに至らしめる一因になったものと考えられる。

2006年社内調査において実務経験不備者を複数名見逃す事態となってしまったのは、少なくともPCMC社においては建設業を軽視する風潮を背景として、また、PCMC社らはいずれも従前から技術検定試験の受験資格に関する正確な知識を持ち合わせていなかったため、十分な社内調査を行うことができる体制を構築することなく2006年社内調査を行ってしまったことが根本原因であるといえることができる。

## 6. PCMC社による建設業・安全管理監査を活かせなかったこと

前記第4・4(2)のとおり、2008年9月に実施された、建設業・安全管理監査においては、PCMC社LE社本社からLE北海道・東北社、LE中部社、LE中四国社及びLE九州社に対して、主任技術者の適切な配置がなされていないといった建設業法への違反やその懸念等を問題とする指摘が多々なされていた。

その中でも、LE 中部社及び LE 九州社との間では、以下のような技術者の資格取得についての社内基準（実務経験の検証方法）の不備に関する指摘と当該指摘に対する各社の回答がなされていた。

① LE 中部社

PCMC 社本社からの指摘		LE 中部社の回答
建設業管理	《店社管理面》 ⑥技術者の資格取得について社内基準（実務経験の検証方法）がない	《店社管理面》 ⑥LE 社実務経験検証の仕組みに沿って実践する（実務経験の履歴管理を強化する）

② LE 九州社

PCMC 社本社からの指摘		LE 九州社の回答
建設業管理	《店社管理面》 ⑨技術者の資格取得について社内基準（実務経験の検証方法）がない	《店社管理面》 ⑨技術者の資格取得（管・電）の公基準は実務経験年数となっている為、現状の社員では実務経験の検証が困難である。（管：2 級管工事施工管理技士、電：2 級電気工事施工管理技士） ・管工事、電気工事に携わる現場代理人で工事経歴書等で検証可能となる。 ・実務経験⇒（管）指定学科卒：大卒 1 年以上、高卒 3 年以上の実務経験年数の検証が必要。 指定学科以外：大卒 1.5 年以上、高卒 4.5 年以上の実務経験年数の検証が必要。 （電）上記の（管）同様に実務経験年数の検証が必要。

このように、PCMC 社 LE 社本社においては、一部のブロック社において、実務経験の検証方法がないこと及びその是正の必要性を認識していたのであるから（前記第 4・4(2)のとおり、各ブロック社に対する監査通知・是正指示書には、当時 PCMC 社本社取締役兼経営業務管理責任者であった Q 氏及び PCMC 社本社専務取締役であった T 氏の押印がなされている。）、このような問題意識を全国のブロック社に展開し、本社として統一的な実務経験の検証方法を示し、その遵守の徹底を図るなどすれば、少なくとも 2009 年以降には実務経験不備者の発生を防ぐことができたはずであった。

しかし、PCMC 社 LE 社においては、そのような手立てがとられることはなく、ここでもまた、実務経験不備問題を解決する機会を逃してしまっている。

これは、建設業・安全管理監査を担当していた取締役でさえ、技術検定試験における実務経験要件の重要性を十分に認識できていなかったことを示しており、会社としてこの点についての問題意識が低かったことに根本的な原因があったものと考えられる。

## 7. 原因分析の総括

### (1) 原因分析を考える視点となる構造的な利益相反

実務経験不備問題の根本原因には、構造的な利益相反という問題がある。すなわち、技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の申請の際に実務経験証明書申請者である従業員により作成される実務経験証明書は、実務経験証明書申請者自らによる誓約（押印）に加え、所属する企業による証明（会社の代表者等の押印）によってその内容の信頼性を担保する制度となっている。そのため、会社が技術者不足の課題を抱え、自らの事業遂行のために施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の保有者の増加を企図する場合は、従業員に対して資格取得を推奨する立場でありながら、従業員の申請する実務経験証明書についてその適正性をチェックするという立場を兼ねることとなり、ここに一種の利益相反構造が生じることになる。そのため、会社は、資格取得の推奨に当たり、利益相反構造によりただですら実務経験証明書のチェックが甘くなりがねないため、適切な資格取得推奨を行うように殊に留意しなければならない。また、実務経験証明書の適正性チェックにおいては、利益相反構造があるため、チェックが甘くならないように、厳格なチェック体制をとる必要がある。しかし、既に述べているとおり、PCMC 社においては、これらが十分に行われていなかった。

### (2) 実務経験不備問題についての原因分析のまとめ

#### ア. 適切な資格取得推奨がなされなかったこと

前記第 5・2 のとおり、PCMC 社 LE 社においては、2008 年頃技術者が不足しており、資格取得者を確保することが急務であったという理由から、実務経験要件について十分考慮せずに、工事に携わった経験が全くなく、実務経験要件が充足していないことが明らかである者に対しても施工管理技士の資格取得を指示していたことがうかがわれており、PCMC 社において実務経験要件を軽視した資格取得推奨が行われていたことを示している。

このように、PCMC 社においては、資格取得の推奨に当たっては、適切な資格取得推奨を行うように殊に留意しなければならないにもかかわらず、適切な資格取得推奨が行われず、技術者不足を背景とする不適切な資格取得推奨を行った結果、従業員に対して、不正資格取得・不適切資格取得の動機を生じさせることとなった。

イ. 実務経験証明書の適正性チェックが厳格になされていなかったこと

前記第5・3のとおり、PCMC社では、利益相反の問題から十分な実務経験証明書のチェックが行われておらず、また、工事内容や施工管理に対する一定の知見を有する者が承認を行うという制度になっておらず、利益相反を意識した上で実務経験不備の見逃しを防ぐための体制も十分ではなかった。加えて、そのような不十分な承認フローですら定められたとおりに運用されていなかった。

また、近時においても、主として実務経験要件に対する理解不足を理由とする実務経験不備が、件数は多くないものの引き続き発生しており、実務経験証明書のチェックが実効的に行われていなかったといえる。

このように、実務経験証明書の適正性チェックにおいては、利益相反構造があるため、チェックが甘くならないように、厳格なチェック体制をとる必要があるが、今日まで、十分な体制が構築されなかった。

ウ. 不正又は不適切な資格取得を正当化する意識があったこと

前記第5・4のとおり、PCMC社においては、実務経験不備者である一部の従業員において、資格取得に関する規範意識の低さがうかがわれ、会社としても実務経験要件に関する全社的な教育・啓蒙活動等は特段行われていなかった。この事情も、PCMC社において不正資格取得・不適正資格取得の発生を止められなかった（正当化してしまった）一因であった。

エ. 総括

上記のとおり、PCMC社においては、適切な資格取得推奨が行われず、また、実務経験証明書の適切なチェックが行われておらず、利益相反構造を適切にコントロールできていなかった。また、不正資格取得・不適正資格取得を正当化してしまう事情も見受けられた。これに加えて、前記第5・5及び6のとおり、2006年社内調査や建設業・安全管理監査も活かすことができず、実務経験不備問題を断ち切る好機を逃すことになった。このように適切な検証体制が構築できず、さらにこれにPCMC社の従業員の規範意識の低さ等があいまって、実務経験不備が発生したと総括することができる。

## 第6 再発防止策

### 1. 再発防止策を策定・実行するに当たっての基本的な視座

当委員会は、後記2において再発防止策を提言するものであるが、その前提として、PCMC社において再発防止策を策定・実行するに当たっての基本的な視点を示す。PCMC社においては、下記の各視点を十分に踏まえて実効性のある再発防止策を策定し、実行に取り組むことを期待するものである。

**(1) 利益相反構造を意識した資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック体制の機能強化が必要となること**

前記第5の原因分析において述べたとおり、実務経験不備問題の背景には、利益相反構造という根本原因がある。すなわち、会社は、自らの事業遂行のために施工管理技士資格及び監理技術者資格者証の保有者を増やす必要がある場合、①事業遂行のために従業員に対して資格取得を推奨する立場（アクセルを踏む立場）と、②従業員から申請を受ける実務経験証明書について、その適正性をチェックするという立場（ブレーキをかける立場）を兼ねることとなるため、ここに一種の利益相反構造が生じる。すなわち、会社が資格保有者を増やしたい場合は、会社による資格取得推奨に関して適切な牽制が働きにくく、従業員に対して不適切な資格取得の推奨に繋がるおそれがあり、また、従業員の作成した実務経験証明書の実務経験要件のチェックが甘くなり、牽制機能が有効に機能しなくなるおそれが生じることになる。

したがって、実務経験不備問題については、かかる利益相反構造が存在することを理解した上で、資格取得の推奨に当たっては、適切な資格取得推奨を行うように殊に留意する必要がある、実務経験証明書のチェックにおいては、厳格・適正なチェック体制が担保されるよう、チェック機能を有する部門の執行部門・工事施工部門からの独立性確保を含め、チェック体制の機能強化を図る必要がある。

このように、実務経験不備問題の背後にある利益相反構造という根本原因を十分に理解し、かかる構造から生まれ得るリスクをいかに解消するかという観点から再発防止に取り組まなければ、将来、また技術者不足に陥り、再び、事業遂行のために資格保有者を増加させる必要が生じた場合に、同様の問題が再発するおそれが否定できない。上記の根本原因を理解しないままに、施策を立てたとしても実務経験不備の問題に対する根本的かつ実効的な再発防止策にはならないであろう。

**(2) PCMC 社にとって施工管理技士資格及び監理技術者資格者証はその事業のために重要な資格であり、資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック体制の機能強化のためには相応のコストをかけるべきであること**

前記(1)の利益相反構造を意識した資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック体制の機能強化を行うためには相応のコストがかかるが、それに対しては相応のコストをかけるべきである。すなわち、PCMC 社 LE 社は、地域電器専門店に対し、家電製品、リフォーム、太陽光発電、蓄電システム等の商品及び役務を提供する業務を行い、また、SSBU においては、マンションや店舗、学校等に対して、産業用太陽光発電システムや蓄電池システム、LED の道路灯等の導入・保守メンテナンスを行っている。そのような PCMC 社において、施工管理技士資格及び監理技術者資格者証は、必要となる工事の施工管理を行うために重要な資格である。

一方で、施工管理技士の資格保有者を事業に用いるためには、実務経験証明書の証明、受験者・合格者等の管理、不正資格取得・不適切資格取得の防止のための措置など、相応のコストが必要となる。

PCMC社は、今一度、会社の事業遂行における施工管理技士資格・監理技術者資格者証の重要性に思いを致し、その管理には相応のコストを支払う必要があることを自覚する必要がある。

**(3) 実務経験証明書の証明においては、企業としての高いコンプライアンス意識が必要であること**

前記(1)の利益相反構造を意識した資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック体制の機能強化を行うためには、企業としての高いコンプライアンス意識が必要である。

すなわち、技術検定試験の受験及び申請に際して作成される実務経験証明書は、その受験者・申請者が所属する企業<sup>85</sup>が証明を行うことによりその信頼性を確保する制度となっており、証明する企業が自らを律して証明を行うことが制度の根幹であり、かつ、大前提となっている。一方で、PCMC社がそうであったように、企業としては、目の前の工事に技術者を配置して工事を行うことが重要であるため、工事現場に配置する技術者が不足する場合、従業員に対して施工管理技士の資格を取得するよう働きかけることがあり、この点で、実務経験証明書の証明を行う企業は、実務経験証明書の証明の厳格なチェックの要請と、技術者を確保することによる事業の維持・成長という要請を負うことになる（ここに、前述のとおり利益相反の問題が潜在的に存在する）。これらの要請は、決して互いに矛盾するものではないが、企業の事業遂行を優先するために、実務経験証明書の証明の厳格なチェックによる証明の信頼性の確保という技術検定試験の根幹を揺るがすことがあってはならない。そのためには、企業として高いコンプライアンス意識をもって、実務経験証明書の証明を行うとともに、不正又は不適切な資格取得が生じることのないよう十分な牽制機能を設けなければならない。

**(4) 実務経験の不備は企業及び建設業界全体に対する信頼を失墜させるものであること**

実務経験の不備による不正又は不適切な資格取得が発生した場合には、当該企業及び建設業界全体に対する信頼を失墜させることになるため、再発防止に真剣に取り組まなければならない。

---

<sup>85</sup> 技術検定試験の受験資格については、実務経験証明書の証明は、受験申込書類の作成時点で所属している会社が行い、代表者等の署名及び押印が必要とされる。他方で、監理技術者資格者証の資格要件については、実務経験証明書に記載する実務経験（経験した工事）については、当該工事を経験したときに所属していた会社が証明することを要し、複数の会社で実務を経験している場合には、会社ごとに別々の実務経験証明書が必要となる。

すなわち、PCMC 社における施工管理技士の実務経験の不備は、PCMC 社が施工した工事の品質に対する信頼を失墜させるものである。特に、過去、パナソニックグループでは、2006 年に同様の資格不備問題が発生しており、PCMC 社においても、前記第 4・3 のとおり 2006 年社内調査を実施している。それにもかかわらず、PCMC 社において、再び資格不備問題を生じさせたこと（すなわち、PCMC 社では 2006 年社内調査が十分かつ適切に行われておらず、当時発見されるべきであった実務経験不備者が複数見逃されていたことに加えて、2006 年社内調査以降においても実務経験不備者が発生していたこと）は、PCMC 社ひいてはパナソニックグループへの信頼を大きく毀損するものである。

さらに、このようなことが繰り返されれば、施工管理技士の制度や建設業界に対する信頼が失墜し、新たに建設業界で働こうとする未来の有望な担い手を減少させることになり、建設業界全体にとっても大きな損失となるものである。

そのため、今後、万が一にも同様の問題が発生すれば、PCMC 社の信頼だけではなく、パナソニックグループひいては建設業界に対する信頼が大きく失墜することを肝に銘じて、再発防止策を策定し、実行する必要がある。

**(5) 実務経験の不備は、従業員個人のキャリアに大きな影響を与えるものであること**

また、実務経験の不備による不正又は不適切な資格取得が発生した場合には、従業員個人のキャリアに大きな影響を与えるものであることから、再発防止を真剣に取り組まなければならない。すなわち、施工管理技士資格は、PCMC 社にとっても重要な資格であるが、従業員個人にとっても、日々の業務を行う上で必要であるとともに、長年にわたり施工管理に従事してきた者としての一つの成果でもある。企業は実務経験証明書の証明をすることにより、その従業員の経歴が資格取得のための実務経験要件を満たすことを確認することになるが、十分な確認が行われなければ、実務経験不備のまま受験・申請をさせることになり、後にそれが発覚した時には従業員個人に大きな影響を与えることになる。資格取得後に実務経験要件を満たしておらず保有資格は不正に取得されたものであると告げられた従業員は、自分のキャリアを否定されたと考えたとしても無理はないし、会社は、実務経験要件を満たしているとして実務経験証明書の証明をしたにもかかわらず、実務経験不備と判定されたことを、実務経験証明書の証明者として深く反省しなければならない。だからといって、従業員個人の不適切資格取得・不正資格取得自体を正当化することはできないが、PCMC 社は従業員の声に耳を傾け、二度と同じ過ちを犯さないようにしなければならない。

**(6) グループガバナンスとしての視点**

利益相反構造を意識した資格取得への適切な牽制と実務経験証明書のチェック体制の機能強化を行うに当たっては、グループガバナンスとしての視点を考慮すべきであ

る。PCMC社は、独立した一つの会社であるとともに、パナソニックのグループ会社の一員でもある。実務経験不備問題の再発を防止するための最適な方法は、PCMC社の単体での再発防止策の策定及び実行に限られるものではない。前述した利益相反の問題から生じる執行部門及び工事施工部門に対する牽制機能の弱さという課題に対しては、PCMC社がパナソニックグループという企業集団の一員であるという強みを活かし、グループガバナンスの観点から牽制機能を補充・強化するという発想は、検討すべき価値が大いにあり得るところであろうと思料される。もっとも、第一義的には、PCMC社自体が、この実務経験不備問題を自社の問題として真摯に向き合い、責任を持って自主的・自律的に再発防止策を策定・実行することが何よりも肝要であることは言うまでもない。

以上の(1)～(6)の各視点から、当委員会は、本調査の結果を踏まえ、以下のとおり再発防止策を提言する。

## 2. 再発防止策

### (1) 資格取得への適切な牽制（中長期的な技術者養成計画の検討及び適切な資格取得推進体制の整備）

前記1(1)のとおり、実務経験不備問題の再発防止策の一つとして、資格取得への適切な牽制（不適切な資格取得推奨の予防）が必要であるが、具体的対策は、以下のとおりである。

#### ア. 中長期的な技術者養成・人材育成

##### (7) 背景事情

PCMC社は、会社として、資格取得への適切な牽制が行われていなかった。前記第5・2(3)のとおり、中長期的な技術者養成計画が適切かつ十分に立案されることなくリフォーム等の工事を伴う事業への拡大がなされ、結果として、技術者不足の課題が生じることとなった。かかる技術者不足を解消するため、いわば対症的に、会社の方針として自社の従業員に対して資格取得推奨の方針を打ち出すこととなり、その結果として、会社のコンプライアンス意識の低さという問題もあいまって、不適切な資格取得推奨や不正受験の推奨という問題事例が発生し、資格要件不備者が続発する事態になったものである。

そのため、PCMC社においては、今後、中長期的な技術者養成計画を適切に立案することが必要である。

建設業法上、施工管理技士資格を取得するために必要となる実務経験は、その学歴等に応じて、例えば2級管工事施工管理技術検定試験及び2級電気工事施工管理技術検定試験の受験資格については卒業後1年から8年と比較的長期にわたることから、従業員には長期間の実務経験を積みせなければ資格を取得させる

ことはできない。そのため、日々の営業努力により建設工事の受注件数の増加をみたとしても、それに即応するように資格者数を直ちに増やすことは容易ではないし、その全てを中途採用に頼ることもできない。会社としては、このことを踏まえ、資格保有者の確保という課題に対しては、会社の将来を見据えて立案される中長期的な事業計画（建設工事受注計画）の内容を踏まえ、かかる事業計画を実現させていくために今後必要となる資格の種類・資格者の数等を割り出し、現在の資格者数等と対比するなどしながら、最適な資格者の種類及び数を検証した上で、中長期的な視点で計画的に技術者を養成していくことが肝要となる。

(イ) 中長期的な技術者養成計画の立案

今後 PCMC 社においては、前記(ア)の観点を前提として、将来の事業計画（工事受注計画）の見通しを踏まえて、工事施工を担う事業部門ごとに、中長期的な目線での技術者養成計画を立案し、無理を来すことのない合理的な計画内容をもって、適切に技術者の養成を行い、資格保有者の維持・確保を図る方策を検討することが必要である。一例としては、事業部門ごとに、所属する従業員において考えられる適切な資格取得のモデルプランを設定するなどして、自社において、どのように技術者を養成し、人材を育成すべきかについて、適切な人材育成計画の検討を行うことなども考えられるであろう。

イ. 適切な資格取得推進体制の整備

前記第 4・6 のとおり、PCMC 社においては、実務経験不備問題の要因の一つとなったと考えられる不適切な資格取得推奨の事実が認められた。それは、例えば、2008 年から 2009 年頃において、実務経験を全く有しない従業員に対しても資格取得推奨が行われていたことや、更には、資格取得推奨が行き過ぎた形となって、不正受験を勧めるような態様での資格取得推奨が発現した事例（具体的には、従業員に工事経験がないこと知っていた上司から実務経験書類についてはこういう風には書けば良いと言われ実務経験証明書を作成し受験をしたという事例）の存在もうかがわれた。

この点、PCMC 社は、前述のとおり、地域電器専門店に対し、家電製品の販売や、リフォーム、太陽光発電、蓄電システム等の商品及び役務を提案する業務を行っており、施工管理技士資格は、工事の施工管理を行うために最も重要な資格の一つである。そのため、会社としてかかる資格保有者を必要十分に確保することは、事業遂行において重要な役割を果たすといえる。そのように考えると、施工管理技士資格の取得を自社の従業員に対して推奨することの必要性については当委員会としても十分に理解できるところである。

また、一般論として、技術者不足の問題を解消するために、事業方針として従業員に対して資格取得推奨の方針を打ち出し、そのための施策を実施すること自体は、それが適切な内容であれば、むしろ企業として当然の経営判断であり、何ら問題となることはない。

しかしながら、このように、会社による資格取得推奨は、そこに適切な牽制が働かないままに実施される場合、不適切資格取得又は不正資格取得の要因となり得ることを過去の失敗から学ぶことが肝要である。そして、会社の資格取得推奨の方針が不適切な資格取得推奨とならないよう、不適切な資格取得推奨の予防という観点からも改めて資格取得推進体制の整備をする必要がある。この点、前記第4・6のように、PCMC社LE社において、工事経験がない者に対してまで資格取得推奨が行われたことも踏まえ、資格取得推奨に対して適切な牽制を働かせるという観点からは、資格取得推奨を行う場合の社内アナウンスについても、執行部門及び工事施工部門から独立性を確保された部門のチェックを前置させるといった工夫をすることも考えられる。

## (2) 実務経験要件に関するチェック体制の強化・整備

前記1(1)のとおり、再発防止策として、実務経験証明書のチェック体制の機能強化が必要であるが、具体的な再発防止策は以下のとおりである。

### ア. 執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門の承認フローへの関与

実務経験不備問題の根本原因には、利益相反の問題があり、かかる構造に対して十分な手当てをしなければ実効的な再発防止策にならないことは、前記のとおりである。

今後 PCMC 社において具体的にどのような再発防止策を策定し、実行するにせよ、実務経験証明書の実務経験の承認フローに、執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門が、工事内容及び施工管理の実際を把握した上で、その検証に実質的に関与する必要がある。

また、技術者の確保は、現場において施工を行う上での要請であるから、現場から一定の距離を有する本社において執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門が、実務経験証明書の承認フローにおける最終的な検証を行うことが肝要である。

利益相反の問題との関係においては、本社において、執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門が、工事内容及び施工管理の実際を把握した上で、その検証に実質的に関与することで、実際に技術者を必要とする部門・支社等から一定の距離を保ち、適正な牽制機能を果たしていかなければならない。

イ. チェックリストの利用及びチェック時における社内ルールの策定

執行部門・工事施工部門からの独立性を有する部門による実務経験証明書のチェック機能そのものについても、より実効性の高いものにしていく必要がある。

その具体的方法としては、国土交通省も提唱するとおり、実務経験証明書の審査をする際のチェックリストを作成し、それを活用して実務経験証明書の審査を行うことにより、個々の担当者の実務経験要件の知識不足や人為的なミスが発生等を補う方法が考えられる<sup>86</sup>。また、チェックで不備を発見した場合の対応や必要なエビデンスが欠ける場合の救済の方法（他の代替するエビデンスとして、何があれば会社として実務経験要件の充足を認めるかについての方針等）に関するルールを定め、これを申請者及びチェック担当者に周知する取組みも有用であろう。もともと、このようなチェックリスト及び社内ルールは、一度定めてしまうと、かかるルールに対する依存度が高まり、チェック体制が硬直化してしまい、しばしば生じる実務経験要件に関するルール変更への対応がなされなくなってしまいうという危険性もあるため、定期的なアップデートが行われるべきことは言うまでもない。更には、建設業コンプライアンス担当部門内においても、実務経験要件に関する理解を向上させる取組み（教育の機会等）を行うことや、知識の共有化を図るような仕組みを設けることも有用であると考えられる。

ウ. 実務経験の証明に必要な情報の適切な管理体制の構築及び運用体制の整備

PCMC 社においては、受注した工事の内容及び技術者情報等が、Active-SeedS に登録・保存されている。実務経験証明書に記載された実務経験をチェックするに当たっても Active-SeedS に登録されている情報とも照合することなどによって、チェックの確実性は向上するものと考えられる。

そこで、工事に係るデータに関しては、これまでにデータ化ができていなかった過去の工事件名について現実的にどこまでデータ化が可能であるのかという問題はあつものの、少なくとも最近の工事に係るデータを含め、実務経験証明書に記載される事実関係を証明するに足りる情報を必要十分かつ適切に保存可能なシステムを構築することが必要である。

一方で、このようなシステムを構築した場合、かかるシステムに情報が正しく記録されるかについても、情報の記録時に厳格にチェックができる仕組みが必須である。情報のデータ化に関しては、そもそもシステムに記録する情報に虚偽情報が記録されてしまうリスクもあり、ひとたび登録情報の中に虚偽情報が混じってしまうと、その後は当該情報を正として実務経験要件の検証が行われることに

<sup>86</sup> このようなチェックリストの活用は、国土交通省が設置した「技術検定不正受験防止対策検討会」において取りまとめられた令和2年11月10日付け「技術検定不正受験防止対策検討会【提言】」においても提言されているものである。

なるため、システムを構築しただけでは、実務経験不備の問題の対処法にはならない点に留意が必要である。記録の入力に際して正しい情報が入力されるような仕組みを当該システム上に取り入れること（例えば、情報入力に際し、虚偽情報の入力は懲戒処分の対象となる旨のアラートを表示する等）も含め、適切な運用の工夫を講じるべきである。

### (3) 実務経験要件の申請者・上司に対する周知・教育の徹底

#### ア. 実務経験要件及び受験の手引きの理解促進

本調査の結果、実務経験証明書申請者において、受験の手引きについて適切に理解しておらず、受験資格や資格要件に不備があるとの認識なく資格取得した者も少なからず存在したことが判明している。

今後、実務経験証明書について、執行部門・工事施工部門から独立性を有する部門により実務経験要件の充足の有無がチェックされるよう変更がなされることとなったとしても、まずは何よりも自己の工事経歴を実務経験証明書に記入する申請者本人が、実務経験要件について正しく理解することが、実務経験不備者の発現を回避・減少させることに直結するといえる。

そこで、資格を今後取得する従業員に向けて、実務経験要件への理解を深めるための研修・教育を行うべきである。また、技術検定試験の受験や監理技術者資格者証の申請を検討する者を対象として、実務経験の考え方に係る講習会を開催したり、個別の質問等を受け付ける窓口を設置したりすることも考えられる。かかる研修・教育等においては、実務経験及び指導監督的実務経験が認められる場合と認められない場合の事例紹介や不適切受験をした場合には一定の制裁があり得る旨等の説明も行われるべきである。

#### イ. 申請者による実務経験要件のチェックリストの活用

実務経験証明書を作成するのは資格取得を希望する従業員であるため、まずは申請者本人による実務経験要件の自己診断ができるよう、受験の手引きのルールを踏まえたチェックリストを作成し、活用すべきである。かかるチェックリスト上の表記において、実務経験要件の不備により生じる問題等についての教育・啓蒙活動も併せて行うことは有用であろう。

### (4) コンプライアンス意識の向上と教育の徹底

PCMC社における実務経験不備問題は、前記第5・1(2)～(4)に示した資格不備者の類型分けの結果からも見て取れるとおり、役職員における実務経験要件に関する理解不足もその原因の一つとなっていたが、中には、実際に自らが関与していない工事経歴

を記載した事例、実務経験に不備があることを認識しながら資格を取得した事例も一定数認められた。

このように、PCMC 社の一部の役職員において受験資格や資格要件に係るコンプライアンス意識の低さを示す事例が複数認められ、このようなコンプライアンス意識の低さが、実務経験不備問題の大きな要因となっていたといえる。

そこで、外部から講師を招く等の方法により、定期的にコンプライアンス意識を向上させるための研修・教育を行うべきである。かかる研修・教育においては、業務に関わる最低限の法律知識、コンプライアンスの観点から求められる対応及び心構え、並びにコンプライアンス違反が会社に対して与える影響についても触れるべきである。

なお、かかる研修・教育は、前記(3)アの教育・研修と併せて実施することも考えられるが、各拠点や各部門の特性、対象者の階層等を踏まえ、そのような研修・教育を行うことが実務経験不備問題の再発防止策として効果的であるかを検討の上、実施することが適切であると考えられる。

さらに、PCMC 社 LE 社により 2008 年 9 月に実施された建設業・安全管理監査においては、複数のブロック社において、技術者の資格取得について社内基準（実務経験の検証方法）がないとの指摘がなされていたにもかかわらず、この問題が全社的に展開されることはなく、監査を担当していた役員ですらその重大性を適切に評価した上で必要な対処をしていなかった。

このように、問題が発生した時点において適切に対処しておかなければ、同様の問題が再発することが容易に予測できたにもかかわらず、過去に適切なリスク判断がなされなかったことも、本問題が発生したことの要因となっていたといえる。過去に発生した 2006 年問題及び今般の問題における問題点を十分に踏まえ、適切な再発防止策を策定の上、社内で周知、徹底を行うべきである。

#### (5) 適切な内部監査体制の検討

PCMC 社では、2006 年社内調査が不十分であったことから、実務経験不備問題が存在していたことが全社的に認識されるに至らず、実務経験不備問題を自社の問題として受け止める契機が失われていた。

加えて、PCMC 社における建設業にかかる売上高は全売上高の 1%程度にすぎないことからすると（2019 年度完工高 10,965 百万円）、かかる経緯を前提とすれば、いわゆるリスクベースド・アプローチの観点からは、（自社において、実務経験不備の問題は存在しないと認識されていたことから、）監査役において、実務経験要件に関するチェック体制の運用について監査対象とすることの期待可能性は低く、これを監査対象外としていたことについては、直ちに不適切であったとまでは言うことはできないと考えられる。また、パナソニックの建設業・安全管理部によるグループ監査が実施され

ていたことも併せ考えれば、PCMC 社固有の内部監査体制が整備されていなかったことも必ずしも不適切であると断ずることはできない。

もともと、PCMC 社としては、今般の実務経験不備問題を受け、法令遵守体制が不十分であり、かつ、有効に機能していなかったという現状の問題点を踏まえ、リスクベースド・アプローチの観点から、今後同様の問題が再発しないようにするためにも、内部統制システムの構築及び運用状況を定期的にモニタリングできるよう、後記(6)で述べるパナソニックグループ全体でのグループガバナンスの観点からの牽制機能の内容・程度も踏まえて、自社固有の内部監査体制を含む必要な牽制機能の整備・強化を検討・実行する必要があるものと考えられる。

## (6) グループガバナンス

上記のとおり、PCMC 社は、パナソニックのグループ会社であることから、実務経験不備問題の再発防止に向けて、パナソニックグループにおいて設けられている内部通報制度 (EARS) の有効活用の推進や、特に内部監査体制の構築の観点については、パナソニックグループ全体でのグループガバナンスの観点からの内部監査体制の整備も考慮して、最適な内部監査体制を構築すべきであろう。

すなわち、PCMC 社においては、利益相反構造に基づく執行部門及び工事施工部門に対する牽制機能の弱さという課題があるところ、それに対しては、PCMC 社として固有の牽制機能の強化に加えて、PCMC 社がパナソニックグループという企業集団の一員であるという強みを活かし、グループガバナンスの観点から牽制機能を補充・強化するという発想で合理的な牽制体制を検討すべきであろうと思われる。かかるグループガバナンスの観点からの実務経験不備問題への再発防止策への取組みは、パナソニックグループ全体による適切かつ効率的な人員配置の観点からも有用であろう。

この点に関しては、PCMC 社において検討できる再発防止策の枠を超えた議論であるため、これ以上の議論は控えるが、第一義的には、PCMC 社自体が、この実務経験不備問題を自社の問題として向き合い、責任を持って自主的に再発防止策を策定・実行することが何よりも肝要であることは言うまでもない。

## 第7 資格不備者が配置された物件の施工品質調査

### 1. 施行品質の調査対象物件

#### (1) 資格不備者配置物件

PCMC 社は、技術検定試験につき、PC 建安部等及び判定担当弁護士並びに当委員会による判定を経て確定した受験資格の有無に係る判定結果 (前記第 4・2(1)) のうち、合格年度基準による受験資格が「×」(受験資格なし) と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件を抽出することとした<sup>87</sup>。

<sup>87</sup> 主任技術者又は監理技術者は、本邦における建設工事の適正な施工を確保するために建設業法上、設置

同様に、PCMC 社は、PC 建安部等及び判定担当弁護士並びに当委員会による判定を経て確定した実務経験による監理技術者資格の要件の有無に係る判定結果（前記第 4・2(2)のうち、資格要件が「×」（資格要件なし）と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件を抽出することとした<sup>88</sup>。

抽出した各物件のうち、以下の㉞～㉟については、資格を保有する者が施工管理を行ったと事実上評価できるものと判断し、施工品質の調査対象から除外することとした（以下、技術検定試験の受験資格又は実務経験による監理技術者資格の要件につき「×」と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件のうち、下記㉞～㉟のいずれかに該当するものを除いたものを総称して「資格不備者配置物件」という。）。

- ㉞合格年度基準による技術検定試験の受験資格は×と判定された者のうち主任技術者の要件を満たしていた者が、主任技術者として配置された物件（当該要件を満たした時点以降のものに限る。）
- ㉟1 級施工管理技術検定試験の受験資格は×であった者のうち 2 級施工管理技術検定試験の受験資格は○であった者が、主任技術者として配置された物件
- ㊱技術検定試験の受験資格又は実務経験による監理技術者の資格は×である者のうち他の国家資格等により主任技術者又は監理技術者の資格を有する者が、主任技術者又は監理技術者として配置された物件（主任技術者の資格を有する者が監理技術者として配置された物件は除く。）<sup>89</sup>
- ㊲監理技術者の資格申請時点の実務経験に照らすと監理技術者の資格は×である者のうち申請日以後の実務経験を考慮すると監理技術者の資格を有する者が、監理技術者の資格を有する時点以降に主任技術者又は監理技術者として配置された物件  
その結果、PCMC 社における資格不備者配置物件は、別紙 7-1 のとおりであり、合計 1222 件である。

## (2) 資格不備者配置物件の調査体制等

### ア. 技術委員の選任

当委員会は、資格不備者配置物件の施工品質の調査を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、当該知見を有する技術委員を選任した<sup>90</sup>。当委員会は、

---

が義務づけられるものであり、物品販売、修繕工事及び海外での工事など、建設業法上の建設工事といえないものについては、同法の対象ではないため、抽出していない。また、令和 3 年 6 月 30 日時点において、対象物件が現存しないか、将来において利用される予定のないことが、PCMC 社として把握した物件については、抽出していない。以下同じ。

<sup>88</sup> 前記第 4・2(2)のとおり、PCMC 社において、実務経験による監理技術者資格について、資格要件が「×」（資格要件なし）と判定された者はいなかった。

<sup>89</sup> 例えば、第 1 種電気工事士の免状を有する者が、電気工事の主任技術者として配置された物件がこれに該当する。

<sup>90</sup> 法人としての選任である。

当該選任に先立ち、関係資料の精査及び関係者に対するヒアリングを行い、技術委員の中立性、独立性及び専門性を有することを確認した。

イ. 第三者調査機関の選任

当委員会は、第三者調査機関に施工品質の調査を依頼し、その承諾を得た<sup>91</sup>。当委員会は、当該依頼に先立ち、関係資料の精査及び関係者に対するヒアリングを行い、中立性、独立性及び専門性を有することを確認した。

ウ. 施工品質の調査手順、評価項目の方針の策定

当委員会は、第三者調査機関と施工品質の調査方法について協議を行い、技術委員の意見も踏まえ、施工品質の調査対象となる物件が施工品質を充足すると認められるか否かを確認するために PCMC 社の施工対象物件の工事種別ごとに調査手順、評価項目の方針を策定し、さらなる詳細については本報告書提出日以降、技術委員及び第三者調査機関と協議の上で、策定することとした。

(3) 第三者調査機関による施工品質調査対象物件の調査方法に関する方針

ア. PCMC 社における資格不備者配置物件の分類

PCMC 社における資格不備者配置物件は、以下の A～C の物件に分類できるところ、それぞれの件数の内訳は以下のとおりである。

A：不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のある物件 4件

B：不特定多数が利用する物件 38件

C：利用者が限定されており、その影響が施主にとどまると考えられる物件 1180件

イ. 資格不備者配置物件の分類ごとの施主等の意向の確認方法

(ア) A 及び B に該当する物件

PCMC 社は、A 及び B に該当する物件については、資格不備者配置物件の発注者又は元請（以下「施主等」という。）に対し、「事前調査確認書」（別紙 7-2）を送付し、当該物件について、①設備の現存の有無（将来利用する可能性を含む。）、②施工日以降に発生した不具合の有無、③施工品質に関する調査希望の意向、④上記③の調査を希望しない意向を有する場合にあっては、その理由を照会し、第三者調査機関による施工品質調査の対象とするか検討することとした。

---

<sup>91</sup> 法人としての選任である。

(イ) Cに該当する物件のうち、施主において施工品質の不備が察知できる物件

PCMC社は、Cに該当する物件のうち、水漏れの発生等、施主において施工品質の不備があることが察知できると考えられる物件については、PCMC社のホームページ上において相談窓口を当委員会が必要と認める時期まで設置し、相談窓口設置期間中に、施主等から連絡を受けた物件については、PCMC社において当該施主等の意向や当該物件の状況を踏まえ、第三者調査機関による施工品質調査の対象とするか検討することとした。

(ウ) Cに該当する物件のうち、施主において施工品質の不備が察知できない物件

PCMC社は、Cに該当する物件のうち、主たる施工部分が目に見えない等の事情により、施主において施工品質の不備が察知できるとはいえない物件について、施主等に対し、「お施主様ご意向確認書」(別紙7-3)を送付し、当該書面に記載された施主等の意向を踏まえ、第三者調査機関による施工品質調査の対象とするか検討することとした。なお、物件の引渡しから一定期間経過している物件については、上記(イ)と同様にPCMC社のホームページ上の相談窓口を設置し、施主等から連絡を受けた物件については、PCMC社において当該施主等の意向や当該物件の状況を踏まえ、第三者調査機関による施工品質の対象とするか検討することとした。

ウ. 第三者調査機関による施工調査対象とする物件

資格不備者配置物件の中には、既に資格不備者が主任技術者又は監理技術者として配置された工事により設置された設備が撤去されていることから、施工品質の調査が困難となる物件や施主等が存在する。

そこで、PCMC社は、上記イにおける資格不備者配置物件の分類ごとの施主の意向等の確認方法による確認の結果として、①施主等との連絡が取れない物件、②撤去済みであり存在しない物件(更新予定である場合も含む)、③利用されていない物件(将来利用される予定もない物件)、④段階検査、竣工検査及び完成検査、又はその後の定期検査等において、施工上の問題が認められなかったことを理由に施工品質に関する調査を希望しないと回答があった物件については、当委員会の確認を得た上で、第三者調査機関による施工品質の対象から除外する方針とした。

## 2. 当委員会による施工品質の調査方法に関する評価

### (1) 施工品質の調査方法に対する評価

#### ア. 資格不備者配置物件及び現地調査対象物件の抽出方法に対する評価

PCMC 社は、資格不備者配置物件の抽出に当たり、技術検定試験の受験資格又は実務経験による監理技術者資格の要件が「×」と判定された者が、主任技術者又は監理技術者として配置されたことが確認できた物件について施工品質の調査対象とすることとしたところ（前記 1(1)参照）、当委員会は、PCMC 社から、当該抽出方法の具体的手順についてヒアリングし、資格不備者配置物件の抽出方法が適正であることを確認した。

なお、PCMC 社は、資格不備者配置物件のうち、設備が現存しない物件や発注者において施工時に施工品質が確認された物件等を第三者調査機関による施工品質の調査対象から除外する方針としているが、当委員会は、設備が現存するか否か等について、PCMC 社が施主等から受領する「事前調査確認書」、「お施主様ご意向確認書」、又はその他施主等の意向や当該物件の状況を PCMC 社が記録した議事録等を確認する予定である。また、施主等より、第三者調査機関による施工品質調査が不要であるとの意向が示された物件については、必要に応じ、技術委員に諮問し、又は PCMC 社をして施主等に対して、施工品質の確認が不要である理由を確認する方法により、施工品質の確認を不要とする理由に不合理な点が認められないことを確認する予定である。

#### イ. 技術委員の選任に対する評価

当委員会は、PCMC 社が選任した技術委員について、PCMC 社との利害関係の有無及びその技術的知見について確認した。

まず、当委員会は、技術委員について、PCMC 社から資料提出及びヒアリングする方法により、技術委員が PCMC 社を含むパナソニックグループと取引関係にないか又は取引量が少ないことを確認し、選任された技術委員が PCMC 社を含むパナソニックグループとは特段の利害関係がなく、施工品質の確認に当たり、中立性及び独立性に問題がないことを確認した。

また、当委員会は、技術委員に対しヒアリングをすることにより、いずれも専門的知見を有しており、施工品質調査に関する技術的知見を得ることにつき問題がないことを確認した。

以上のとおり、当委員会は、技術委員について、いずれも中立性、独立性及び専門性について問題がないものと評価した。

#### ウ. 第三者調査機関の選任に対する評価

当委員会は、PCMC 社が選任した第三者調査機関について、PCMC 社との利害関係の有無及びその調査能力について確認した。

まず、当委員会は、第三者調査機関について、PCMC 社から資料提出及びヒアリングする方法により、第三者調査機関が PCMC 社を含むパナソニックグループと取引関係にないか又は取引量が少ないことを確認し、選任された第三者調査機関が PCMC 社を含むパナソニックグループとは特段の利害関係がなく、施工品質の確認に当たり、中立性及び独立性に問題がないことを確認した。

また、当委員会は、第三者調査機関に対しヒアリングをすることにより、施工品質調査に関する技術的知見を得ることにつき問題がないことを確認した。

以上のとおり、当委員会は、第三者調査機関について、中立性、独立性及び専門性について問題がないものと評価した。

#### (2) 安全上の問題の有無、今後の調査の予定等

資格不備者配置物件 1222 件のうち不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のある物件（A に該当する物件）は 4 件であるが<sup>92</sup>、当委員会は、これらの全ての物件について、PCMC 社をして施主等に対し、過去の定期点検における異常の有無等を面談等の方法により照会させ、特段問題がないとの一次的な回答を得ている。

その結果、当委員会は、資格不備者配置物件のうち不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のある物件については、いずれも安全上の問題が生じていないものと評価し、資格不備者配置物件における施工品質の問題の有無については、追って提出される第三者調査機関による調査結果を待って、その適切性について判断するものとした。

## 第8 結語

実務経験の不備による不正又は不適切な資格取得は、それが故意による取得であろうと、過失による取得であろうと、明白な法令違反行為である。かかる法令違反の責任は、資格を保持する個人のみならず、当該実務経験を承認した会社に対しても問われる。

本報告書で繰り返し指摘した利益相反構造の観点や会社自身が実務経験の証明をした事実等に鑑みれば、第一義的には会社の責任は重いというべきであり、PCMC 社は、法令違反行為が発生してしまった根本原因を改めて深く直視しなければならない。

そして、実務経験の充足に係るチェックや牽制体制の構築に傾注するだけでなく、少子高齢化の一方、インフラの維持が急務である我が国の状況を捉え、建設業関連従

<sup>92</sup> その余の 1218 件については、いずれも不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のあるものではないと考えられる物件である。

事者の適切なる確保の観点や個人のキャリアプランをも意識し、従業員に寄り添った形で再発防止策を検討することが求められている。当委員会として検討した再発防止策の提言等をも参酌し、PCMC社として、二度とこのような事態が起きないように努めることが求められる。

また、上記にいう再発防止策の策定検討及び履行においては、2006年におけるパナソニックグループで同種の問題が発生したことが、PCMC社にも十二分に浸透しなかったことが一つの原因として認められることにも照らせば、本報告書にも記載したとおり、「グループガバナンス」の観点から構築することも求められる。

もとより、この点は、PCMC社だけで完遂できる問題ではないことは、当委員会も十分に了知している。そうだとすると、PCMC社の社会的存在に鑑みれば、PCMC社が率先して、パナソニックグループ全体への取組みとして働きかけるような局面があることも、当委員会としては強く期待したい。

PCMC社は、パナソニックグループの関連会社を取り扱う商品及び役務を販売するだけでなく、工事から保守メンテナンス等も行い、その事業は広範囲の領域をカバーし、主要な事業領域としても6分野を抱え、その売上高は1兆円に迫るコングロマリットである。このように、広く我が国の社会生活に必要な事業を提供しており、重要な社会的存在であるPCMC社自身が、パナソニックグループの一員として、実務経験の確認体制及び人材育成体制を如何に構築していくかにつき、グループ全社的に取り組むことを率先して提言してくことを期待し、結語としたい。

別紙 1-3 (実務経験不備者書面調査/調査票の回答状況)

▶ 対象者の範囲

PCMC 社に在籍する役職員及び 2020 年 11 月 27 日以前の退職者

▶ 回答の方法

回答者が調査票用紙に回答を記載の上、当該調査票用紙を当委員会に郵送により提出する方法又は調査票の Word データに回答を記入の上、当該データを当委員会が指定したメールアドレス宛に送信する方法によった。

▶ 対象者数<sup>1</sup>及び回答人数 (回答率)

【在籍者】

対象者数	回答人数	回答率
62 名	62 名・68 資格	100%

【退職者】

対象者数	回答人数	回答率
12 名	8 名・10 資格	66%

---

<sup>1</sup> 不服申立の期間経過後に「×」判定から「○」判定に変更となった対象者等にも書面調査票に対する回答を依頼していたため、書面調査を依頼した人数と本調査で最終的に実務経験不備があると認定した人数が異なっている。

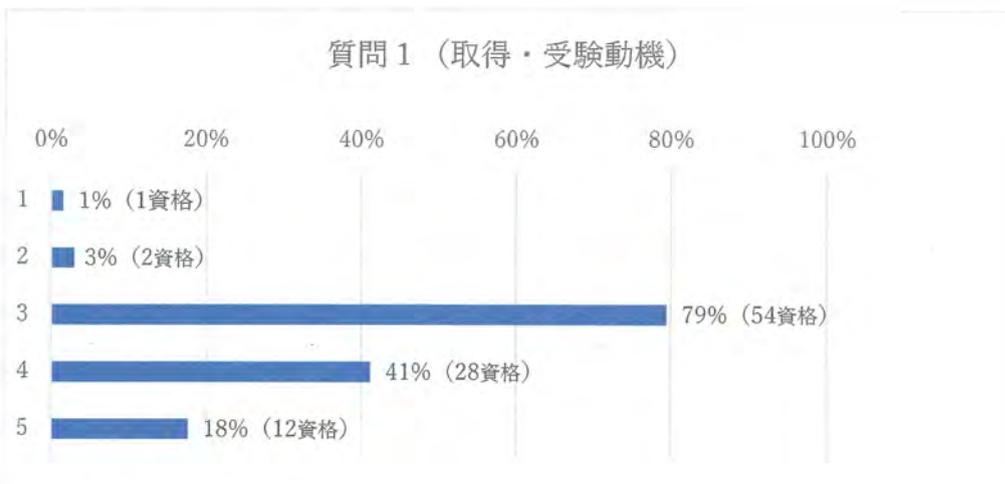
➤ 質問内容及び回答結果

質問 1

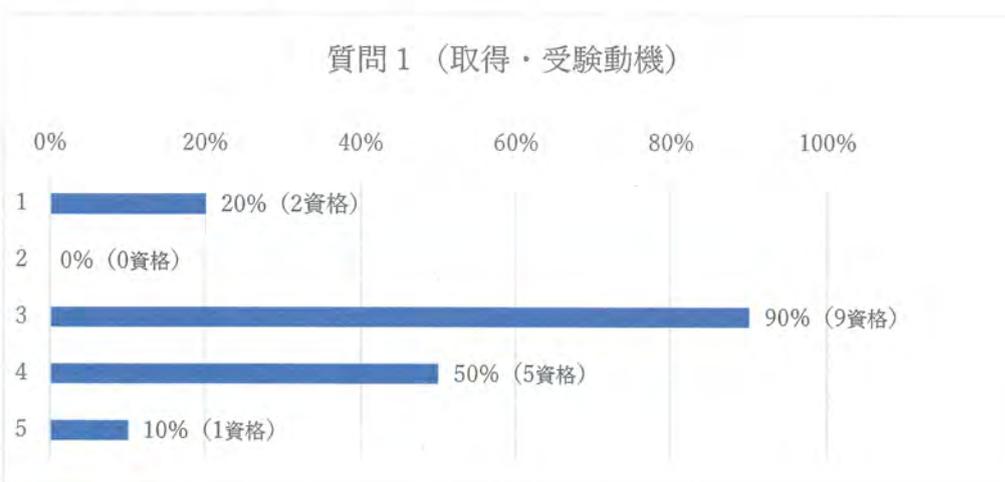
技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の取得をした動機について（複数回答可）

- 1 昇進のために有利／昇進のために必須であるため受験・取得した。
- 2 資格手当のために受験・取得した。
- 3 上司、同僚などから受験・取得を勧められたため受験・取得した。
- 4 業務上、必要だから受験・取得した。
- 5 その他

回答結果【在籍者】



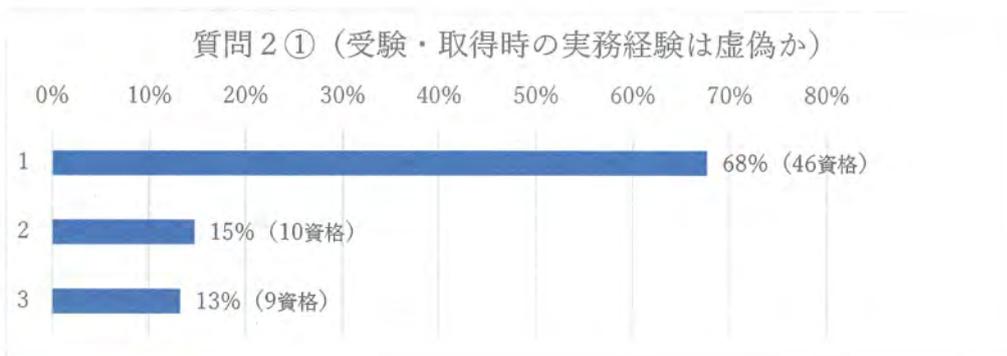
回答結果【退職者】



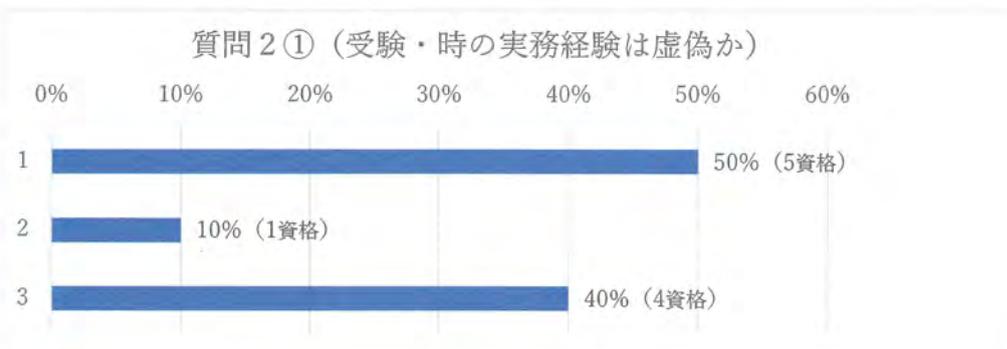
質問2①

- ① 技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の取得をした当時の受験又は取得の申請書に記載した実務経歴について
- 1 すべて自分が経験した実務経歴を記載した。
  - 2 一部、自分が経験していない実務経歴を記載した。
  - 3 すべて自分が経験していない実務経歴を記載した。

回答結果【在籍者】



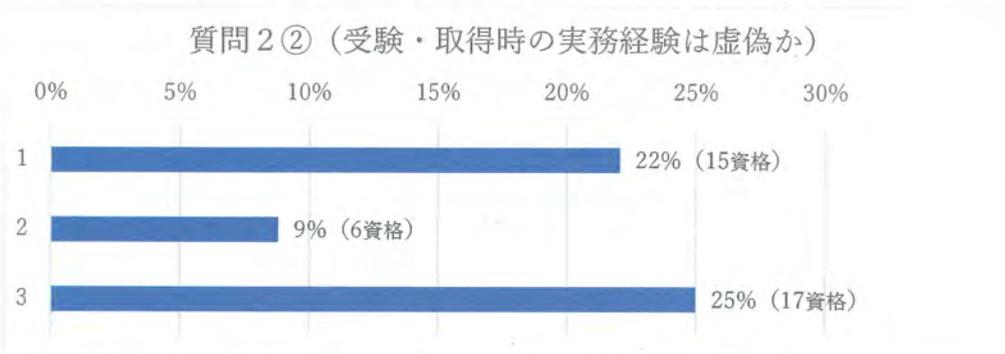
回答結果【退職者】



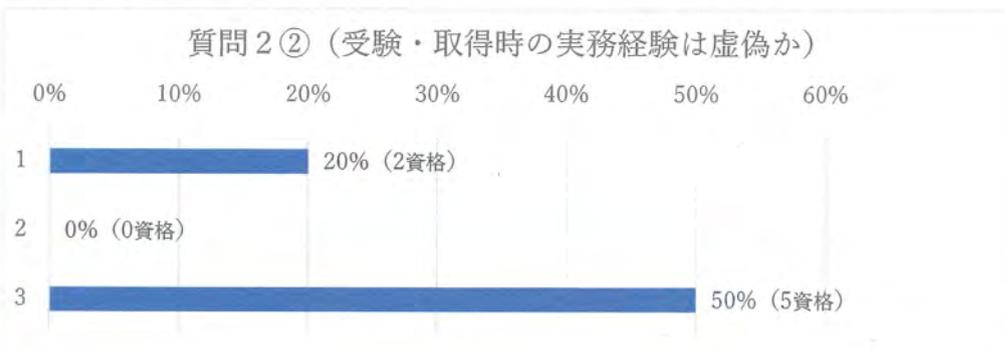
質問2②

- ② 自分が経験していない実務経験をどのように記載したのかについて
- 1 上司、同僚から教えられた。
  - 2 自分で考えた。
  - 3 その他

回答結果【在籍者】



回答結果【退職者】

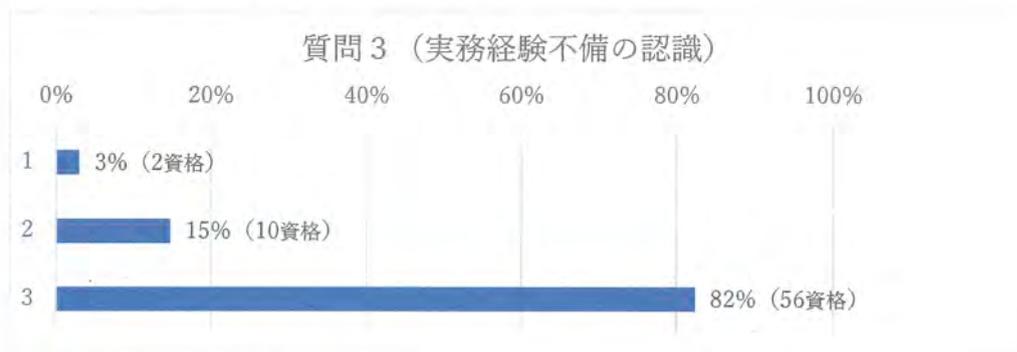


### 質問3

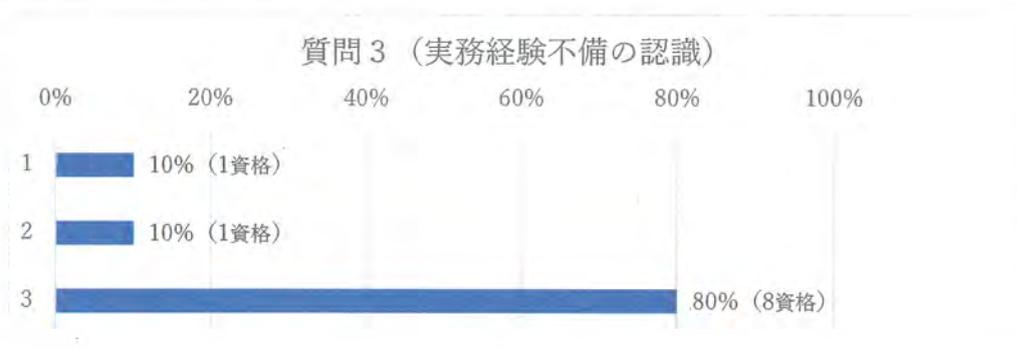
技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の取得をした当時における自己の実務経験不備に関する認識について

- 1 実務経験に不備がある（受験、取得要件を満たさない）ことを知っていた。
- 2 実務経験に不備がある（受験、取得要件を満たさない）かもしれないと思っていた。
- 3 実務経験に不備がある（受験、取得要件を満たさない）ことを知らなかった。

### 回答結果【在籍者】



### 回答結果【退職者】

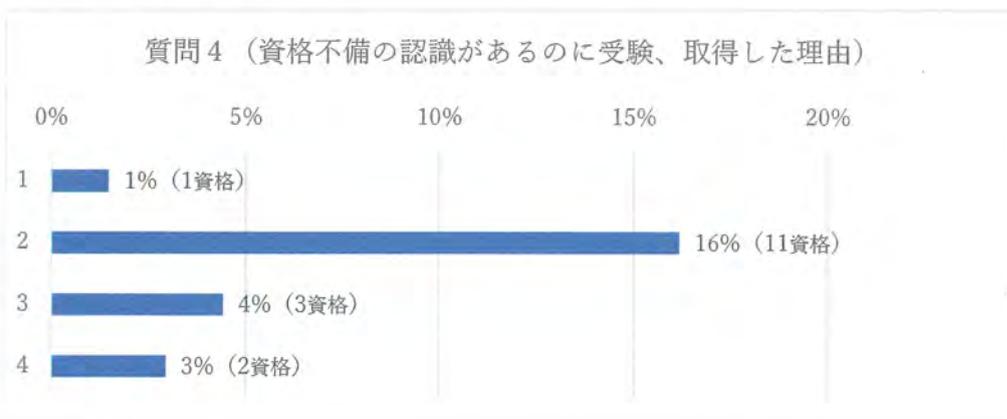


#### 質問 4

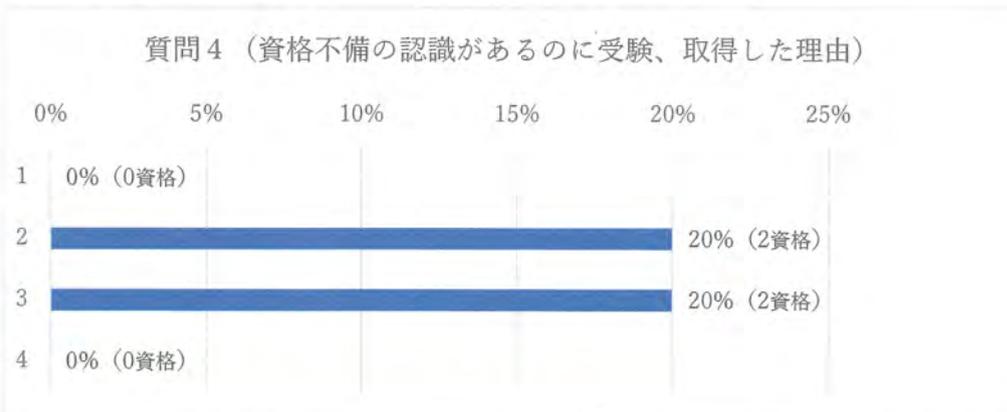
実務経験に不備がある（受験、取得要件を満たさない）ことを知っていた又は不備があるかもしれないと思っていたにもかかわらず、受験、取得した理由について（複数回答可）

- 1 どうしても受験・取得をしたかった。
- 2 上司・同僚から受験・取得をできる、と言われた。
- 3 当時、所属していた会社の建設業安全管理担当者から実務経験に不備があると指摘をうけなかった。
- 4 その他

#### 回答結果【在籍者】



#### 回答結果【退職者】

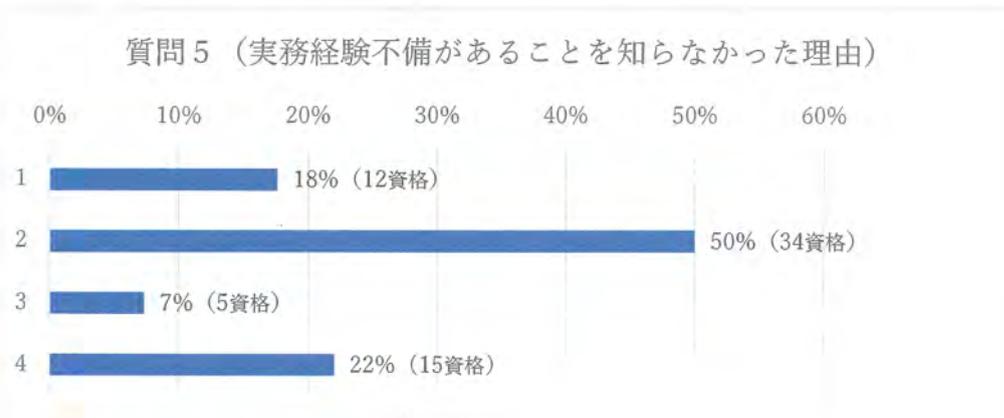


### 質問5

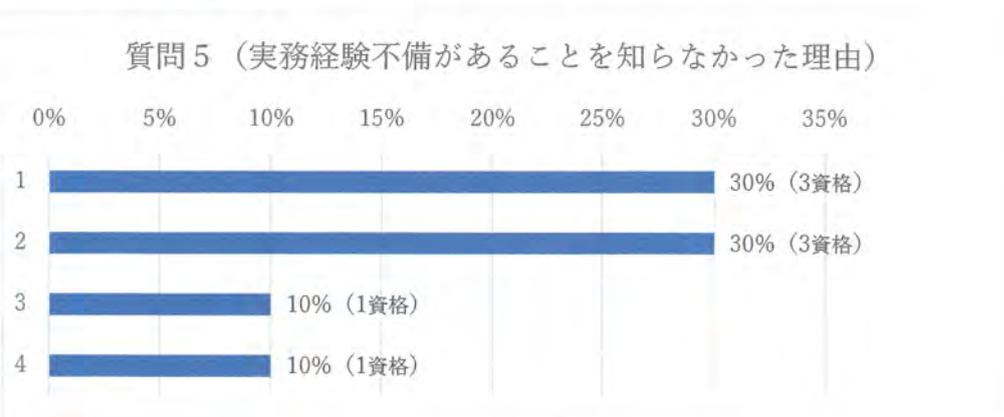
実務経験に不備がある（受験、取得要件を満たさない）ことを知らなかった理由について

- 1 受験の手引きなどの実務経験について記載している書類を確認しなかった。
- 2 受験の手引きなどの実務経験について記載している書類を確認したが、自分の実務経験に不備があるとは思わなかった。
- 3 受験の手引きをなどの実務経験について記載している書類を確認したところ、実務経験を満たすのか疑問に思ったが、自分で調べるなどして、実務経験を満たすと思った。
- 4 その他

### 回答結果【在籍者】



### 回答結果【退職者】



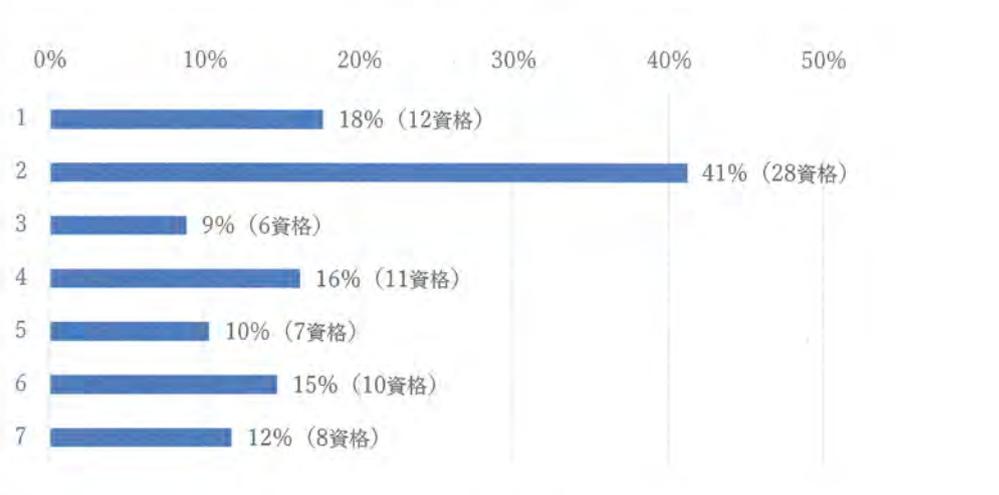
## 質問6

技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の取得における受験票又は申請書における不備の内容について

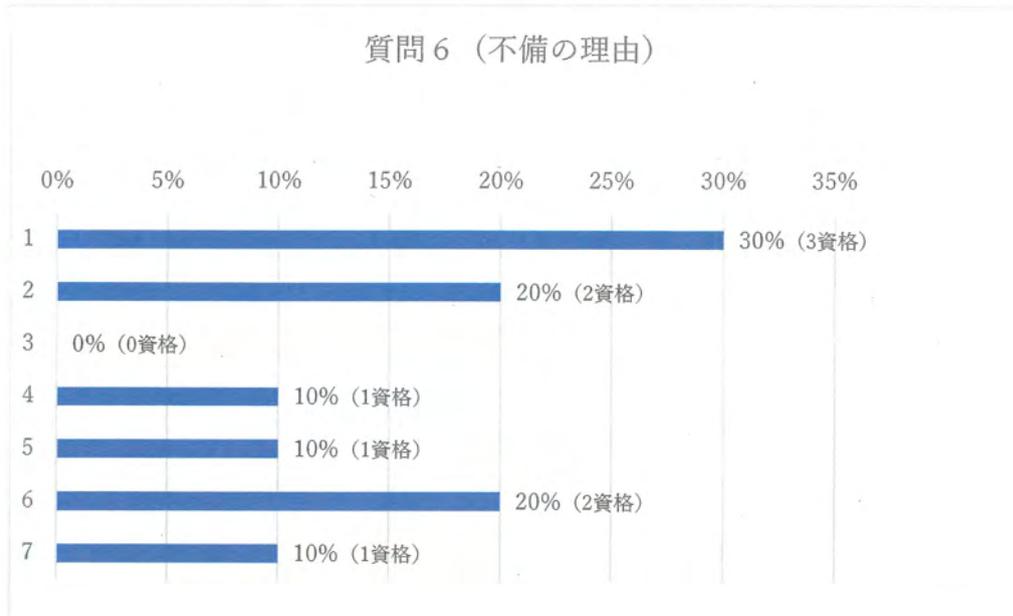
- 1 受験票又は申請書に実務経験として認められない工事種別・工事内容を実務経験に算入してしまった。
- 2 受験票又は申請書に施工に直接的に関わる技術上の職務経験ではないため実務経験と認められない実務経験を算入してしまった。
- 3 受験票又は申請書に指導監督の実務経験と認められない経験を指導監督の実務経験として算入してしまった。
- 4 受験票又は申請書に他の技術検定と重複した工事を実務経験として算入してしまった。
- 5 受験票又は申請書に虚偽の実務経験を記載してしまった。
- 6 今回の調査を経ても、受験票又は申請書に記載した実務経験には不備があるとは思っていない。
- 7 その他

## 回答結果【在籍者】

質問6（不備の理由）



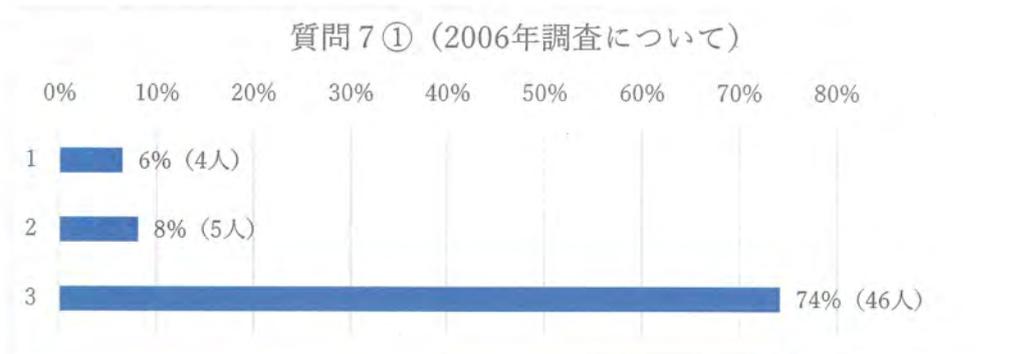
回答結果【退職者】



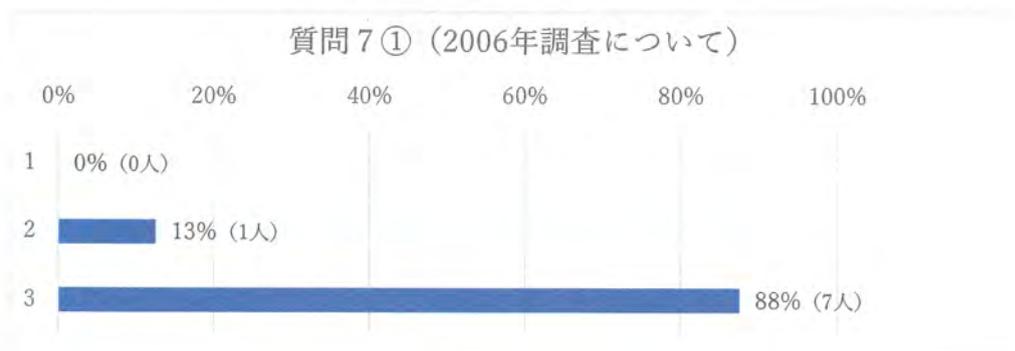
質問7①

- ① 2006年に行われた技術検定試験の受験及び監理技術者資格者証の取得における実務経験についての調査の認識について
- 1 2006年の調査の対象だった。
  - 2 2006年の調査の対象ではなかったが、調査があったことは知っている。
  - 3 2006年の調査は知らない。

回答結果【在籍者】



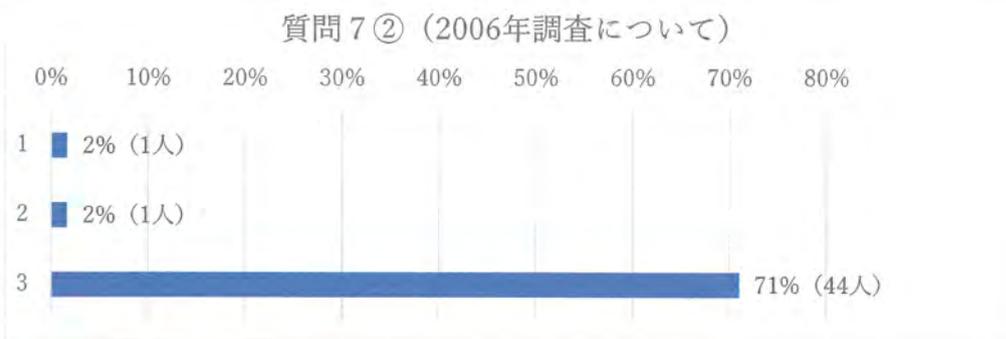
回答結果【退職者】



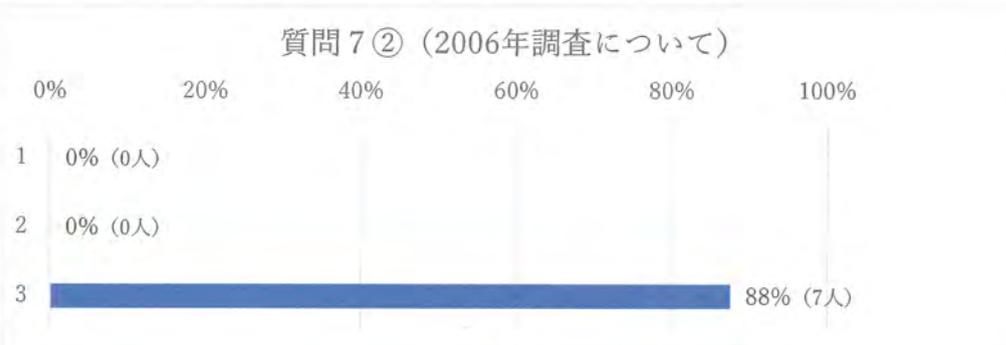
### 質問 7 ②

- ② 2006 年の調査の結果、実務経験不備の方がいたことの認識について
- 1 私は 2006 年調査の結果、実務経験に不備があると言われた。
  - 2 私は 2006 年調査の結果、実務経験に不備があると言われなかったが、他の人が実務経験に不備があると言われたのを知っている。
  - 3 2006 年調査の結果、実務経験不備の方がいたことを知らない。

### 回答結果【在籍者】



### 回答結果【退職者】

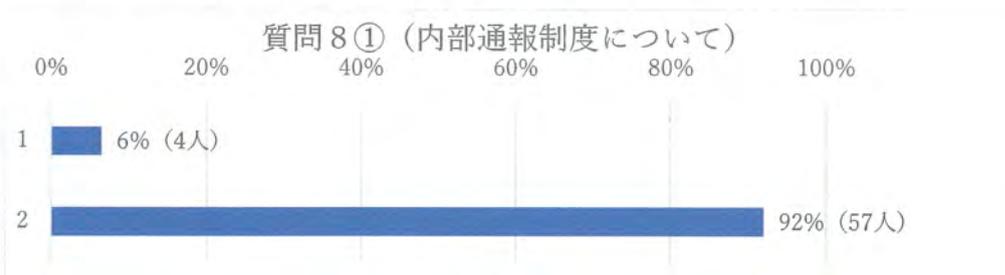


**質問 8 ①**

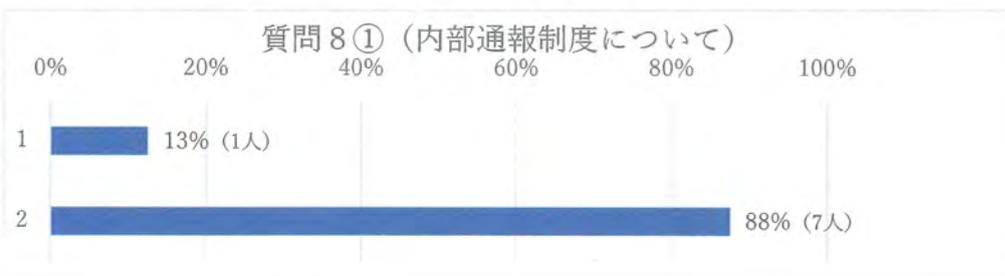
① 実務経験不備となった資格を受験又は申請した際の Ears 等の内部通報制度があったことの認識について

- 1 知っていた。
- 2 知らなかった。

**回答結果【在籍者】**



**回答結果【退職者】**

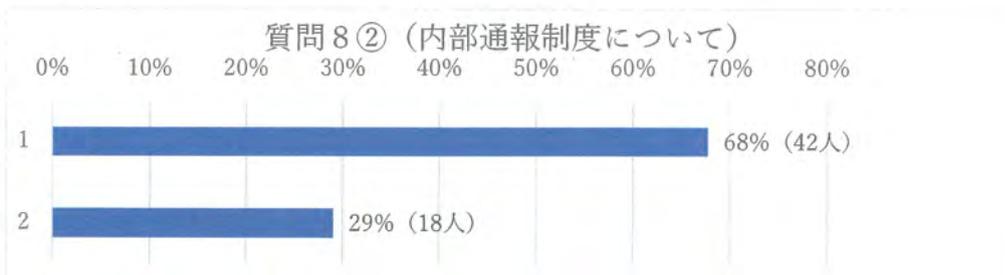


### 質問 8 ②

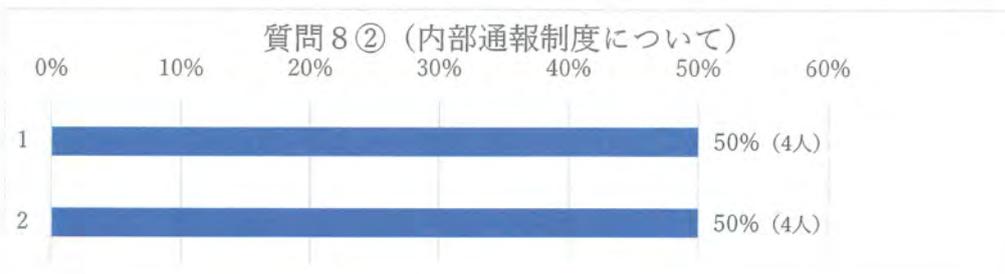
② 仮に、実務経験不備となった資格を受験又は申請した際に内部通報制度の存在を知っていた場合の対応について

- 1 内部通報を行っていた。
- 2 内部通報は行わなかった。

### 回答結果【在籍者】

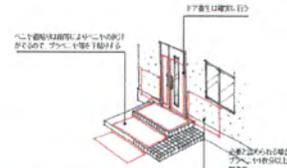


### 回答結果【退職者】

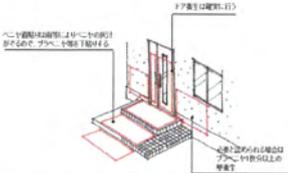


別紙 2 (PCMC 社の工事)

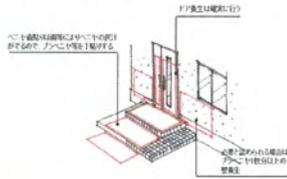
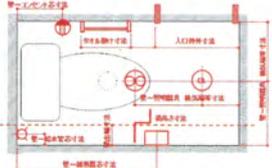
【エアコン工事】

<p>エアコン工事</p>	<p>仮設工事</p>	<p>1. 搬入経路の養生、墨出し</p> 	
<p>撤去工事</p>	<p>1. 配管及びエアコン本体の撤去</p> 	<p>2. フロン回収</p> 	
<p>本工事</p>	<p>1. 荒配管・本体設置</p> 	<p>2. 荒配線・本体接続</p> 	
	<p>3. 露出部配管カバー敷設</p> 	<p>4. 電源・電流・電圧確認</p> 	
	<p>5. 機器クリーニング、仮設材撤去、試運転調整</p> 		

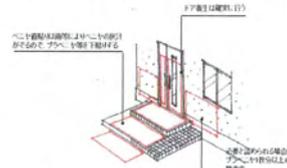
【キッチン工事】

キッチン工事	仮設工事	<p>1. 搬入経路の養生、墨出し</p> 	
	撤去工事	<p>1. 配管一部・キッチン・下地撤去</p> 	
本工事		<p>1. 荒配管・漏水確認</p> 	<p>2. 荒配線・漏電確認</p> 
		<p>3. キッチンセット搬入設置、配管類接続</p> 	<p>4. 接続工事、電源・電流・電圧確認</p> 
		<p>4. 試運転調整</p> 	<p>5. 機器クリーニング、仮設撤去</p> 

【トイレ工事】

<p>トイレ工事</p>	<p>準備工</p>	<p>1. 作業計画立案</p> 	<p>2. 工事工程・安全計画作成</p> 
<p>仮設工事</p>	<p>1. 搬入経路の養生、墨出し</p> 		
<p>撤去工事</p>	<p>1. 既存便器セット撤去</p> 	<p>2. 配管位置墨出し</p> 	
<p>本工事</p>	<p>1. 便器セット搬入設置</p> 	<p>2. クリーニング、試運転調整</p> 	

【浴室工事】

浴室工事	仮設工事	<p>1. 搬入経路の養生、墨出し</p> 	
	撤去工事	<p>1. 配管一部・既存SB・間仕切壁撤去</p> 	<p>2. 配線一部・照明器具撤去</p> 
		<p>3. 漏電確認</p> 	
	本工事	<p>1. 荒配管、漏水確認</p> 	<p>2. 専用回路配線、接続工事等</p> 
		<p>3. SBセット搬入設置・配管類接続</p> 	<p>4. 試運転調整</p> 
		<p>5. 間仕切壁組、間仕切壁ビニクロ張り</p> 	<p>6. 取合部調整</p> 
		<p>7. クリーニング、仮設材撤去</p> 	

【洗面工事】

洗面工事	仮設工事	<p>1. 搬入経路の養生、墨出し</p> 	
	撤去工事	<p>1. 既設機器撤去</p> 	
本工事	1. 給排水・電気工事		2. 洗面取付け
	3. 配管接続		
	仮設工事	<p>1. 試運転・清掃片付け</p> 	

【内装工事】

内装工事	仮設工事	<p>1. 搬入経路の養生、墨出し</p> 		
	撤去工事	<p>1. 器具撤去、内装撤去</p> 		
本工事	1. 屋内配線		2. 下地造作 (床)	
	3. 下地造作 (天井・壁)		4. 床仕上げ工事、器具配線開口	
	5. クロス貼り		6. 造作材取付け (巾木、廻り縁)	
	7. 配管接続、器具取付け			
	仮設工事		<p>1. 試運転、清掃片付け</p> 	

【屋根工事—塗装】

<p>屋根工事 —塗装</p>	<p>仮設工事</p>	<p>1. 足場設置</p> 	<p>2. ネット養生</p> 	
<p>本工事</p>	<p>1. 既存屋根清掃・ケレン</p> 	<p>2. 高圧洗浄</p> 	<p>3. 下地調整、補修</p> 	
	<p>4. 下塗り</p> 	<p>5. 中塗り、上塗り</p> 	<p>6. 検査、手直し</p> 	
	<p>仮設工事</p>	<p>1. 足場撤去</p> 		

【外装工事】

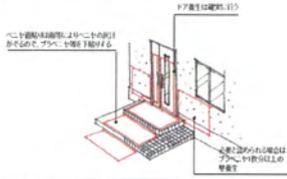
外装工事	仮設工事	1. 足場設置 	2. ネット養生 
		3. 現場巡視、養生捲上げ 	
	本工事	1. 既存外壁高圧洗浄・乾燥・養生 	2. 下地調整、補修 
3. 開口部等の養生 		4. 外壁塗装（下塗り、中塗り、上塗り） 	
5. 検査、手直し 			
仮設工事		1. 足場撤去 	

【給湯器設置工事】

給湯器設置工事	撤去工事	1. 基礎工事	
	本工事	1. 配管・電源配線工事	
		2. 機器設置、機器つなぎ	3. 試運転、清掃片付け



【屋内配線工事】

外装工事	本工事	<p>1. 仮設養生、墨出し</p> 	<p>2. 屋内配線（天井裏配線）</p> 
		<p>3. 下地補強造作、配線取出し</p> 	<p>4. 内部クロス</p> 
		<p>5. 器具取付け</p> 	<p>4. 開口部等の養生</p> 

【コンビニエンスストア太陽光設備工事】

コンビニエンス ストア太陽光設 備工事	準備工	1. 現地調査、仕様検討等 	
	本工事	1. パネル設置 	2. 配線工事 
		3. 連携 	

【インターネット導入工事】

インターネット 導入工事	準備工	<p>1. サーベイ実施・結果報告等</p> 
		<p>2. 上位回線引込立会い等</p> 
	本工事	<p>1. 共用部工事（機器設置、配管ケーブル敷設、電源工事、棟開通試験）</p> 

【マンションインターホン更新工事】

<p>マンションインターホン更新工事</p>	<p>準備工</p>	<p>1. 施工前調査</p> 	
	<p>仮設工事</p>	<p>1. 現場作業前準備</p> 	
	<p>本工事</p>	<p>1. 専用部工事</p> 	<p>2. 共用部工事</p> 

別紙3

◆実務経験調査書 ※資格取得に関する実務経験のみの記入で可

被調査者	最終学歴		
	学校名	学科等 (※指定学科の場合、分かるように記載すること)	卒業年月
000松下太郎	〇〇大学	電気科	2005.3

調査責任者	確認日	管理No

担当者(建設業統括部)	担当弁護士	最終更新日

A.【指導監督の実務経験】

指導経験No	工事コード 得意先コード	工事名 得意先名	工事 業種 元/下	契約工期 担当期間	請負金額 職務	当時の在籍会社		指導監督の実務経験の内容 (※指導内容記入)	業種毎の 経験月数(ヶ月)※2				証明するもの (件名書類、建設 キャリア、面談等)
						会社名	部署名		電	機	( )	( )	
1	222222222-001 22222	〇〇向け〇〇工事 パナソニック〇〇事業部	電気 元請	2008/10/01~2009/09/30 2008/10/01~2009/09/30	111,111,111 現場代理人		工事部 第3工事課		12.0				建設キャリアシステム
2													
3													
4													
5													
※建設キャリアアップシステム以外で証明する実務経験は以下に記載													
6	—	〇〇向け〇〇工事 パナソニック〇〇事業部	機械器具 元請	2017/10/01~2019/09/30 2017/10/01~2019/09/30	1,111,111,111 現場代理人		工事部 第3工事課		24.0				施工体系図
7													
8													
9													
10													
指導監督の実務経験 合計(ヶ月)									12.0	24.0	0.0	0.0	

D.【認定した指導監督の実務経験】

業種毎の 経験月数(ヶ月)※2	備考		進捗
	電	機	
6.0		付帯工事のため、付帯工事部分の期間に限定して算入	完了
6.0	0.0	0.0	0.0

B.【実務経験】

実務経験No	工事コード 得意先コード	工事名 得意先名	工事 業種 元/下	契約工期 担当期間	請負金額 職務	当時の在籍会社		実務経験の内容	業種毎の 経験月数(ヶ月)※2				証明するもの (件名書類、建設 キャリア、面談等)
						会社名	部署名		電	機	( )	( )	
1	111111111-001 11111	〇〇向け〇〇工事 パナソニック〇〇事業部	電気 元請	2005/10/01~2007/11/30 2005/10/01~2007/11/30	1,111,111,111 補助員		工事部 第3工事課		24.0				建設キャリアシステム
2													
3													
4													
5													
※建設キャリアアップシステム以外で証明する実務経験は以下に記載													
6		〇〇向け〇〇工事 松下〇〇機器	機械器具 下請	2009/10/01~2010/09/30 2009/10/01~2010/09/30	1,111,111,111 補助員		工事部 第3工事課		12.0				施工計画書
7													
8		〇〇向け〇〇工事 松下〇〇機器 他〇〇件	機械器具 下請	2016/10/01~2017/09/30 2016/10/01~2017/09/30	1,111,111,111 補助員		工事部 第3工事課		12.0				面談
9													
10													
実務経験 合計(ヶ月)									24.0	96.0	0.0	0.0	

E.【認定した実務経験】

業種毎の 経験月数(ヶ月)※2	備考		備考
	電	機	
0.0	96.0	0.0	0.0
0.0	96.0	0.0	0.0

C.【資格保持情報】

●国家資格による資格取得

資格No	業種	資格名称	資格取得情報		立場 ※1	資格取得年月			受験時の実務経験月数(ヶ月)			備考	
			受験のための実務経験			当時の 在籍会社名	初回受験 年月	合格年月	必要月数	調査結果月数			
			指導経験No	実務経験No						合計 ①+②	指導 ①		実務 ②
1	電気	1級電気工事施工管理技士	1	1	監		2010.5	2011.5	36ヶ月以上 (指導12ヶ月以上含む)	36.0	12.0	24.0	
										0.0			
										0.0			

●実務経験による資格取得

資格No	業種	(2級国家資格等を利用した場合) 使用した資格Noを記載	資格取得情報		立場 ※1	資格取得年月			資格取得のための実務経験月数(ヶ月)			備考	
			資格取得のための実務経験			当時の 在籍会社名	監理技術者 資格取得年月	専任技術者 申請年月	必要月数	調査結果月数			
			指導経験No	実務経験No						合計 ①+②	指導 ①		実務 ②
2	機械器具		6	6, ..., 8	専1			2019.10	120ヶ月以上 (指導24ヶ月以上含む)	120.0	24.0	96.0	
										0.0			
										0.0			

F.【判定結果】

判定結果	受験時基準			合格時基準			備考
	認定した実務経験月数(ヶ月)			認定した実務経験月数(ヶ月)			
	合計 ①+②	指導 ①	実務 ②	合計 ①+②	指導 ①	実務 ②	
×				○			

判定結果	認定した実務経験月数(ヶ月)			備考
	合計 ①+②	指導 ①	実務 ②	
	○			

調査結果/調査責任者コメント

本内容に関し、虚偽はありません。  
氏名 松下 太郎 印

※1: 監 :現場の監理技術者になりうるもの(1級国家資格者、2級等の国家資格者+実務経験者、実務経験者のみ)  
主 :現場の主任技術者(技術検定2級合格者)  
専1:特定建設業の専任技術者  
専2:特定建設業の専任技術者

## 資格不備者が専任技術者として配置された営業所

No.	氏名	「×」と判定された資格	専任技術者としての在任		
			支店/営業所	期間	種類(工種)
		2級管工事施工管理技士	首都圏支社		管工事業
			首都圏支社		管工事業
		1級電気工事施工管理技士	東北社		電気工事業
		2級管工事施工管理技士	中部社		管工事業
		2級管工事施工管理技士	九州社		管工事業
		2級建築施工管理技士	首都圏社		建築工事業
		2級管工事施工管理技士	中国社		管工事業
		2級管工事施工管理技士	九州社		管工事業